

愛知学院大学
自己点検・評価報告書

2024（令和6）年度



目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	13
第3章 教育研究組織	19
第4章 教育・学習	25
第5章 学生の受け入れ	41
第6章 教員・教員組織	47
第7章 学生支援	57
第8章 教育研究等環境	66
第9章 社会連携・社会貢献	69
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	79
第2節 財務	84
終章	86

序章

1876（明治9）年に創立された学校法人愛知学院は2026（令和8）年に創立150周年を迎える。その法人によって1953（昭和28）年に設置された愛知学院大学は70年を超える歴史を持つ。現在は4つにキャンパスに、10学部16学科、9研究科を展開している。

本学は2020（令和2）年に第3期大学基準協会認証評価を受審し、「大学基準に適合」という判定を受けたものの、1つの是正勧告を受け、さらに6つの改善課題の指摘を受けた。是正勧告においては、学則や規程の見直しを行わずに大幅な組織再編を実施したことが、不適切な大学運営であると指摘された。また、改善課題においては、「全学自己点検・自己評価委員会」と「大学教学改革推進会議」の役割が不明瞭である点、一部学部が単位の実質化が十分に進んでいない点、一部研究科において博士学位論文ループリックが適切に運用されていない点、学部・研究科において適切な定員管理がなされていない点、一部研究科においてFD活動が実施されていない点が指摘された。

これを受け本学では、規程の整備を進めるとともに、2021（令和3）年に大学全体の質保証を推進する組織として「内部質保証推進会議」を設置し、点検に従事する「自己点検・評価委員会」との役割を明確にした。すなわち、学長を議長とする「内部質保証推進会議」を中心に、全学レベル（内部質保証推進会議、自己点検・評価委員会、各種委員会）、組織レベル（各学部・研究科・研究所・センター・事務部課所）、構成員レベル（教職員）からなる三層構造のPDCA体制を整備した。

「内部質保証推進会議」の指示のもと、各部署において改善の検討・実施を進め、第3期認証評価での指摘事項についても改善を図った。2023（令和5）年度にはその中間報告を大学基準協会に提出し、2024（令和6）年度には大学基準協会より本学の改善状況に対する検討結果が示された。その結果、残念ながら、一部学部において単位の実質化への対応が不十分である点、また一部学部・研究科において定員管理が不十分である点が、改めて指摘された。

2027（令和9）年度の受審が予定されている第4期基準協会認証評価に向け、第3期認証評価での指摘を踏まえ、今般2024（令和6）年度に自己点検・評価を実施し、その結果を本報告書にまとめた。大学基準協会が第4期認証評価の要と捉える「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」を本学としても重視して自己点検・評価に取り組んだ。

本報告書は、第1章「理念・目的」、第2章「内部質保証」、第3章「教育研究組織」、第4章「教育・学習」、第5章「学生の受け入れ」、第6章「教員・教員組織」、第7章「学生支援」、第8章「教育研究等環境」、第9章「社会連携・社会貢献」、第10章「大学運営・財務」から構成されている。各章において、現状の分析を行ったうえで、長所と問題点を洗い出し、改善及び発展に向けた方向性を導出している。

第1章 理念・目的(本文)

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

＜評価の視点＞

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

学校法人愛知学院（以下、「本法人」）は、1876（明治9）年に、宗門人教育のための曹洞宗専門学支校として創立され、2026（令和8）年には創立150周年を迎えるという長い歴史を有している。

こうした歴史を踏まえ、本法人は、「学校法人愛知学院寄附行為」の第2章「目的及び事業」の第4条「目的」において、本法人の理念・目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。さらに、建学の精神「行学一体・報恩感謝」を教育の柱として常に掲げ、各学部の『履修要項』及び『大学院要項』等において、この建学の精神の説明として、「禪の思想を基とした「行学一体」の人格形成に努め、「報恩感謝」の生活ができる社会人の育成を建学の精神としています。「行」とは自己を磨くこと、「学」とは真理を探究すること。行学一体は知的な理解のみに満足せず、人間的な成長をめざす「知の実践」を意味します。また、「報恩感謝」は、自己を正しく捉えて、ともに生きるすべての人や社会に感謝し、その恩恵に報いる心を表す言葉です。こうした教育理念を貫き、学生の自発的な修学や挑戦を促して、社会に広く貢献できる力を培います。」と述べている。また、「めざす人間像」として「自分の可能性に挑戦し、協働の場で主体的に活躍できる人」を提示し、「教育理念・目的」として、「専門の理論と応用を教授・研究し、併せて本学設立の趣旨である仏教、特に禪の精神を基とした人格形成に努め、知の実践と自己の把握により、感謝の心をもった社会人を養成して、広く各界に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献します。」と述べて、大学の理念・目的をより詳しく設定している。

こうした法人全体の理念・目的に則り、教育研究活動等の諸活動を方向付けるために、愛知学院大学（以下、「本学」）の大学学則及び大学院学則では、その理念・目的並びにその公表について、以下のように適切に設定している。

愛知学院大学学則（第1章「総則」）

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、学問の独立を全うし、真理の探求と学理の応用に努め、深く専門の学芸を教授研究し、その普及を図ることを目的とし、併せて本大学設立の趣旨である仏教精神、とくに禪の教えを身につけた個性豊かにして教養高く、国家及び社会の形成者として有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを使命とする。

第1条の2 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

愛知学院大学大学院学則（第1章「総則」）

第1条 本大学院は本学の目的及び使命達成のため学部における教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与し得る人材を養成することを目的とする。

第1条の3 本大学院は、研究科、専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、広く社会に公表する。

そして、上記に定めた大学学則及び大学院学則の理念・目的を踏まえ、各学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにするため、2019（令和元）年4月1日に、「愛知学院大学人材の養成・教育研究上の目的に関する規程」を定めた。その主な内容を抜粋すれば以下のようである。

第1章 目的

（目的）

第1条 この規程は愛知学院大学学則第1条の3に基づき学部（教養部含む）及び研究科ごとに人材の養成・教育研究上の目的を定め、明確にすることを目的とする。

第2章 学部

（文学部の人材の養成・教育研究上の目的）

第2条 文学部は、「人間」とその社会をさまざまな視点から研究し、その成果をもって、本学の建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を実行できる人材を育てることを目的とする。そのための教育研究上の目的として、①これまで発見され、人類の英知として積み重ねられてきた「人間」探求の学問を理解できる教育の展開、②広い視野とグローバル社会を理解するために必要なコミュニケーション能力の育成、③現代社会に発信できる研究の推進の3項目を理念としている。

（商学部の人材の養成・教育研究上の目的）

第3条 商学科は建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を体現するため、1953年にマザースクールとして誕生した。そして経済活動を中心とする社会生活を他者へ思いやりを持って営むことができる人間教育を究極の人材養成の目的とする。以上の考えを元に、2005年度から新たに「ビジネス・ヒューマン・バリュー Business Human Value」の創造を教育目標として掲げた。こうした教育研究上の目的を持つ「商学」は、ビジネスに関わる分野の総称である。この総称は従来型のビジネスマンではなく、ビジネスヒューマンとして正邪の判断を自らに課した上で、他者への思いやりや自然との共生、そして真の優しさに満ちた「人間としての価値」を高めることに尽力してきた。こうした商学部の考え方から、2007年度からは、商学部の英語名称も時代の変化に呼応する形で、「Faculty of commerce」から「Faculty of Business and Commerce」に改めた。商学部は、こうして建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を脈々と次の世代へ引き継いでいる。

（総合政策学部の人材の養成・教育研究上の目的）

第7条 総合政策学科は、建学の精神である「行学一体」、「報恩感謝」を具現化するため、広く世界・日本・地域の動きを視野に入れ、人々の生き方や社会のありように関心を寄せ、これからの方を考えるために必要な基礎的なリテラシーを土台に、主体的な問題意識と能動的な行動力を身につけ、幅広い教養と実践的な問題発見・解決能力をもった即戦力の社会人を育成する。そのための教育研究上の目的は、①現代社会を幅広く俯瞰できる教養と専門知識、②多様性への理解、③コミュニケーション力、④社会参加、⑤課題発見力、⑥課題解決のための技能、⑦総合的な知恵、以上7項目の獲得・達成とする。

（歯学部の人材の養成・教育研究上の目的）

第11条 歯学科は、本学の建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を歯学教育の分野で実践し、真に国民の歯科医療に貢献し得る幅広い知識と卓越した技術を有し、生涯にわたって自己研鑽に励む強い意識を持つ人材を養成するとともに、国際社会においても優れた貢献をなし得る高度医療人としての歯科医師、及び歯科医療や歯科医学の教育・研究におけるリーダーとして活躍できる優れた人材の養成を目的とする。そのための教育研究上の目的として、①倫理観を持った人間性豊かな歯科医師の養成、②学際的教養を身に着けた歯科医師の養成、③歯科医療技術に習熟した歯科医師の養成、④国際貢献と地域歯科医療への協力の4項目を教育の理念としている。

第3章 研究科

（経営学研究科の人材の養成・教育研究上の目的）

第17条 経営学研究科の人材の養成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

2 経営学専攻博士前期課程は、建学の精神である「行学一体・報恩感謝」に則った「理論と実践」を教育理念として、経営分野で指導的役割を果たす研究者や高度専門職業人を養成することを人材養成の目的とする。そのための教育研究上の目的は、学部で培った「理論と実践」教育を発展させて、企業経営における企画立案・業務遂行・内部統制といったPLAN、DO、SEEの高度な専門教育を行い、個々の学生の能力開発およびキャリアアップ、キャリア転換を支援することとする。

3 経営学専攻博士後期課程は、建学の精神である「行学一体・報恩感謝」に則った「理論と実践」を教育理念として、博士前期課程での研究成果を基礎として、経営分野で一層高度の知識をもとに活躍できる研究者や高度専門職業人を養成することを人材養成の目的とする。そのための教育研究上の目的は、博士前期課程で培った「理論と実践」教育をさらに発展させて、グローバル社会における企業環境の変化に対応してデータサイエンス技術を用いた分析能力とその実践への活用能力の習得を支援することとする。

これらの理念・目的は、前述のとおり、大学学則・大学院学則・「愛知学院大学人材の養成・教育研究上の目的に関する規程」等に明示し、大学ホームページ等によって教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表している。さらに、これらの理念・目的は、各学部の

『履修要項』及び『大学院要項』にも掲載されており、新入生ガイダンスをはじめとする各種教育の場面において周知されているとともに、文学部宗教文化学科を除くすべての学部・学科の学生に開講されている教養教育科目「宗教学Ⅰ・Ⅱ」（必修）並びに宗教文化学科専門科目において学修されている。また、教職員に対しては、仕事納め式及び年始の挨拶において、理事長より周知されるとともに、各組織及び教員個々人に対して実施される「自己点検・評価」において、これらの理念・目的を踏まえたうえで各種業務を行っているかどうかが確認されている。さらに、受験生並びにそのご家族、高校教員に対しては、本学の各種受験案内誌、入試説明会・オープンキャンパスによって、また、在学生の保護者に対しては、保護者懇談会等において、その理解を高めていただけるよう努めているとともに、毎年実施されている「企業等アンケート」において、本学の理念・目的を体現した学生として就職しているかどうかを各社に尋ねるなど、一般企業に対しても公表・周知を図っている。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

＜評価の視点＞

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

○大学としての中・長期の計画その他の諸施策

本法人は創立 150 年の歴史と伝統を有する。本法人は、この歴史と伝統の中で、一貫して佛教精神を基とした「行学一体」の人格形成に努めるとともに、「報恩感謝」の生活のできる社会人を育成してきた。こうした教育は、広く社会に寄与し、人類の福祉と文化の発展に貢献する、という本法人の建学の精神、理念を体現したものであり、時代を超えて、受け継がれていく普遍性を有する。

しかしながら、大学をとりまく状況は厳しく、18 歳人口の減少、大学進学者数の減少が極めて急速に進んでいる。例えば、2024（令和 6）年度入試対象の 18 歳人口は約 106 万人であり、大学進学者数は約 63 万人であったが、これから先、大学進学者数は減少の一途をたどり、2040（令和 22）年には大学進学者数が 46 万人（18 歳人口 82 万人）になるという推計もある。こうした 18 歳人口の減少、大学進学者数の減少は、本学のような大規模大学において、普遍的な建学の精神、理念を踏まえつつも、その教育のあり方を大きく変化させていかなければならないことを示唆している。

例えば、昨今の学生の学力や学習意欲等が著しく多様化していることもその一つである。この様な学生の多様化に的確に対応し、社会の要請に応えるのが、本学の教育機関としての使命であり、そのためには、「未来を築くための教育の質的転換」を目指していくかなければならない。本学では、この「質的転換」の一環として、従来の知識伝達を中心とした授業から、学生が主体的に問題を発見し解を見いだす「能動的学修」を中心とした授業（クロスオーバー教育）への転換に向けて進めていく。そして、これにより、どの様な能力が育成され、何を身につけ、何ができるようになったか、を常に検証して、質保証の再構築を進めることを重視する。

また、大学は、生涯を通して、学びの場・学びの成果を社会に提供しなければならない。本法人は、創立 150 周年を契機とし、創立から現在に至るまで禅における利他行の精神に基づく「知の共創、地域との共生」を掲げて積み上げてきた伝統を生かし、今後の社会の変化に的確に対応することのできる、社会に対応したリーダーの育成を目指す。

こうした大きな「質的転換」を実現するため、以下のとおり、長期目標・中期目標を策定した。

○長期目標

長期目標においては、その目標年を、50 年後の創立 200 周年にあたる 2076（令和 58）年に設定し、創立 200 周年を見据えた本法人の「存在意義・使命」や「実現したい未来」を提示したうえで、それを踏まえた目標を掲げる。

【創立 200 周年を見据えた存在意義・使命】

「知の共創、地域との共生～ともに創り、ともに生かし合う～」

【実現したい未来】

「使命を果たし、 地域や社会にとって「なくてはならない存在」へ」

これらを踏まえ、長期目標は下記のとおりとする

【長期目標】（2076 年 創立 200 周年）

- (1) “オール愛知学院”で教育の未来と人材を共創
- (2) 共に豊かに生きる「新しい共生社会」の実現

○中期目標

創立 200 周年を目標年とした長期目標を見据え、「大切にする姿勢・価値観」を明確にしたうえで、それに基づいた 10 年スパンの中期目標を設定するとともに、当該目標実現のための戦略と行動計画を定める。

まずは、新たな中長期計画が開始する 2025（令和 7）年度の 10 年後にあたる 2035（令和 17）年を中期目標の目標年とする。その後、10 年ごとに中期目標を更新する。

当該目標実現のため、計画的かつ戦略的に行動を起こしていくこととするが、その基となる「大切にする姿勢・価値観」は、以下のとおりである。

【大切にする姿勢・価値観】

- (1) 「知の共創」
 - ・ DX、GX の推進と人材育成
 - ・ グローバル人材の育成
 - ・ ZEN 精神のブランディング
- (2) 「地域との共生」
 - ・ 地域課題の解決

- ・環境課題の解決
- ・リカレント教育の充実

これらを踏まえ、中期目標は下記のとおりとする。

【中期目標】（2035年、令和17年）

- (1) 本学院の特徴を活かしたプランディング
- (2) 社会とのエンゲージメント強化
- (3) 持続可能な法人運営

これらの中長期目標を達成するためには、当然のことながら、それを可能にするための財政的基盤が確保されていることが前提となる。しかしながら、上述のごとく、昨今の18歳人口及び大学進学者数の急減は本学の財務状況にも厳しい影響を及ぼしており、喫緊の対策が必要である。

従って、現下の最重要課題である本法人の経営改善・強化のために優先的に実行すべき具体策を、中期目標の「(3) 持続可能な法人経営」の一環として、特に「経営改善・強化計画」（5年間の中期計画）として定めた。

その骨子は以下のとおりである。

1. 設置校の入学定員確保策の設定
2. 競争力向上及び発信力強化による経営の改善・強化
 - (1) 教学・キャリア形成、競争力向上
 - (2) プランディング、発信力の強化
 - (3) 社会連携戦略の積極的展開
3. 財務マネジメントの改善、及び、学校法人経営モデルの再構築
4. 事務組織・人員政策の強化
5. 経営・ガバナンス強化策
6. 4キャンパス（光ヶ丘、日進、楠元・末盛、名城公園）の将来戦略と相互の関係の見直し

以上のように中期目標を策定したが、前述のとおり、中期目標を実現するためには戦略と行動計画が必要である。中期目標の策定と併せて、この戦略と行動計画を「アクションプラン」として定めた。

アクションプランは、「キャリア・教学」、「プランディング」、「事業展開」、「組織・財源」、「施設・キャンパス」の5領域により構成され、個々の実行プランは、いずれも、本法人の競争力を高め、本法人の経営改善・強化に資する具体策として、企画・立案され、実行・推進される。その計画期間及び推進体制は以下のようである。

- ・中期目標までの10年間を、前半5年間と後半5年間に分けたうえで、前半5年間について、各領域別の施策の概要・方向性、重点施策（実行プラン）、ロードマップを本中長期計画に記載する。
- ・後半5年間のアクションプランについては、前半5年間の実施状況をレビューの上、次

の計画期間への移行に際して、改めて策定する。

- ・アクションプランは、経営企画室がとりまとめの上、関係校、関係部局が分担、連携協力して、これを推進する。

○大学としての中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況の検証

中長期計画の進捗管理及びPDCAは以下のように定められている。

(1) 基本方針

本中長期計画の計画期間開始後、毎年度、計画の実施に関する進捗管理とPDCAを行う。毎年度の進捗管理とPDCAは、本中長期計画への記載事項と、その詳細を別途記載した個別の年次計画を一括して、その対象とする。

(2) 計画の実施に関する進捗管理の進め方

①経営改善・強化計画の実施に関する進捗管理

経営改善・強化計画の各節の全体総括者は、毎年度、半期ごとに経営企画室に対し、進捗状況の報告を行う。経営企画室は、当該報告をとりまとめ、理事会及び評議員会に報告する。

②アクションプランの実施に関する進捗管理

アクションプランを構成する各領域の全体総括者及び実行プランの実施責任者は、毎年度、半期ごとに経営企画室に対し、進捗状況の報告を行う。経営企画室は、当該報告をとりまとめ、理事会及び評議員会に報告する。

(3) PDCAの進め方

進捗管理の結果、経営改善・強化計画、及び、アクションプラン、並びに、これらの詳細を定めた下部計画について、計画の修正又は計画内容の改善、変更が必要と判断される場合は、理事会の指示に基づき、経営企画室から、進捗状況の報告を行った全体総括者や実施責任者に対し、フィードバックを行う。フィードバックを受けた全体総括者や実施責任者は、経営企画室及び関係部局と協議の上、対応案を検討、立案する。経営企画室は、関係者間で成案を得た対応案をとりまとめて、理事会の承認を得る。経営企画室は、PDCAの状況について、評議員会に報告する。

また、計画期間及び計画の見直しについては、以下のように定められている。

1. 計画期間

計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とする。（開始は2025（令和7）年4月、計画期間満了は2030（令和12）年3月末）

2. 計画期間満了時に行う計画の見直しについて

計画期間満了までに、2030（令和12）年度以降の計画の在り方を見直し、必要な改定を行う。改定後の2030（令和12）年度からの計画は、改定前の計画との整合性、継続性に留意するものとする。見直しに伴う計画の改正については、私立学校法の規定に基づき、評議員会に諮ったうえで、理事会の決定を必要とする。

3. 計画期間途中に行う計画の一部改正、記載の追加を含む計画の見直しについて

上記1の計画期間の途中においても、計画策定時からの事情の変化、プロジェクトの推進、具体的なプランの策定に伴い、毎年度、計画の一部改正、記載の追加を含む計画の

見直しの機会を設ける。ただし、計画の改正は、計画の本質的な内容、方向性を変更することなく、合理的な範囲内の修正にとどめる必要があり、かつ、計画の進捗管理やPDCAを十分踏まえたものとする必要がある。計画の一部改正や記載の追加については、私立学校法の規定に基づき、評議員会に諮ったうえで、理事会の決定を必要とする。その手続きに関する事務は、経営企画室がとりまとめ、理事会及び評議員会に諮り、説明等を行う。

これらは愛知学院の中長期計画であり、中期目標および経営改善・強化計画は、「愛知学院大学第2期中期計画」と密接に連動して、教育・研究・社会連携・財務・施設の各分野で統合的な発展を目指すものである。中期目標を実現するアクションプランと大学の第2期中期計画は相互に補完し合っており、次のように整理できる。

「キャリア・教学」の領域では、国家資格オールパスプロジェクトやDX・SDGs教育開発、教学マネジメントの確立を通じ、教育の質向上、学修成果の可視化、大学院教育の強化、研究力向上といった中期計画の目標を具体化している。また、「プランディング」の領域では、ZEN教育カリキュラムの体系化や提供機会の拡充を通じ、大学ブランド力向上やZenを通した国際交流、社会連携活動の強化をとおして認知度拡大を支えている。さらに、「事業展開」の領域では、バーチャルキャンパスの構築、卒業生組織化、事業会社設立、附属病院の活用といった実行プランが、社会連携強化やリカレント教育推進、収益基盤強化、卒業生ネットワーク活用などを実現することを目標としている。「組織・財源」の領域では、事務組織DXや人材配置最適化、寄付制度や外部資金獲得の拡充、職員の帰属意識醸成といった実行プランが、効率的・合理的な組織運営や安定的な財源確保という中期計画目標を支える基盤となっている。「施設・キャンパス」の領域では、光ヶ丘・日進キャンパスの再整備、老朽化施設対応、サステイナブルキャンパス整備といった実行プランを通じ、教育・研究環境の向上や施設運営効率化という中期計画目標を具体化している。このように、各領域の実行プランを軸に愛知学院大学第2期中期計画の目標が現場で実現され、領域間の連動によって全学的戦略の達成が着実に推進される構造となっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

【理念・目的】

本学は、「人格形成に努め、社会に貢献できる人材」を輩出しようとする教育理念・建学の精神を定め、学生一人ひとりのことを考えた教育や先進的な研究を実施しようとしている。このような教育理念・建学の精神は、多様化している学生のありかた、並びに、めまぐるしく変化する昨今の国内情勢・国際情勢に即応したものである。

理事会が提示している「事業報告」「事業計画」によれば、こうした教育理念・建学の精神のもと、以下のような教育・研究・運営が実施・計画されている。

- ・質を保証する教育の実現
- ・教員の負担軽減、研究時間・授業準備時間の確保
- ・本学のリソースを生かした特色ある教育の実現
- ・研究のブランド強化

- ・社会連携先の戦略的な拡大と深化
- ・社会人の学び直しニーズへの対応
- ・「起業」する学生へのバックアップ
- ・海外大学との協定締結や派遣プログラムの推進
- ・多様性に配慮した学生への各種対応
- ・卒業生との連携強化
- ・歯学部附属病院の経営改善

これらの諸活動の中には、まだ途上のものもかなり含まれてはいるが、本学の教育理念・建学の精神を着実に具現化していくという姿勢がみられる。

【中長期計画】

創立 200 周年を見据えた長期的見通しのもと、10 年ごと、5 年ごとの中期・短期的目標を定め、目標実現に向けて具体的に何をすべきかを策定している。このような小刻みな目標を定めることにより、目標を喫緊の課題としてとらえることができ、その実現性が高まっている。

例えば、中期目標の「(3) 持続可能な法人運営」の一環としての「歯学部附属病院の経営改善」においては、財務の見直しや改善努力により、支出額が減少して赤字幅が縮小する成果を上げている。こうした例からわかるように、目標の具体化・短期化は、各部署における取り組みを促進する効果があると考えられる。

(2) 問題点

【理念・目的】

本学では、前述のとおり、建学の精神「行学一体・報恩感謝」を一貫して周知徹底している。そして、その説明として、「「行」とは自己を磨くこと、「学」とは真理を探究することであり、行学一体は知的な理解のみに満足せず、人間的な成長をめざす「知の実践」を意味する。また、「報恩感謝」は、自己を正しく捉えて、ともに生きるすべての人や社会に感謝し、その恩恵に報いる心を表す。」と述べている。確かに「行学一体・報恩感謝」の意味するところはこのとおりであるが、昨今の学生たちが、この建学の精神を、自分たちの日常的な生活に引きつけてどの程度理解できているかは疑問である。この説明は抽象的であるため、学生たちが自分たちに引きつけて理解できるように、さらに説明を加えることも必要である。

例えば、「行学一体」の「行」には様々な解釈があり、「修行」もそのひとつである。ただ、「修行」は、「行住坐臥」ということばもあるように、日常生活のさまざまな「行動」を伴うものもある。この点からして、「行学一体」とは、「日常の行動」と「学び」とを結び付けること、すなわち、「日常の行動」に「学び」を活かす、逆に、「日常の行動」からさらに「学ぶ」ことを意味しているとも考えられる。

また、「報恩感謝」とは、自分が存在し得ていることを感謝することであり、自分をとりまくすべての人々、環境に対して感謝する気持ちを持つことである。このことは、このグローバル社会における「多様性の受容」にもつながると考えられる。そして、この「多様性の受容」を実現するためには、深い教養とコミュニケーション力が必要であり、それは本学の

様々な教育において学修していることでもある。

このように、建学の精神を、すべての学生たちに自分の日常生活に引きつけて理解させるということが必要であるが、現時点ではその理解が必ずしも十分であるとは言えない。

【中長期計画】

愛知学院大学第2期中期計画は、当初、第1期中期計画が2022（令和4）年度に終了となることから、内容を踏襲して第2期中期計画として策定したものであった。ただ、この時点での第2期中期計画においては、「教育～財政」までの10分野すべての目標設定を精査できているわけではなく、また、学内外の状況の分析が必ずしも十分ではないまま策定しているものもあった。そのため、実現可能性が低い目標も含まれていたことは事実である。その後、この第2期中期計画を全面的に見直し、新たな中長期計画として、2025（令和7）年4月1日に策定した。その詳しい内容は前述のとおりであるが、この新たな中長期計画に盛り込まれている目標が、すべて実現可能かどうか、また、実現するためにはどのような具体的取り組みが必要か、については、引き続き精査が不可欠である。さらに、その精査・立案においては、全学的な合意形成と改善のプロセスを組み込んで点検・評価を実施し、計画の妥当性や実効性を検証していくことが求められるであろう。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【理念・目的】

「学びに関する調査（卒業時）」の結果を見ると、「行学一体・報恩感謝」の精神が身についたか、という設問において、「そう思う」と答えた割合が全学的に必ずしも高くないよう見受けられる。しかし、アンケートでの問い合わせを、建学の精神を学生自身の生活に引きつけた問い合わせ、例えば「大学で学んだことが実際の生活・行動に活かされているか」「自分とは異なる多様な考え方や文化を理解し受容できているか」などとすれば、この結果はかなり変わってくるのではないかだろうか。

つまり、学生たちは、自分では意識していないけれども「行学一体・報恩感謝」を本学での教育を通じて体得するようになっているのではないか、ということである。

もしそうであるとするならば、その建学の精神への理解をより確実なものとするため、普段の授業や大学生活において、「大学で学んだことが実際の生活・行動に活かされていたり、自分とは異なる多様な考え方や文化を理解し受容できていたりするとすれば、それは「行学一体・報恩感謝」が体得できていることのひとつになる」ということを折に触れ、説明することが重要であろう。つまり、普段の大学生活・授業の内容が建学の精神とつながっていることを、学生たちに常に意識させることが必要だということである。

【中期計画】

現状では、愛知学院大学第2期中期計画の中に、実現可能性について検証が必要なものも含まれているため、適時、全学的な取り組みによって検証し、必要があれば目標の再設定を行う必要がある。大学における中期計画は、本学がよりよくなるために必要な目標の集合体であるため、速やかかつ抜本的な改善が望まれる。

また、この愛知学院大学第2期中期計画においては、学生の本学に対する要望にもできる

だけ配慮することが必要であろう。各種「学生アンケート」結果などを精査し、学生の要望の強いものをできるだけ迅速に実現するように努めることは、本学の魅力のアップに即効的に貢献するのではないかと思われる。

さらに、各種目標を実現するための財政的裏付けを明示することも必要である。本学発展のために充実させようとしている「キャンパス整備引当特定資産」をどのように活用するかを明示し、各種目標に優先順位をつけて予算配分するなど、目標実現を加速させるような財政的施策が望まれる。「資金計画」の目標として「収入に見合った資金計画の作成」が提示されており、財政の健全化にとっては、確かにこのことは極めて重要であるが、その一方、ある程度は「先行投資」することも、場合によっては必要かもしれない。

【全体のまとめ】

本学は、確固とした教育理念と建学の精神のもと、時代に即応した人材を輩出しようとしている。本学卒業生の一般企業における評価は、特にその人柄の面で高いことに特徴がある。こうした特徴は、この教育理念・建学の精神による教育の賜であろう。

しかし、その一方、「本学ならでは」の特色を必ずしも強力に打ち出せていない点は、至急に取り組まなければならない課題である。「事業計画」のひとつに「研究のブランド化」が挙げられているが、競合する大規模他大学に伍していくためには、「愛知学院大学といえば」という表現が冠される「ブランド化」が、研究以外の面においても確立されることが是非とも必要である。本学にはそれを構築するための潜在的なリソースがあると思われるのでも、本学のさらなる発展のためには、この潜在的リソースを顕在化させていくことが喫緊の課題となる。よって、研究ブランドの確立に加え、教育・地域連携・社会貢献などの分野でも本学の特徴を明確化し、総合的なブランド力を高める取り組みを推進する。

第2章 内部質保証(本文)

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

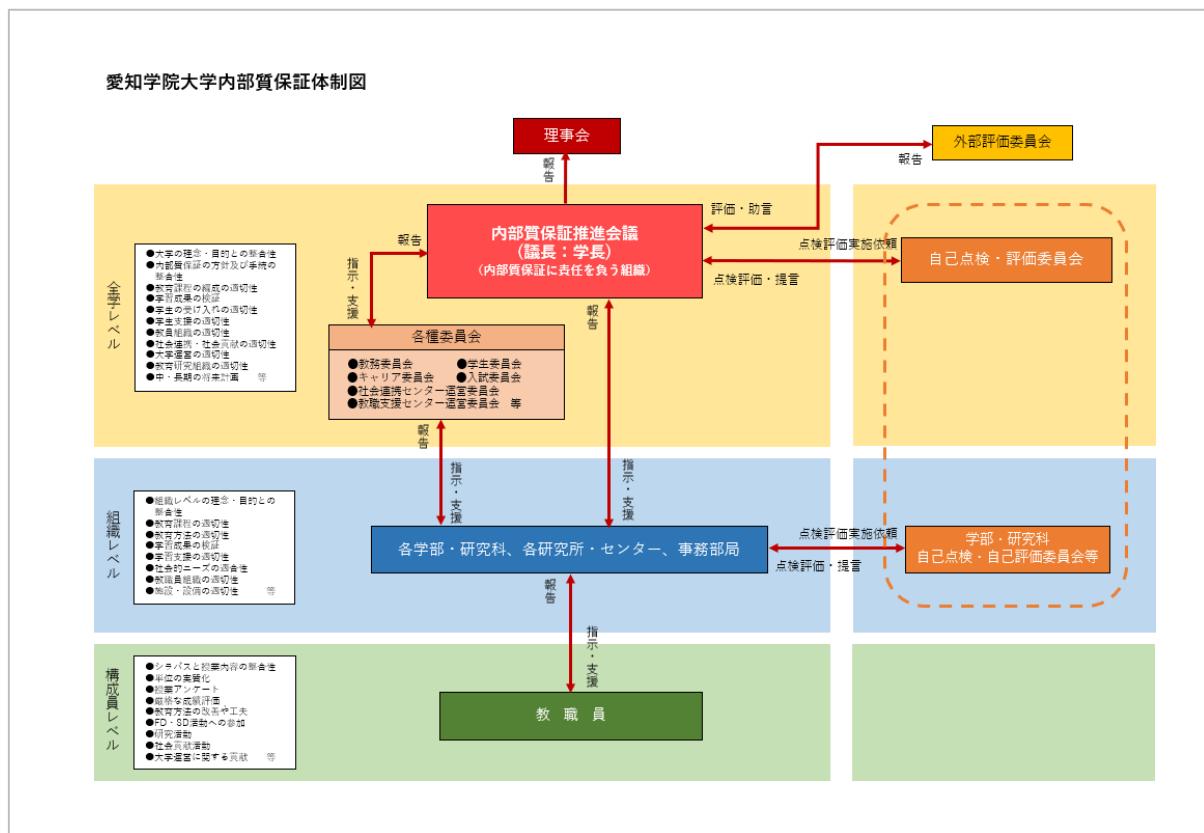
<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
 - ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。
- ※ 具体的な例
- ・3つの方針の策定の調整・支援。
 - ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
 - ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
 - ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
 - ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
 - ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
 - ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

本学は、教育理念・目的、社会的使命を達成するための教育研究活動及び管理運営等に関する自己点検・評価を行うとともに、評価結果に基づいた改善・向上を図ることを目的として、2021（令和3）年に「愛知学院大学内部質保証推進規程」を制定した。また、内部質保証の基本的な考え方、体制及び手続を明示した全学的な方針として「愛知学院大学 内部質保証に関する方針」を策定し、本学ホームページに掲載している。

本学では、この規程及び方針に基づき、全学的な内部質保証推進組織である「内部質保証推進会議」、全学的観点から点検・評価を行う「自己点検・評価委員会」を置いている。また、各学部・研究科に「自己点検・自己評価委員会」を設置し、教育・研究・社会連携など多面的な活動に対して定期的な自己点検・評価を行っている。

これらの体制は、学長を議長とする「内部質保証推進会議」を中心に、全学レベル（内部質保証推進会議、自己点検・評価委員会、各種委員会）、組織レベル（各学部・研究科・研究所・センター・事務部課所）、構成員レベル（教職員）からなる三層構造のPDCA体制として整備されている。組織レベル及び構成員レベルからの報告は、内部質保証推進会議に報告されたのち、副学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が全学的な観点から点検・評価を行い、内部質保証推進会議に対し改善提言を行う。内部質保証推進会議では、提言内容を踏まえ、必要に応じて学長が各組織に対して指示・支援を行い、改善状況の継続的な検証を通じて、教育・研究・運営等の質向上に向けたPDCAサイクルを機能させている。（図2-1）



(図 2-1) 愛知学院大学 内部質保証体制図

本学では、全学的な自己点検・評価の取り組みとして、2つの改善活動の仕組みが設けられている。第一の仕組みは、「自己点検・評価シート」による包括的な組織活動の点検である。このシートでは、大学基準協会が設定する「大学基準」の10項目について、各組織（学部・研究科・研究所・センター・事務部課所）が年度末に当該年度の活動及び成果を自己評価する。すなわち、①理念・目的、②内部質保証、③教育研究組織、④教育・学習、⑤学生の受け入れ、⑥教員・教員組織、⑦学生支援、⑧教育研究等環境、⑨社会連携・社会貢献、⑩大学運営・財務の各項目である。また、事務部課所においては、上記に加え本学が独自に設定した項目についても自己評価する。具体的には、各組織が各項目について「現状説明」「長所・特色」「課題・問題点及び進捗状況・改善策」の3観点から自己点検・評価を行い、その内容をシートに記入する方法をとっている。

第二の仕組みは、教育の質保証に関するものであり「アセスメント・プラン」に基づく、大学全体・学部研究科・科目の3レベルでの学修成果の体系的な検証である。特に学部レベルでは、GPA、成績分布、卒業率、PROGテスト、学びに関する調査などの指標を活用し、学修成果の可視化を図っている。また、各学部は卒業研究・卒業論文に対して実施するループリック評価や「学びに関する調査（卒業時）」の結果分析などを通じて、ディプロマ・ポリシー達成度を定量的に把握している。これらの結果をもとに、各学部は教育課程や成績評価方法の改善を進めている。

各組織によるこれら2つの改善活動は、内部質保証推進会議に報告されたのち、内部評価

のための組織である全学レベルの自己点検・評価委員会による点検・評価を受ける。自己点検・評価委員会は、各組織からの報告内容をもとに現状の把握と課題の抽出を行い、改善策を提言する。その結果は内部質保証推進会議に報告され、全学的観点において改善の必要があると判断された事項については、各組織に対して指示・支援策の提示などを行うことで、改善・向上を図っている。

行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているかという点もここでチェックされる。この取り組みは毎年行われており、改善が必要な場合には、翌年度に改善状況について報告を受ける。この点検・評価結果は、必要に応じて定期的に行われている外部評価委員会や認証評価機関への報告資料としても活用される。

また、教職課程については、教職支援センター運営委員会において毎年度点検・評価を実施し、教職課程自己点検・評価報告書を作成して学長に提出するとともに、一般社団法人全国私立大学教職課程協会に報告書を提出している。

このほかにも各組織はその評価の客観性を高めるため、学生・外部関係者の評価を定期的に収集し、改善活動を行っている。具体的には、毎年行われる学生アンケート（学びに関する調査）や卒業生、本学と関連の強い企業等へのアンケート、学外の有識者から適切な指導・助言及び評価を得るための外部評価などを活用し、教育の成果及び社会的評価を把握している。このような試みは全学レベルで実施しているものに加え、各組織においても独自に行われている。

また本学では、2020（令和2）年度に受審した大学基準協会による第3期認証評価において、是正勧告1項目、改善課題6項目の提言が付された。これらの指摘を真摯に受け止め、内部質保証推進会議を中心として改善活動に取り組み、2024（令和6）年7月に改善報告書を提出した。改善報告書の審査結果については、2025（令和7）年度の内部質保証推進会議において報告を行い、その結果を踏まえて引き続き改善に努める予定である。

以上のように、本学では、「内部質保証推進規程」及び「内部質保証に関する方針」に基づき、内部質保証推進会議を中心とし大学教学改革推進企画室を事務局とする全学的・組織的な内部質保証体制を構築し、教育・研究・運営等の改善に継続的に取り組んでいる。特に、アセスメント・プランによる学修成果の可視化、自己点検・評価シートによる体系的な評価プロセス、そして内部質保証推進会議による方針統括を通じて、教育の質保証サイクル（PDCA）の実効性を高められるよう努めている。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

本学は、「愛知学院大学・愛知学院大学短期大学部情報公開規程」に基づき、大学の説明責任として、教育研究活動及び管理運営に関する情報を社会に対して積極的に公開している。内部質保証の目的としても「教育研究水準の向上とその質の保証」が掲げられており、

その成果を社会と共有することが制度上も求められている。

具体的には、ホームページ上の「情報公開」において、①「学校教育法施行規則第172条の2」に基づく「教育情報の公表」として法令で定められている事項、②大学の教育に関する各種調査データ、具体的には学びに関する調査、授業アンケート等の調査結果を公開している。

また、ホームページ上の「教員業績・学位」において、本学専任教員の教育・研究情報、などの情報を公開している。

本学において毎年度実施している自己点検・評価結果については、ホームページ上の「自己点検・評価」において公開している。

これとは別に、財務等の情報は、学校法人愛知学院のホームページ内に公開している。

また特に薬学部・薬学研究科においては、自主的に独自のホームページにより詳細な評価結果を公表することも行われている。これらの情報公開により、教育研究活動、その他の諸活動の状況等が、社会に対して透明性をもって説明される仕組みが整備されている。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

＜評価の視点＞

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

本学は、第3期認証評価において、全学の自己点検・自己評価委員会並びに大学教学改革推進会議の役割分担や両会議組織を統括する学長の権限が不明確であるなどの指摘を受け、評価項目①で示したような内部質保証システムを整備した。

具体的には、従前の「大学教学改革推進会議規程」並びに「自己点検・自己評価規程」を廃止し、2021（令和3）年6月より新たに「内部質保証推進規程」を施行した。当規程に基づき、全学の「自己点検・自己評価委員会」と「大学教学改革推進会議」を再編成し、「内部質保証推進会議」並びに「自己点検・評価委員会」を設置した。なお、「内部質保証推進会議」を内部質保証推進に責任を負う組織とし、「自己点検・評価委員会」を各組織及び全学的な観点から点検・評価を行うチェック機関とした。また双方の会議組織では異なる構成員を委員とし、本学の自己点検・評価の客観性を確保した。

また、大学教学改革推進企画室が事務局となり、毎年度、他大学等の先進事例を参考に改善を検討したうえで、内部質保証推進会議では当該年度の具体的な評価方法についての審議・承認が行われている。

2024（令和6）年度においては、第4期認証評価を見据え「自己点検・評価シート」の見直しを実施した。そのほか、大学の教学及び運営に関する基本・重要事項について協議を図ることを目的とした「大学執行部会」の設置並びに、「自己点検・評価委員会」の組織構成の見直しを実施した。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

本学の内部質保証には以下の三点の長所を確認できる。

第一に、内部質保証の理念と体制が明確に制度化されている。本学は「内部質保証推進規程」を制定し、学長を中心に「内部質保証推進会議」「自己点検・評価委員会」等が連携する三層構造のPDCA体制を整備している。この体制は、教育研究活動・管理運営の両面において学則上の目的・社会的使命を踏まえた質保証システムとして明確に位置づけられており、全学的な組織運営の中に恒常に組み込まれている点が大きな強みである。また、第3期認証評価の指摘事項を受けて、内部質保証体制の改善・明確化を進めており、外部からのフィードバックを内部改善サイクルに組み込む運用文化が形成されている。

第二に、アセスメント・プランによる学修成果の可視化が進展している。「ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の測定」や「学びに関する調査」「ループリック評価」「PROGテスト」等の複数の調査・指標を用い、教育の成果を定量的に把握・改善へつなげるアセスメント・プランの運用が定着している。学修成果の可視化・データ利用を体系的に進めており、内部質保証の根幹に実証的基盤を備えている点で優れている。

第三に、自己点検・評価結果の公表と説明責任の履行がなされている。自己点検・評価結果や教育課程の3つのポリシー、学生の学習状況、財務情報などの諸情報を大学及び法人ホームページで公表し、社会に対する説明責任を制度的に担保している。

(2) 問題点

一方で、次のような四点の課題が存在する。

第一に、学部・研究科レベルでの運用のばらつきが存在する。内部質保証体制は全学的に整備されているものの、学部・研究科単位での点検・評価の深度や活用方法に差異が見られる。特に、評価指標の選定や学修成果データの解釈が学部・研究科等で統一されていない場合があり、経年的な評価結果の比較・分析などをより詳細に用いた一層の精度向上が求められる。

第二に、IR (Institutional Research) 機能の弱さである。大学教学改革推進企画室が点検結果の取りまとめを担っているが、IR機能としてのデータ分析・改善支援が十分に体系化されていない。今後は、学修成果・履修状況・進路データ等を横断的に分析し、内部質保証推進会議にフィードバックするデータ駆動型の質保証体制を強化する必要がある。

第三に、学生・社会への情報公開・還元の深化が求められる。自己点検・評価報告書や各種調査結果はホームページ等により外部に公表されているものの、学生・保護者・地域社会に対してわかりやすく還元する仕組みが十分とはいえない。今後は「教育成果の見える化」などについて一般向けに発信し、社会的説明責任をより実効的に果たすことが期待される。

第四に、システムの自己点検（メタ評価）の不足が挙げられる。内部質保証システムそのものの有効性・妥当性を定期的に第三者的視点から検証するメタ評価が、制度としてまだ充分に確立されていない。現状は委員会ベースの反省的検討にとどまっており、将来的には外部有識者や他大学との相互レビューなどを通じて、内部質保証システムの質保証を行う段階に進む必要がある。

本学の内部質保証システムは、制度・体制・理念の三点が整備され、全学的に機能してい

る点で高く評価できる。一方で、今後は「質保証の質保証 (meta-evaluation)」の導入、IR 機能の統合強化、社会発信の平易化などを通じて、より高度で透明性の高い内部質保証文化の定着が課題となる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

これまでの理解をまとめると次のようになる。まず、本学では標準的な内部質保証の仕組みや運用は実施されていると考えられるが、さらなる内部質保証の実質化と組織的運用の深化が求められる。そのための第一の改善点は、内部質保証の結果と中期計画及び事業計画との連携強化である。特に、「点検結果 → 改善計画 → 中期目標 → 再点検」という循環型のマネジメント・サイクルを全学的に定着させる必要がある。そのためには、自己点検・評価委員会及び内部質保証推進会議による横断的な調整・支援機能を強化し、各学部・研究科間での点検・改善の水準の全体的な底上げによるボトムアップ型の評価情報の改善が必要である。また、成果の蓄積を大学全体の改善・目標追求に結びつけることが重要である。

次に、IR 機能の強化とデータ駆動型の質保証体制の構築が課題である。大学教学改革推進企画室を中心に、IR 機能を内部質保証と統合的に運用する体制を整備する必要がある。これにより、学生アンケート、履修動向、GPA 分布、学修成果測定結果、進路実績などのデータを体系的に分析・可視化し、学部・研究科ごとの教育改善方針へと反映させる。また、点検・評価結果をデータベース化し、学内ポータルで共有するなど、教職員全体が「エビデンスに基づく教育改善」を行える仕組みを整備する。

第三に、内部質保証システム自身の有効性・妥当性を検証する「質保証の質保証 (meta-evaluation)」を段階的に導入する。外部有識者や他大学との相互レビューの実施や自己点検・評価委員会における「システム改善点検報告」の定期化、認証評価結果や外部評価委員会の指摘事項を踏まえた改善報告書の作成などを通じて、内部質保証体制の継続的高度化を図る必要がある。

最後に、学修成果の社会的説明責任の強化も求められる。現在、必要な情報公開は行われているが、積極的に「読ませる」工夫は不足している。例えば、ディプロマ・ポリシー達成度、卒業時の学修成果、PROG テストや調査データ等の結果を、グラフィックスなどを交えた「教育成果レポート」として整理し、大学ホームページや広報媒体を通じてわかりやすく発信するなどの試みが求められる。これらの取り組みにより、学生・保護者・地域社会に対して、本学が提供する教育の成果と改善努力を可視化し、社会的信頼及び地域社会との協力関係のさらなる向上を図ることができる。

第3章 教育研究組織(本文)

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学では、建学の精神や教育理念に基づき、学則第3条及び第4条により、教育研究や科学技術の動向、社会の要請を踏まえて教育研究組織を設置している。本学は、名古屋市東部に位置する日進市に、文・総合政策・健康科学・心理の4学部3研究科と薬（1年次の一部）を擁する「日進キャンパス」、名古屋市北区に商・経営・経済・法の4学部4研究科を擁する「名城公園キャンパス」、名古屋市千種区に歯・薬（1～6年次）の2学部2研究科と短期大学部、法人本部を擁する「楠元キャンパス」、歯学部（5・6年次）と附属病院を擁する「末盛キャンパス」を擁している。さらに、学則第5条により、各学部に共通する教養教育科目等の教育を一括して行うための組織として教養部が設置されている。

2020（令和2）年4月より名城公園キャンパスが拡幅され、法学部が日進キャンパスより移転したことに合わせ、商・経営・経済学部も1年次から名城公園キャンパスで学習する体制となった。同時に、歯学部も1年次から楠元キャンパスで学ぶ体制となった。2025（令和7）年4月1日現在では、薬学部の1年次の一部を除き、入学から卒業時までひとつのキャンパスで一貫して学習する環境が整備されている。

さらに、健康科学部と2022（令和4）年度新設された心理学部に共通する心身科学研究科を除き、原則的に各学部・学科の上位教育機関として大学院の各研究科が設けられており、2025（令和7）年4月1日現在、10学部16学科、大学院9研究科が設置されている（資料：大学基礎データ、学校法人愛知学院教育組織図）。

各学部・研究科の教育研究上の目的は、それぞれ学則、大学院学則、「人材の養成・教育研究上の目的に関する規程」に示され、それに基づき教育研究活動を展開している。

本学では、学問体系の確立を目指しながら、時代の趨勢を見極めつつ社会的要請に応えるため、学部などの設置を進めている。その際、いずれの学部・研究科においても、本学の建学の精神を踏まえてその理念・目的を実現するため、人文科学・社会科学・自然科学の幅広い分野に対応する教育・研究・社会貢献に組織的に取り組んでおり、学部においては教養教育を担う教養部と専門教育科目を担う各学部が連携し体系的なカリキュラムが形成されている。詳細は、第4章において記述する。

（2024年4月 現在）

学士課程		大学院課程		
学部	学科	研究科	修士/博士前期課程	博士/博士後期課程
			専攻	専攻・系
文学部	宗教文化学科	文学研究科	宗教学仏教学専攻	宗教学仏教学専攻
	歴史学科		歴史学専攻	歴史学専攻
	英語英米文化学科		英語圏文化専攻	英語圏文化専攻
	グローバル英語学科			
	日本文化学科		日本文化専攻	日本文化専攻

商学部	商学科	商学研究科	商学専攻	商学専攻
経営学部	経営学科	経営学研究科	経営学専攻	経営学専攻
経済学部	経済学科	経済学研究科	経済学専攻	
法学部	法律学科	法学研究科	法律学専攻	法律学専攻
	現代社会法学科			
総合政策学部	総合政策学科	総合政策研究科	総合政策専攻	総合政策専攻
健康科学部	健康科学学科	心身科学研究科	健康科学専攻	健康科学専攻
	健康栄養学科		心理学専攻	心理学専攻
心理学部	心理学科			
歯学部	歯学科	歯学研究科		歯科基礎系 歯科臨床系
薬学部	医療薬学科	薬学研究科		医療薬学専攻

(図表 3-1) 学部・研究科一覧

また、附置研究所及びセンター等の附属施設についても、本学の教育研究活動に資するため、整備充実を図るよう取り組んでいる。現在、大学は 23 の附属機関を擁しており、教育研究活動のみならず、学生の修学・学生生活全般をサポートするため、多種多様な附属機関を設置している。

附属機関の性格を区分すると、大学の設置趣旨に基づく附属機関、各学部（教養部含む）を基礎として教育研究分野に関連した教育研究活動を推進する附属機関、学生の修学・学生生活をサポートする附属機関と大きく 3 つに区分される。

第一に、大学の設置趣旨に基づく附属機関として代表的なものは、1965（昭和 40）年 7 月に設置された「禅研究所」であり、その目的は本学の「建学の精神」を内外に知らしめるとともに、その遡源である禅仏教の研究と実践を推進することである。この目的のために本学の基幹研究部門として、また東海地域における特色ある研究機関として積極的な活動を継続している。本研究所は、学内にあっては「建学の精神」の理念を全学生や全教職員に周知徹底して具現化するとともに、坐禅堂を開放して自己探求と自己修練の場を地域社会の人々に提供し、さらに国内外に禅の精神・文化を知らしめて広く社会に貢献することを目的としている。さらに、「大学の第 3 の使命」としての社会貢献を実施するセンターとして、産官学民連携を推進する「社会連携センター」を設置しており、その役割は、本学の地域貢献活動の活発化及び学内の組織連携の要請とともに重要性を増している。そこで取り組みについては後述の第 9 章に詳細を記す。

第二に、各学部・教養部の附置となる研究所においては、学問の動向や社会的要請を踏まえつつ、本学独自のプロジェクトを立案・研究し、これらの事業で得られた成果を学部と大学院の教育研究にフィードバックするとともに、世界水準の研究拠点形成と若手研究者の育成を目指した取り組みに発展できるように整備充実を図っている。

社会に開かれた知の交流拠点の役割を担う名城公園キャンパスにおいては、これまで多面的な視点からビジネス関連の教育研究活動が展開され成果を収めてきたが、2020（令和 2）年度より、社会科学の伝統的学問分野を担う法学部の移転を契機として、社会科学系 4 学部（商・経営・経済・法）の学術的連携に基づく社会科学分野の総合的研究を推進していくことを目的として、社会科学研究センターが設置された。同センターには、名古屋市と本学との包括連携協定の一環として「公民連携拠点」を設置することが決定され、2025（令和 7）年度より名古屋市公民連携サテライトオフィス「NAGOYA FRONTIER TERRACE」の名称で業務

を開始することとなっている。

第三に、学生の修学・学生生活全般をサポートする附属機関として、グローバル人材の養成を主目的として、学生の海外派遣や留学生の受け入れなどを行う「国際交流センター」、教職課程を履修する学生に対してのサポートを行う「教職支援センター」、留学生などの日本語教育や日本語教師養成課程を担当する「日本語教育センター」などを設置し、正課外の活動に対してのサポートを実施している。その他、学生の在学中の心身のサポートや要支援学生のサポートを行う「学生支援センター」及び「保健センター」などを設置している。

さらに、教務課・学生課・キャリアセンター就職課といった事務管理部門において、全学的視野で学生の修学上のサポート並びに人材養成を行っている。

また、全学的な組織として、大学附属機関として「教育開発研究センター」も 2021（令和3）年度に新設され、定期的かつ全学的な FD 活動や授業アンケートなどを通して本学の教育実践方法の改善に努めていることも特筆される。

以上のように、本学は、学問の動向や社会的要請等に配慮しつつ、総合的な教育環境を整えるとともに学部と連携した大学院や研究成果を学生への教育につなげる学部と連携した附置研究所、並びに学生の修学支援・学生生活支援のための各種センターを設置している。これらは本学の建学の精神である「行学一体・報恩感謝」を具現化している組織である。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

○教育組織

教育組織の適切性については、各学部・学科（教養部含む）及び大学院各研究科の所属教員から任命された全学の自己点検・評価委員が点検・評価を実施し、主要な問題については学部教授会（教養部会含む）や研究科委員会にて報告し、審議を要請している。その際、2018（平成 30）年度卒業生から開始された学びに関する調査（卒業時）、2019（令和元）年度入学生から実施されている学びに関する調査（新入生）、各学期（セメスター）などに実施される授業アンケート結果などを参考資料とし、教育組織のあり方を検証している。これらの検討結果は、内部質保証推進会議に年度ごとに報告され、全学の自己点検・評価委員会にて点検・評価が実施される。その結果は各学部・研究科にフィードバックされ、改善勧告に基づく処置も内部質保証推進会議に再度報告される仕組みが整えられており、PDCA サイクルが有効に機能していると言える。さらに、教育開発研究センターが、本学の中期計画に基づき定期的かつ全学的な FD 研究会などを通して全学の教育方法の改善を図っていることは特筆される。

○研究組織

研究組織については、第3期認証評価に課題とされた「研究組織（特に附属研究所）の適切性の点検・検証方法につき、全学的な内部質保証体制を確立し、横の連携と機能統合の視点からの点検・評価を行うこと」についての改善のため、各組織の運営委員会などで自己点検・評価を実施する従来の評価方法に加え、各組織がその点検・評価結果を内部質保証推進会議に報告し、全学の自己点検・評価委員会において点検・評価を受ける体制が整えられるに至っている（資料：各組織の自己点検・評価シート）。これにより、学部及び教養部附属研究機関については教授会や教養部会などへの報告を含めた自己点検・評価が有効に機能しているか、さらにはすべての研究組織について地域貢献を含めた個々の研究活動が適切であるか、検証が可能となっている（資料：各組織の自己点検・評価シート）。

さらに、歯学研究科に附属する未来口腔医療研究センターでは、センター内の歯学教育ICT開発研究部門が「医学教育共同利用拠点 岐阜大学医学教育開発センター（MEDC）」と協力体制を強化し、外部評価の導入を行うなど、教育研究組織の適切性について外部の検証を積極的に導入する組織も見られることは特筆される。

○教育研究組織共通

学部学科等の改組やセンターの設置といった大規模な教育研究組織の改革を行うにあたっては、必要に応じて全学的な委員会を立ち上げ、検討を図っている。

○組織連携

なお、第3期認証評価において本学自ら課題とした、「各組織における縦割りの意識の強さに由来する横の連携の不足」については、2020（令和2）年度に、名城公園キャンパスの4研究所（ビジネス科学研究所、経営管理研究所、経済研究所、宗教法制研究所）の全所員により構成される「社会科学研究センター」が新設され、学術的連携に基づく社会科学の総合的研究が推進されるに至るなど、学部・研究所を跨いだ共同研究プロジェクトを承認し支援する組織の立ち上げなどにより、分野横断的なアプローチを可能にする体制が整えられつつある。

また、禅研究所では、提携大学からの交換留学生をはじめ、長期・短期の留学生に対して坐禅実習を行う際には国際交流センターがその窓口となり、地域連携事業の一環として実施される学内外での坐禅会・講演会への講師派遣などは社会連携センターと連携するなど、組織間での連携において改善がみられる。

○総括

以上のことから、教育研究組織の自己点検・評価やそれを活用した改善への取り組みの検討だけでなく、組織間の連携についても改善が見られ、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいると評価できる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

（1）長所

本学の教育研究組織の特色は、大学の設置趣旨に基づく附属機関、各学部及び教養部の教育研究分野に関連した教育研究活動を推進する附属機関、学生の修学・学生生活をサポートする附属機関が、本学の教育理念・目的のもと、学術研究の進展に貢献するとともに、社会からの要請にも応えるべく諸活動を行い、建学の精神に基づく有為な人材を養成するとい

う目的に合致した体制を整備していることである。

具体的には、次の3点にまとめられる。

- ・公民連携拠点形成をはじめとした地域連携

本学の愛知県名古屋市（北区・千種区）及び日進市にキャンパスを有する地域的特性から、名古屋市、日進市、長久手市（2025（令和7）年）などと包括連携協定を結び、地域連携及び地域貢献に重点を置いていることは最大の長所・特色である。

2020（令和2）年度に設置された社会科学研究センターは、名古屋市と本学との包括連携協定の一環として、公民連携拠点形成の要請を受け、これを本センター内に設置することが決定された。2025（令和7）年1月に研究所執行部と名古屋市総合調整課との打合せが行われ、2025（令和7）年度から名古屋市公民連携サテライトオフィス「NAGOYA FRONTIER TERRACE」の名称で業務が開始される。この拠点の形成は、企業との連携による研究機会の増加や市職員や関係企業の来訪による研究成果の発信の機会の増加等を目指すものである。

また、健康科学部に附属する心身科学研究所では、本学の「行学一体・報恩感謝」の精神に基づき、健康で幸福な社会を構築すること目指し、2023（令和5）年度から高齢者の「心と身体（心身）」の健康を向上させるため、地域住民に対して運動及び栄養学的な介入により老化（主に認知症及びフレイル）の予防に関する調査研究プロジェクト（3年間）を開始した。本課題は、医療系総合大学としての本学の特色を生かしたものであり、日進市との共催活動として地域住民から高い評価を受けている。

さらに、心理臨床センターで2022（令和4）年度開催された公開講演を機に、長久手市教育委員会と本学の間で協定が結ばれ、同センターにおいて2024（令和6）年1月より長久手市教職員を対象に有資格者によるカウンセリングが開始された（長久手市とは、2025（令和7）年度に包括連携協定を締結）。

このように、本学では、継続的な地域住民への貢献を目指し、自治体とのつながりを強め、関係構築が積極的に図られている。

- ・グローバル（グローカル）社会への対応

禅研究所では、本学の提携大学からの交換留学生をはじめ、長期・短期の留学生に対して坐禅実習を行っており、国際交流センターがその窓口となっている。また、地域連携事業の一環として実施される学内外での坐禅会・講演会への講師派遣などは、社会連携センターとの連携が図られている。

また、日本語教育センターでは、定住及び訪日外国人が増加する中で日本語教育が喫緊の課題であるという社会的要請を認識し、留学生に適切な日本語や日本文化の指導を行うとともに、「日本語教師養成課程」を精力的に運営している。特に、「日本語教師養成課程」については、同課程が、2024（令和6）年度に新設された国家資格「登録日本語教員」の養成機関「登録日本語教員養成機関」として認められるよう、東海地域の他大学に先駆けて文部科学省に申請を行うなど、迅速かつ先進的な取り組みを実施している（2025（令和7）年度に認定）。

- ・国際社会をリードする最先端の研究活動

本学では、多様化・国際化する社会において最先端の研究を行うべく、研究組織の高度化も図っている。未来口腔医療研究センターでは、大学を取り巻く国際的環境等や社会的要請に配慮し、宇宙医学を始めとした最先端の医療に取り組んでいる。さらに、本研究センター

の歯学教育 ICT 開発研究部門が「医学教育共同利用拠点 岐阜大学医学教育開発センター（MEDC）」との協力体制を強化し、外部評価の導入を予定するなど、教育研究組織の適切性についての定期的な点検・評価の面でも、積極的に取り組んでいる。

（2）問題点

第 3 期認証評価で問題とされた研究組織についての全学的な点検・評価の体制は確保されていることから、その点では改善が図られている。

現時点では認識されている最大の問題は、社会変化や大学を取り巻く環境の変化に伴って多様化するニーズに対応できる教職員のスタッフをいかに確保するかという点である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、建学の精神に基づく教育理念・目的の実現に向け、社会の要請に応えるとともに、高等教育を取り巻く環境変化に対応すべく、学部・研究科の設置・改組、附置研究所・センターを設置・整備している。

これらの教育研究組織の適切性については、各組織並びに全学の自己点検・評価委員会において点検・評価が実施され、その点検結果に基づく改善・向上が図られている。

以上のことから、本学の教育研究組織は大学基準に照らして良好な状態にあり、その取り組みは適切であると考える。

第4章 教育・学習(本文)

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

<学位授与方針における学生の修得すべき知識、技能、態度等の学習成果の明示>

本学では、学則及び大学院学則第1条に定める本学の使命と別に定めた人材の養成・教育研究上の目的に基づき、大学全体及び各学部学科・研究科専攻ごとに学位授与方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」）を策定し、大学ホームページ、『大学院要項』、学部作成の『履修要項』において公表している。

大学全体のディプロマ・ポリシーは、コミュニケーション能力、幅広い教養、課題発見解決能力、情報収集能力、論理的分析思考能力と建学の精神といった学生が修得すべき汎用的な知識、技能、態度を明示しつつ、加えて、各学部・学科が求める専門分野に関する高度な知識・技能を修得すべきことを示す。この全学共通のディプロマ・ポリシーを受け、各学部学科のディプロマ・ポリシーは、大学全体で定めた教育理念・目的と各学部学科が定める「人材の養成・教育研究上の目的」を基本としながら、学部独自の特色を明確にする内容となっている。例えば、文学部宗教文化学科のディプロマ・ポリシーでは、宗教文化の理解を中心とした幅広い教養、宗教文化の理解を前提とした積極的コミュニケーション能力、宗教文化に関する課題発見・研究遂行能力、宗教学・仏教学・禅学の専門的知識・技能の応用実践力等が、修得すべき知識・技能・態度として明示されている。

いずれの学部学科のディプロマ・ポリシーも、それぞれの専攻分野における専門的な知識・技能の修得と、多様な価値観の理解、コミュニケーション能力、論理的思考力、問題発見解決能力、他者との協働力等、本学の建学の精神を基盤としつつ、現代社会において必要とされる知識、技能等を学生が修得すべき学修成果として明らかにしている。

大学院の各研究科専攻のディプロマ・ポリシーも、同様に、各研究科が定める「人材の養成・教育研究上の目的」を踏まえ、学生が修得すべき学修成果を明らかにしている。例えば、文学研究科宗教学仏教学専攻博士前期課程のディプロマ・ポリシーは、専攻分野の専門的知識、語学力を含む原典読解力、論文作成力といった専門的な知識や技能と、幅広い教養、倫理観、人間性と協働性などの汎用的な能力や態度を7つの能力に整理し、明示している。さらに、研究者を目指す者には①から④の能力を、臨床宗教教師を目指す者には⑤から⑦の能力を重視すると定め、学生の進路も踏まえて、学生が修得すべき学修成果の重みづけも明らかにしている。

<教育課程の編成・実施方針における学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確化>

教育課程の編成・実施方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」）については、本学では、

大学全体のものと各学部学科・研究科専攻ごとのものを定め、『大学院要項』、学部作成の『履修要項』において公表している。大学全体のカリキュラム・ポリシーは、教育内容、教育方法、教育評価の方針を明示している。

教育内容に関し、この方針において、建学の精神と豊かな人間性を涵養するために、全学生に「宗教学」を開講することとしていることは、「設立の趣旨である仏教精神、とくに禅の教えを身につけた個性豊かにして教養高く、国家及び社会の形成者として有能な人材を育成」（学則1条）を使命として掲げる本学の独自性を象徴するものといえよう。また、教育課程に関し、「教養科目」と「専門科目」の連携を図りながら体系的に編成することも方針として明示している。

教育方法についても、「①主体的・能動的な学修を促す教育方法を実施し、学生に学修成果の「振り返り」を奨励する。②履修単位の制限やコアカリキュラムを実施することにより学修時間を確保する。③サポート体制を活用して、学生が自発的に学修できる環境の充実に努める。④自ら問題を発見し、他者と協働できるよう、学内外の体験学修を推奨する。」との方針を示しており、ディプロマ・ポリシーで明示する知識、技能、態度等の学修成果が効果的に達成できる教育方法を明確にしている。

各学部学科・研究科専攻のカリキュラム・ポリシーについても、ディプロマ・ポリシーで明示した学修成果を達成すべく、教育内容、キャリア支援、初年次教育等を含むカリキュラム編成の方針について、それぞれの教育・学習内容の特性を踏まえて記述されており、それぞれの特徴をつかみやすい構成となっている。例えば、経済学部のカリキュラム・ポリシーは、カリキュラムの編成方針として、(1)幅広い教養の修得を目指す教養教育カリキュラム、(2)体系性を重視した専門教育カリキュラム、(3)実践的なキャリア形成を支援するキャリア教育カリキュラムという3つの柱となる方針を明示し、それぞれについて、具体的な授業科目の設定方針を詳述している。さらに、実施方針として、(1)順次性を考慮した授業の実施、(2)進路別コア履修モデルの設定の2つを掲げ、それぞれの方針の具体的な内容について明文化している。

大学全体及び各学部学科・研究科専攻においてディプロマ・ポリシーで明示した学修成果は、いずれも授与する学位にふさわしいものとなっていると判断している。学位に対する学修成果の適切性の点検評価は、上述の各方針の自己点検・評価プロセスと同様に、各学部学科・研究科専攻レベルでの自己点検・評価と全学レベルの自己点検・評価を定期的に実施しており、本学における自己点検・評価において、各方針で明示する学修成果は授与する学位にふさわしいと判断されている。例えば、商学部のディプロマ・ポリシーにおいては、学生が修得すべき知識・技能をビジネスに関する専門的能力（流通、マーケティング、国際ビジネス、会計、金融、情報通信技術、ビジネスと情報との関わり）としており、商学部の学位プログラムにおける学修成果が学位に直結していると評価されている。また、薬学部のディプロマ・ポリシーでは、社会において必要とされる汎用的・専門的な知識・能力・態度に加え、分野固有の能力として、エビデンスに基づいた薬物治療法と服薬指導及び患者本位の薬学的管理の提案能力、社会の公衆衛生向上に資する薬剤師としての情報収集・提供能力と課題解決立案能力、患者・生活者や他の医療従事者と必要な意思疎通ができるコミュニケーション能力等を明示しており、薬学部の授与学位にふさわしい学修成果が示されている。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

本学では、ディプロマ・ポリシーで示した学修成果の達成につながるよう、カリキュラム・ポリシーに基づいて、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

<授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講>

伝統的な学問領域である文、商、経営、経済、法、心理、歯、薬の各学部学科においては、基礎から応用までそれぞれの学問体系に沿いつつ、専門的な知識・能力が修得でき、かつ、学生の興味関心や多様な進路選択に柔軟に対応できるよう適切に授業科目が設定されている。例えば、法学部法律学科においては、憲法、民法、刑法といった基礎となる基幹実定法から、商法、行政法、訴訟法と積み上げる形で授業科目が開講され、さらに、1年次には、高校から大学での専門的な学びへ速やかな移行が図れるよう、入門科目である「法学」、「民事法入門」、「基礎演習Ⅰ」などを開講し、3、4年次には、「知的財産法」等の、現代的で発展的な内容を扱う授業科目が開講されている。

また、総合政策、健康科学といった学際的な学部学科においては、学際性の土台となる学問分野の基礎的な学びと学際性を活かした学びとがバランスよく進められるよう授業科目が開講されている。例えば、総合政策学部では、学修成果の達成につながるよう、カリキュラム・ポリシーに沿って授業科目を、教養教育科目、リテラシー科目（情報・言語・リサーチ・プランニングの4分野）、基盤科目（I、II、III）、展開科目（6つのクラスター、総合領域）、リサーチプロジェクトⅠabからⅣabに体系性・順次性を考慮し、学位との整合性を持たせ、教育課程を編成している。具体的には、「政治学基礎」、「経済学基礎」、「社会学基礎」、「国際関係学基礎」等といった基礎科目から、「地域政策」、「経済政策」、「環境政策」、

「国際協力論」、「社会政策」、「教育政策」等の発展科目が開講され、また、「現代社会における1つのトピックについて、様々な専門領域からのアプローチを試みることで、複雑にからみあつた問題構造や、複数の解決可能性について学習する」「総合政策 a～f」（a～f はそれぞれ別のトピックを取り扱う）という基礎的な学びを活かして学際的な学びを実践する科目が開講されている。

さらに、学位が専門職につながる学位プログラムにおいては、専門職養成に資する特色ある授業科目が開講されている。例えば、健康科学部健康栄養学科においては、4年間の教育成果として専門性の実践能力を高めることを目的とした「健康管理総合演習」を4年次に開講している。開設当初は本学歯学部附属病院における外来患者を対象とした実地実習であ

った。現在はさらに藤田医科大学を中心とする「地域を支える人材育成プラットフォーム」の協定に基づき、多職種連携による地域包括ケア推進のためのアセンブリー講座への参加も行っている。専門職種に対する自覚と自信を高める契機となっている。

また、各研究科専攻については、それぞれの学問特性に応じて、授業科目が開設され、教育課程が体系的に編成されている。例えば、法学研究科では、博士前期課程・後期課程とともに、専修科目（講義・演習）の必修に加えて一定の講義科目を選択履修としたうえで、単位履修方法として、学年ごとに履修すべき単位数を必修・選択科目別に定めており、カリキュラム・ポリシーに沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。このように、本学では、各学部学科・研究科専攻の授業科目は、授与する学位と整合的で、それぞれの専門分野の学問体系や学際性の観点から適切な授業科目を開講していると言える。

＜各授業科目の位置づけと到達目標の明確化及び学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化＞

各学部学科のカリキュラムにおいては、各授業科目について、カリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップ及び科目ナンバリングを策定し、科目区分や授業科目間の関係性や履修順序を図式化して提示することで、修得すべき知識・能力とカリキュラム、授業科目の位置づけを明らかにし、修得科目を体系的に整備すると同時に、学生が達成すべき学修成果を意識して科目の履修、修得を計画的に進められるようにしている。このようにして、各授業科目の位置づけと到達目標を明確にしている。また、カリキュラム・ツリーは、開講科目の関連性と配当年次が一覧できるようになっているため、カリキュラム・ツリーによって、学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程が可視化できている。アドバイザー教員が行う学生指導においても、これらが活用されている。

各研究科においては、『大学院要項』において、授業科目の一覧を明示し、併せて、標準履修方法として、年次ごとに取得すべき科目種別、取得数を明示している。また、『大学院要項』において、専攻ごとに、研究指導計画書として修了までに必要な研究の進め方・スケジュールについて記載しており、入学時に行う専攻ごとのオリエンテーションと合わせて、学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程を可視化している。

＜学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定＞

本学では、学生が学修成果を得るのに必要な学習時間が確保できるよう、各 15 週の春学期、秋学期の 2 学期制を採用しており、年間及び各学期の履修上限単位数（CAP 制）を設けている。各授業科目の単位数は、45 時間の学習を 1 単位として、適切な単位設定が行われている。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ＩＣＴを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

＜学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に対する授業形態、授業方法の適合性及び期待された効果の実現性＞

いずれの学部・研究科においても、それぞれの教育研究上の目的や課程修了時に求める学修成果及びカリキュラム・ポリシーに適うよう、講義、演習、実習等の授業形態を設定し、それぞれの授業形態に応じた授業方法をとっており、期待された効果が得られている。

例えば、文学部英語英米文化学科においては、アクティブラーニングや協働学習、国内外のスタディツアーや実習等の授業形態を導入し、批判的読解力や論理的思考力の養成を重視した授業方法を積極的に取り入れている。このアプローチにより、臨機応変な対応力や英語運用能力、異文化理解力、課題解決力を持つ人材の育成へと結実しており、教育課程の目的に合致した成果が得られていると言える。また、経済学部においては、講義形式の授業と、演習形式の授業が組み合わされて実施されている。これらはディプロマ・ポリシーにある各学士力に相当する授業であり、学修成果を測るために、各学士力に応じたカリキュラム・マップによって各授業の成績を学士力別 GPA として集計している。今年度にいたるまで過去 5 年の各学士力 GPA の平均値がすべて 2 を上回っており、期待される結果として適切であると考えられる。さらに、心理学部においては、学生の主体的参加を促すために、講義形式だけでなく、演習など多様な授業形態を取り入れている。演習では、学生を少人数のクラスに分け、演習方式で各種心理学の実験やテストなどを実際に体験させながら、解説している。また、講義形式の授業においても、何らかの問い合わせを立て、時間を切って周囲の学生と意見交換させる機会をもつ、実際に質問項目に回答し、自らの結果について考察する機会をもつ等、教育研究上の目的や課程修了時に求める学修成果及びカリキュラム・ポリシーに応じたものであり、期待された効果を得ていると考える。

＜ＩＣＴを利用した遠隔授業の授業科目の方針適格性と効果的な授業とするための工夫及び期待された効果の実現性＞

本学においては、ICT を利用した遠隔授業の授業科目については、教育効果を減じることのないよう、その実施に対し全学的な手続を定めている。実施科目数は、限定的ではあるものの、一部の学部においては、効果的に実施されている。

法学部は、遠隔授業について、「愛知学院大学遠隔授業の運用に関する内規」、法学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、適した授業科目で実施している。その実施にあたっては、チャットやオフィスアワーでの質疑応答の機会が十分に確保されている(科目によっては、Forms で提出される疑問点についての Q&A 集が Teams で共有されている)。また、受講者の理解のスピードに合わせて動画を止めたり、見直したりできるというオンデマンド授業の特徴を活かし、授業内において事例等について自分で考えさせる機会を多く設けている。これらの工夫によって効果的な授業となっており、こうした効果は学生の授業アンケートからも確認されている。

＜効果的な授業目的達成を目的とする学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切指導等及び学生の意欲的かつ効果的な学習の状況＞

単位の実質化を図るため、本学では、学生が学修成果を得るのに必要な学習時間が確保できるよう、年間及び各学期の履修上限単位数 (CAP 制) を設けている。全学的に統一された様式で、電子的に作成するシラバスによって、学生は、授業内容、到達目標、時間外学習等についての情報が得られる。学生が効果的に学習を進めるうえで、十分な内容となっている。シラバスについては、各学部・研究科において、内部で相互チェックすることも制度化している。各教員は、シラバスの作成に際し、授業の内容や目的が学生にとって理解しやすく、効果的に学習を進めるための要素が十分に盛り込まれているかを確認している。また、シラバスチェックを通じて、シラバス作成マニュアルに基づき必須項目が漏れなく入力されているかもチェックしている。また、フィードバックについては、その方法をシラバスに明示するとともに、成績評価後の授業の全体的なフィードバックについては、効果的なタイミングでフィードバックが行われるよう、全学的に統一的な運用に基づき、各教員が実施している。入学時の新入生ガイダンスは、学部教員・教養部教員・教務課職員が協力して実施している。

このように、本学では、全学的な対応を行いつつ、各学部・研究科においても、効果的な授業目的達成を目的とする学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導を行っており、学生の意欲的かつ効果的な学習を促している。例えば、各学部学科、各研究科専攻は、教育効果に鑑み、必要に応じて、授業のクラス分けを行っている。具体例として、文学部英語英米文化学科においては、1~3 年次において TOEIC の点数に基づく習熟度別クラス分けを行い、個々の英語力に応じた学習環境を提供している。これにより、「英語運用能力」の育成に努めている。また、経営学部においては、教養科目、専門科目における基礎科目群の科目、外国語科目、キャリア・デザイン等の科目では、クラス指定を行うことで、40 名前後の人数となるように工夫している。それ以外の専門科目の応用科目においても、特に実習科目では 30 名を上限として人数制限をかけている。法学部は、学生の多様性への対応として未修得者用の授業を開講している。学生に対する履修のための指導や支援については、履修オリエンテーションや履修相談会の実施、成績不振者との個別面談、各教員によるオフィスアワーでの対応、学生による相談(「ぴあさぽ」)などにより、適切に行っている。心理学

部では、1年生必須の心理学統計法Ⅰ・Ⅱについて、入学直後のオリエンテーション内で実施するプレイスメントテストの結果に応じて2クラスを設けて学生の多様性に対応している。

クラス分け以外にも、各学部・各研究科が、それぞれの特性に応じて、様々な対応や指導を行っている。例えば、文学部宗教文化学科では、入学時に、教務課、教養部の教員と協働して、新入生向けに履修登録や大学生活に関するオリエンテーションを実施し、その中で大学及び学科のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを周知して履修の大切さや方法を伝えている。また、各科目のカリキュラム・マップを作成し、シラバスとの整合性を担保している。毎年2月にFD委員が非常勤講師・兼担教員を含めた全体のシラバスチェックを行い、内容の適合性を確認している。また、シラバスと授業内容の整合性については、授業アンケートに設問を設けて確認している。なお、1年次の「基礎セミナーⅠ」及び「地域宗教文化Ⅰ-Ⅱ」、2年次の「基礎セミナーⅡ」では、クラス担任制を取っており、比較的少人数のクラスでフィールドワークやアクティブラーニングを行い、学生が主体的に課題を発見し、その解決方法を思索することができるようになっている。また、学科のFD活動における教員の模擬授業及び大学や学部のFD活動を通じて、教員個人が多様な授業形態を知ることにより、授業の改善に努めている。

総合政策研究科においては、学際的・総合的な課題解決を目指すため、研究基礎科目においてはほぼ全教員が関わるオムニバス形式の授業を展開し、学生の研究が学際性を獲得する契機を成すようにしている。また、研究指導計画に基づき、研究科教員全員が出席する場での中間報告を毎学期行うことで、学生の総合性への視野獲得を促すとともに、修士論文のための研究の進捗状況を研究科全体で確認し、研究科FD研究会の場で研究指導のあり方について検討を行っている。歯学研究科は毎年度初めに各大学院生が研究指導教員と面談を行い、協働で「指導計画書」の作成を行っている。この研究計画を立てたうえで、実験や解析を主体的に進めている。各研究室では、学生が研究の進捗状況を定期的に報告し、教員・学生間、学生同士で議論を行いながら、研究を進めている。このグループ活動に基づき、学生は共同研究の筆頭者として学会発表と原著論文発表を行っている。3~4年次での歯学研究科学位申請予定者研究発表会と学位申請時の公開審査会では、指導教員とコミュニケーションをとりながら学生が主体的に準備して自らプレゼンを行っている。大学院生は、主に主科目の担当教員から指導を受けるが、同時に副科目、選択科目、統合講義の担当教員からも指導を受けることで、研究に対する視野を広げるとともに学修意欲を高揚する機会を設けている。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。

- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

＜成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか＞

本学は、全学で、「愛知学院大学履修及び成績評価に関する規程」に基づき、授業科目における単位認定及び成績評価の厳正な運用を行っている。評価基準は、AA：90点以上、A：80点～89点、B：70点～79点、C：60点～69点、D：30点～59点、E：29点以下となっており、C以上に単位を認定している。また、「愛知学院大学成績評価方針」に従い、すべての学部において、原則としてAAの比率を2割以下としている。シラバス記載の成績評価方法の適切さについては、シラバスチェックの際に確認している。

個々の学部・研究科においては、それぞれの科目特性に応じた成績評価及び単位認定が行われている。例えば、総合政策学部においては、リサーチプロジェクトIVbについて、ループリックを参考にし、複数教員による相互評価を実施している。健康科学部健康栄養学科においては、成績評価は科目担当教員に委ねられているが、基本的には管理栄養士国家試験の合格ラインである60点を基準として、科目別の難易度と照らし合わせて実施している。管理栄養士国家試験出題分野（9分野）の中には、国家試験レベルの到達が難しい科目もあるため、D評価の場合には再履修によって理解を深めることとしている。また、卒業研究についてはループリックを作成し、成績評価に活用している。歯学部においては、全学の規程に加え、「愛知学院大学歯学部の履修等に関する取決め」及び「愛知学院大学歯学部の試験に関する内規」、「歯学部の再試験に関する申合せ」、「試験に関する不正行為に関する内規」に従って、客観性・厳格性を担保して成績評価が行われている。薬学部においては、年度初頭に、薬学部全教員に、「愛知学院大学薬学部 科目履修・評価等に関する覚書」を示し、前年度からの変更点を中心成績評価に関する事項を説明している。これを受け、各教員が公正かつ厳格に成績評価を行っている。また、科目ごとの成績評価の結果は、各学期終了後に教務委員会で確認し、薬学部拡大教授会でこれを承認している。科目ごとの単位取得率と成績分布についても薬学部教授会で報告されている。経営学研究科においては、博士前期課程においては、修士論文のループリックを、博士後期課程においては博士論文のループリックを導入し、厳格かつ公平、公正な成績評価と単位認定、学位の認定を行っている。

＜成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応を含む）を学生に明示しているか＞

成績に関する情報として、単位の修得にかかる成績評価基準（学則第9条に定める成績評価及び学則以外に定める成績評価について）、GPA制度（GPAの定義、GPA算定対象授業科目、GPAの種類及び算定方法、GPAの評価基準等）について、各学部学科の『履修要項』に記載し、学生に明示している。各授業科目の成績評価基準については、授業科目ごとにシラバスに明記している。また、成績発表後に成績評価について質問がある場合は、「成績評価に関する質問書」を通じて担当教員へ成績照会を行っている。この成績についての問合せの手続き、対応については、『履修要項』に説明とともに、フローチャートも付して学生に明示している。

＜既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか＞

学生が他の大学又は短期大学、高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本学の定めるところにより単位を与えていた。所定の資格試験等に合格した場合、「大学以外の教育施設等における学修に対する単位の認定要領」に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本学の定めるところにより単位を与えていた。

単位認定にあたっては、各学部学科において、既修得単位の授業科目のシラバスを精査する等して適切に単位認定が行われている。

＜学位授与における実施手続及び体制が明確であるか＞

本学では、春季卒業（3月）と秋季卒業（9月）を採用している。学位授与は、「愛知学院大学学位記授与に関する規程」に基づき、各学部の議を得たうえで、全学の教務委員会、学部長会、代表教授会にてそれぞれ承認を経て、機関決定している。各学部における学位授与に関する実施手続及び体制は明確である。例えば、商学部では、卒業要件を①通算して4年（8セメスター）以上在学した者（休学期間は除く）、かつ、②学則第8条に定められている所定の128単位を修得した者と定めており、『履修要項』の「進級・卒業」で公表している。学位授与に係る手続きとして、学則第47条の3第4号に基づき卒業論文及び学士号に関する事項を商学部教授会の審議事項としている。

学位授与において、卒業論文を重視する学部学科においては、卒業論文の指導に組織的に対応している。例えば、文学部宗教文化学科では、最終的な卒業要件となる卒業論文については、卒業可能年度の6月に中間発表会、10月に中間指導会を実施しており、学生にはこの2つのステップの通過を義務づけている。卒業論文の提出後は、提出者に対して口頭試問を行い、当該論文の精度を審査する。卒業論文の審査は、ゼミ担当教員が主査、それ以外の教員が副査となって論文を評価し、口頭試問は副査の教員が担当する。その際、ルーブリックを用い、5つの能力判定を点数化している。さらに、全学科教員の参加する学科会議で公表し、公正性の保持に努めている。

大学院については、学位授与における実施手続及び体制は、大学院学則及び学位規則に明示されており、各研究科の議を得たうえで、大学院委員会の承認を経て、学位を授与している。各研究科における学位授与における実施手続及び体制は明確である。例えば、経営学研究科は、修了要件を大学院学則と『大学院要項』に明示している。博士前期課程においては、2年以上の在学、32単位以上の修得単位、学位論文の作成等に対する研究指導を受けた上、学位論文の審査に合格することをその条件として示している。在籍期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとしている。『大学院要項』において修得単位については、特修科目の中から専修科目を1科目選択し、その16単位（講義4・演習8・文献4）を必修とする。また、修士論文の研究指導は選択した専修科目を通じてなされることが明示されている。学位審査は主査と副査2名による口頭試問結果に基づき、経営学研究科委員会において審議され、決定される。この結果は大学院委員会で審議され、学位授与がなされる。博士後期課程においては、本大学院に5年（博士前期課程を修了した者にあっては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学して、博士前期課程

で 32 単位以上、博士後期課程で 16 単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた上、専攻分野における学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、最終試験に合格することを学位授与の条件として示している。在学期間に関しては優れた研究業績をあげた者については、大学院に 3 年（博士前期課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとしている。『大学院要項』において、修得単位については、特修科目の中から専修科目 1 科目を選定し、その研究指導 12 単位を必修とし、研究指導の科目から 4 単位以上を選択履修することを明示している。博士論文は選択した専修科目を通じてなされることが明示されている。学位審査は主査と副査 2 名による審査報告を起点に、予備審査、本審査の過程を経て、研究科委員会にて審議される。

＜学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか＞

本学では、所定の期間在籍し、学部学科の人材の養成・教育研究上の目的に沿って設定した教養科目、専門科目等を履修し、卒業要件単位を修得した者に学位を授与している。上述の実施手続、体制のもとで、学位を授与しており、卒業要件単位を修得した者は、ディプロマ・ポリシーで示した知識・能力等を十分に身につけた者と考えられ、ディプロマ・ポリシーに則して適切に学位を授与している。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

＜学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか＞

本学では、教育の質保証を目的として、ディプロマ・ポリシーに示した、学生が卒業時に身につけるべき知識・技能・態度が身についたかどうかを測るために、アセスメント・プランを作成している。アセスメント・プランは、ディプロマ・ポリシーで示した能力等を学修成果として得られているかという観点から、学位プログラムが機能しているかの検証に資するよう、可能な限り客観的な指標によって学修成果を把握するためのものであり、本学においては、大学全体のものと、各学部・研究科のものとを定め、それぞれのレベル、学位プログラムに応じた学修成果の把握・評価方法を明確にしている。例えば、法学部では、GPA、単位修得率などの成績評価の結果、資格・免許取得状況、学びに関する調査（卒業時）、実就職率などの指標を用いて、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果を把握・評価している。商学研究科博士前期課程においては、ディプロマ・ポリシーの達成についての測定方法として、ルーブリック、学びに関する調査（修了時）、GPA、口頭試問を採用したアセスメント・プランを設定し、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果を把握・評価する目的や指標、方法等を明確にしている。

＜学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか＞

上述のアセスメント・プランにおいて、学位プログラムごとに、学修成果を把握・評価するための指標・方法が定められているが、それらは、いずれもディプロマ・ポリシーに定めた学修成果に照らして適切なものである。例えば、健康科学部健康科学科においては、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果を測定する方法として、アセスメント・プランに直接的な指標だけでなく、間接的な指標も設定しており、多様な視点から適切に評価している。また、歯学部では、社会に貢献できる歯科医師を育成することが目標となる。各学年で学習する各科目の理解度は将来歯科医師として社会に貢献するための根本的知識となることから、学習の学習効果の判定は総合的に行う必要がある。学修成果を把握・評価する指標である各科目の試験及び実習の成績、GPA、総合試験（総合学力試験、基礎臨床統合歯学試験）、総合試験（総合示説・総合歯学・統括的評価）と卒業試験（統括的評価）のみでなく、全国共通の判定基準で行われる共用試験（CBT、OSCE）、診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験を用い総合的かつ客観的に評価を行っている。さらに、PROG テストでは社会で求められる汎用的な能力・態度・志向を評価している。このことから、評価指標や方法はディプロマ・ポリシーに示した学修成果を測定するものとして適切である。

商学研究科博士前期課程においては、ループリックと学びに関する調査（修了時）をもとに学修成果の達成状況を評価していたが、本年度は、それらに GPA と口頭試問を加え、より多角的に評価できるように改善し、適切な学修成果の把握・評価に取り組んでいる。また、法学研究科においては、博士前期課程・後期課程とともに、各年度の課程修了判定にあたり、学位論文に関する 5 項目の審査基準による点数評価を中心としつつ、GPA や単位修得状況も踏まえて学修成果を測定し、さらに 2019（令和元）年度からは、7 項目につきループリック形式で設定された「法学研究科 学位論文審査基準及び学位授与の方針（DP）評価基準」による 4 段階評価をも活用することで、学修成果を把握・評価している。これらの測定方法は、ディプロマ・ポリシーに定めた学修成果を測るうえで適切なものと言える。

＜指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか＞

各学部・研究科においてアセスメント・プランを策定し、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の測定を行っている。直接的指標としては、外部アセスメントテストの PROG テスト、卒業論文、ループリック等が挙げられる。間接的指標としては、学びに関する調査、卒業生アンケート、企業等アンケート等の各種アンケート結果、直接・間接両面を含む指標としては、GPA、単位取得状況、ポートフォリオ等が挙げられ、それらを各組織で選択・設定し、測定している。

各学部・研究科において実施された学修成果の測定結果は、自己点検・評価委員会により全学的な観点での点検・評価を改めて実施し、その評価結果を内部質保証推進会議において提言することにより各組織へ改善・向上を促している。

この一連のプロセスから各学部・研究科が設定した測定内容が適切であるかを全学的に確認している。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

<教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか>

全学においては、「愛知学院大学内部質保証推進規程」に「自己点検・評価委員会」に関する事項を明示している。

学部・研究科においては、教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を各組織の自己点検・自己評価委員会に関する内規等に明示し、その規定内容に則して自己点検・評価を実施している。例えば、法学部は、「法学部自己点検・自己評価委員会内規」を定め、教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の体制、方法、周期等を明確にしている。また自己点検・評価は、各年度の自己点検・評価シートの基準をもとに行っている。

<課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか>

全学の自己点検・評価委員会においては、各学部・研究科の評価結果が大学内の各種情報を活用して点検・評価されているかを精査し、その結果を『自己点検・評価報告書』として取りまとめている。

教育課程及びその内容、教育方法の自己点検・評価にあたっては、学部・研究科において「ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の測定方法、達成目標及び達成状況」の測定結果や、学生対象の各種アンケート調査結果、外部アセスメントテストである PROG テスト結果等を活用している。例えば、経営学部においては、学びに関する調査（在学生）による測定のほか、2019（令和元）年度より、経営学部自己点検・自己評価部会において、アセスメント・プランに基づき、コース別の成績分布、修得単位数、GPA についての経年比較、TOEIC/IP テストの受験率と成績についての経年比較、資格（単位認定対象となる資格）の取得状況についての経年比較を行うことにより、教育課程及びその内容・方法が適切に機能しているかを点検・評価している。また、法学部では、法学部自己点検・自己評価委員会が、各学科の「ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の測定方法、達成目標及び達成状況」の結果、学びに関する調査、PROG テストなど、適切な情報に基づいて教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価している。

＜外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか＞

全学的な取り組みとして、学部・研究科・研究組織等を多角的な視点から検証するため、外部評価結果や学生対象の各種アンケート調査結果等を活用し、点検・評価する工夫を行っている。

また学部・研究科独自の工夫もみられる。例えば、学生からの率直な意見を反映させるため、文学部日本文化学科では2019（令和元）年度より、学生代表と教員が一堂に会し、学生の要望や意見を聴取する試みを開始している。聴取結果は、日本文化学科科会で点検・把握され、報告書として提出されている。この取り組みにより、学生視点での改善点が明確になり、より客観的な自己点検が可能となっている。総合政策学部においても、直接4年生のゼミ代表に対し意見聴取が行われており、学生の意見は総合政策学部学部会において教員間で共有されている。

また、経営学研究科では、経営学研究科FD委員会において学外の評価者より提出された外部評価シートに基づき、教育課程や学修成果、学生の受け入れ、社会連携・社会貢献などについて検討を行っている。総合政策研究科においては、毎学期末、学生による授業評価アンケートを実施し、学生の経験に基づく視点を取り入れる体制をしいている。また、外部評価の提言に基づき、3つのポリシーや教育活動（学修成果の可視化、ループリックの活用、SDGs活動等）について、総合政策研究科自己点検・評価委員会、総合政策研究科委員会で検討を行っている。歯学研究科においては、各学年の4月に指導教員と学生により指導計画書が作成されており、また、春期・秋期アンケートも実施され、歯学研究科委員会で報告されている。これらにより学生の意見を得て自己点検・評価の客観性を高めている。さらに、外部の意見を歯学研究科自己点検・評価委員会の外部委員から適切に得て、真摯に対応をしている。薬学研究科においても、薬学研究科自己点検評価委員会の外部委員からの意見を取り入れることで、自己点検・評価の客観性を高めている。

＜自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか＞

各種情報等を活用した教育課程及びその内容、教育方法の自己点検・評価を各組織において実施し、その自己点検・評価結果を全学の自己点検・評価委員会において、さらに全学的観点において適切であるかの検証をし、その評価結果は『自己点検・評価報告書』として取りまとめている。取りまとめた内容については、内部質保証推進会議に提言する過程において、各組織に改善・向上事項である旨の認識をさせている。

各学部・研究科においては、全学的な自己点検・評価プロセスの中で、各組織内での自己点検・評価結果を活用して、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいる。例えば、経済学部では、経済学部PDCAサイクルとして、自己点検・評価の結果から、学部全体で審議すべき事項について経済学部教授会において審議し、改善について取り組むことになっている。2024（令和6）年度は、特に、卒業論文の提出及び評価について、これまでの傾向の把握を行い、そして、提出率の低下について検討している。また、健康科学部健康栄養学科においては、シラバスに記載された科目ごとの授業テーマ、授業概要、授業の到達目標、授業計画（時間内と時間外学習）、評価方法・基準等の教育内容について、毎

年、学科主任及び教務主任が健康栄養学科の開設する全ての科目の点検を行い、そのうえで、学科会議においてシラバスの記載に関する確認を行い、検討がなされている。特に、健康栄養学科の教育プログラムは栄養士・管理栄養士養成課程であるため、シラバスについても厚生労働省の監査があることから、シラバスと授業内容の整合性等を毎年、慎重に学科会議でチェックすることで、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上を図っている。歯学部においては、2022（令和4）年度に改定された歯学教育モデル・コア・カリキュラムに伴い、大幅なカリキュラムの見直しを行い、2024（令和6）年度より、新カリキュラムで歯学教育を実施している。例えば、2023（令和5）年度までは、歯科疾患の進行過程とその疾患と治療方法を学ぶ講義の順番に乖離が存在したが、より学生が理解しやすいように講義の順番と実際の治療の順番を可能な限り一致させるように、カリキュラム編成を行い、2024（令和6）年度より実施している。また、5年次から始まる臨床実習を意義のあるものにするために、5年次の4月に、「臨床実習に役立つ歯科基礎医学」、「臨床実習に役立つ臨床歯科治療学」などの科目を新設し、口腔領域の疾患の予防・診断・治療に関する専門的知識の修得及び定着を促進する教育を始めている。また、国家試験の自己採点結果を分析し、6年時の講義内容をブラッシュアップし国家試験の合格率向上の方策を毎年検討している。今後も、改訂されたカリキュラムの評価を行い、必要に応じて、見直し改善していくこととなっている。

文学研究科においては、4専攻から2名ずつ選出された文学研究科自己点検・自己評価委員が中心となって、毎年専攻ごとにディプロマ・ポリシーに示した学修成果の達成度を測定し、それに基づいて教育課程及びその内容、教育方法について点検・評価し、改善方法を検討している。この各専攻の検討内容は文学研究科自己点検・自己評価委員会で全専攻に共有される。また文学研究科自己点検・自己評価委員会は年6度前後開かれ、教育課程及びその内容、方法の適切性について改善・向上に向けた取り組みを継続している。2024（令和6）年度は懸案とされていた文学研究科の授業のセメスター化について、文学研究科自己点検・自己評価委員会、文学研究科委員会で審議し、セメスター化への方向性が承認された。本学大学院においてこれを実現するには、学則変更や、他研究科との調整、シラバスや成績評価の事務的手続きなどが必要であるが、今後も継続的に取り組んでいくこととなっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

（1）長所

○教育・学習に対する全学的な自己点検・評価の実施体制の確立

大学教学改革推進企画室を事務局として、内部質保証推進会議、自己点検・評価委員会が運営されている。各学部・研究科の自己点検・評価のスケジュール管理、全学共通の自己点検・評価シートの作成など、大学教学改革推進企画室のサポートにより、教育・学習に対する恒常的な全学レベル、各学部研究科レベルでの自己点検・評価プロセスが効率的に機能している。

○アセスメント・プランの整備とそれに基づくアセスメントの実施

全学レベルと各学部・研究科のすべてにおいて、アセスメント・プランが策定され、それに基づいて、各学部・研究科における学修成果、教育課程のアセスメントが行われ、アセスメントのプロセスが可視化されている。

○外部アセスメント PROG テストの導入

学修成果、教育課程のアセスメントを実施するための指標として、学内で得られる情報のみでは限界があったため、外部のアセスメントテストである PROG テストを全学部で導入した。1 年次と 3 年次（歯学部及び薬学部は 4 年次）でのテスト実施を恒常的に行うことによって、とりわけ汎用的能力の育成に関して、学位プログラムが、ディプロマ・ポリシーで示した能力を修得させているかについて、一定程度計測することが可能となった。

○外部評価の実施

教育課程、学修成果について外部評価が実施され、内部質保証推進会議、各学部・研究科において評価結果が共有され、それぞれの自己点検・評価において活用された。

（2）問題点

学部・研究科においてはアセスメント・プランを策定し、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果を把握・評価するために適切な測定方法を用いて実施している。大学においては、大学全体のアセスメント・プランを策定してはいるものの、大学全体のディプロマ・ポリシーに示した学修成果の把握・評価、並びに全学の自己点検・評価委員会による点検・評価が不十分である。

外部評価結果や学生対象の各種アンケート調査結果を活用して自己点検・評価にあたっているが、外部評価結果の活用は限定的であるため、本学の自己点検・評価の客観性を高めるための取り組みとしては課題が残る。

本学では、現在、教育学習効果の向上を目的とした、多様で柔軟な遠隔授業を実施する体制が構築できていないため、授業等振り返りにおいて、ICT を活用して学生が自律的に学習を進められるようサポートする仕組みが不十分である。

また、一部の学部から、学修成果の把握に関し、現行の授業形態、授業方法により期待された効果が得られているかという点について、効果の判断の基準や方法が難しく、期待された効果が得られているかどうか、はっきりしないとの率直な指摘があった。加えて、外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫が十分ではないとの指摘もあった。

以上の点は、今後改善を要する課題であると認識している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

上述の大学全体におけるアセスメント・プランについては、それが適切であるかの検証を大学執行部会並びに内部質保証推進会議で協議し、場合によっては見直す作業が必要である。そのうえで、どのような評価の視点で点検・評価をするか等の体制構築を図り、大学執行部会並びに内部質保証推進会議で協議し決定することが望まれる。点検・評価の結果については、各組織同様、全学の自己点検・評価委員会で点検・評価を行い、各組織（学部・研究科・研究組織・事務部門）の自己点検・評価報告書とは別に大学全体の自己点検・評価報告書として取りまとめ、内部質保証推進会議に提言を行う、一連の PDCA サイクル上で取り扱うことができるようとする必要があるだろう。

また、多角的な視点から検証する観点で外部評価を活用するのであれば、本学の自己点検・評価報告書の精度を上げ、外部評価を受け、その結果を受けての改善・向上活動については、報告書の作成・提出を必須とし、次の外部評価時に提示し、さらなる改善・向上につながる体制の構築が不可欠であると考える。

教育学習効果の向上を目的とする遠隔授業の実施に関しては、2024（令和6）年度の教務委員会において、2025（令和7）年度以降の補講授業における遠隔授業が承認された。2026（令和8）年度以降の通常授業における遠隔授業の柔軟化に向けて、次年度に教務委員会等で審議していくこととし段階的に遠隔授業を進めていく予定である。

学修成果の把握に関し、学部レベルでは、期待された効果が得られたかどうかの判断基準と判断方法について、何が問題なのか、そしてどのような判断の基準や方法が適切なのか、これらの点を検討することで、改善を試みようとしている。学修成果は、正確に把握しようとすると、相当な負担を要するものであるため、一学部に負担させることなく、学部の自主性を尊重しながら全学的に効率的に実施する方法を模索すべきである。

自己点検・評価の客観性を高める取り組みとして、学生の意見を教育内容や教育方法の改善に反映させるために、授業やカリキュラムについての満足度だけでなく、もっと具体的にカリキュラムや授業方法で改善してほしい点や卒業論文の導入などについて、アンケートを実施したり、学生の意見を直接聞く場を設定したりする方法で改善を図ろうとしている学部もある。学部の改善努力にとどめることなく、全学レベルで自己点検・評価プロセスに学生が参画できるよう多様な機会の設定を探究すべきであろう。

全体として、本学は、教育・学習に関する大学基準の水準を満たす教育が展開できていると評価できよう。他方で、こうした実績は、各構成員や学部・研究科・部課所において個別に実施されている優れた取り組みとそのための努力によって支えられており、大学全体として取り組まれている教育・学習に関する特色ある成果を上げることについては、道半ばといわざるを得ないだろう。今回の自己点検・評価においても、個別の取り組みで特色のあるものは見られるものの、大学全体として特色のある教育に関する取り組みとして特記すべきものは見当たらなかった。今後は、大学全体として、建学の精神をはじめとする本学の伝統、実績や特徴を踏まえて、愛知学院大学であるからこそ実現できる教育・学習がどのようなものであるのかについて明確にし、教職員と学生がともに、自らの教育と学習の成果を実感して、それらに誇りを持つことができるよう、より高みを目指す教育改善に向けた不断の努力が必要である。そのためには、学生アンケートの活用にとどまらず、より直接的に学生の声を教育改善プロセスに反映させるために、自己点検・評価プロセスへの多様な学生参画の取り組みを全学的に推進することも必要となろう。

教育に関する全学的なレベルでのPDCAプロセスが、より実質的に機能し、より効率的な教育改善プロセスとなるよう、全学及び各学部・研究科における点検評価作業に関しても無駄を排し、真に教育改善に資するもののみに集約することが求められる。そのため、本学がどのような教育を目指すのか、建学の精神に立ち返り本学の使命を再定義し、目指すべき教育のあり方を全教職員で共有して、その目標・理想に向かってPDCAサイクルが恒常に回るようにすることが望まれる。

第5章 学生の受け入れ(本文)

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

●学生の受け入れ方針に基づく学生募集

本学では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学全体としての入学者受入れの方針（以下、「アドミッション・ポリシー」）を定め、大学ホームページ、『入試要項』などにおいて公表している。大学全体のアドミッション・ポリシーを下記のように定めている。

愛知学院大学では、学力と意欲の点で優れた人をできるだけ幅広く募り、公平かつ多様な方法で選抜するという方針に基づき、様々な入試形態を用意しています。

この受け入れ態勢のもと、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるのにふさわしい、以下に掲げる人を受け入れます。

- ① 愛知学院大学の建学の精神を理解できる人
- ② 志望学部・学科の教育目標、教育内容をよく理解する人
- ③ 高等学校等の教育課程における基礎的な知識・技能と、それに基づく思考力・判断力・表現力を身につけている人
- ④ 主体性をもって多様な人々と協働できる能力を身につけている人

以上の大学全体のアドミッション・ポリシーに基づき、文学部・商学部・経営学部・経済学部・法学部・総合政策学部・健康科学部・心理学部・歯学部・薬学部の10学部16学科、文学研究科・心身科学研究科・商学研究科・経営学研究科・経済学研究科・法学研究科・総合政策研究科・歯学研究科・薬学研究科の9研究科13専攻において、学位課程ごとにアドミッション・ポリシーを設定している。これらのアドミッション・ポリシーは、学位課程ごとに設定されたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるにふさわしい人の受け入れ方針として示されており、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や入学希望者に求める水準等を明示している。

これらのアドミッション・ポリシーは大学ホームページや『入試要項』、『入試ガイド』で幅広く社会に公開し、アドミッション・ポリシーの周知に努めている。

このように、アドミッション・ポリシーに基づく学生の受け入れ方針は大学全体として示

されているが、学部・学科・研究科ごとに内容や形式にはらつきがある。志願者にとって理解しやすい良い点として、文学部宗教文化学科と同歴史学科は各入試区分に応じた基礎学力や意欲を多面的に評価する基準を明示している。その一方で、文学部歴史学科、経済学部、歯学部では求める水準の具体性を高める検討が必要となっている。今後は、大学全体としてアドミッション・ポリシーのフォーマットを均質化し、求める学生像や学力水準、判定方法を明確に示すことを検討する必要がある。

●学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

学生募集及び入学者選抜は、大学全体及び各学科のアドミッション・ポリシーに基づき実施している。入学者選抜は、多様な学生を受け入れるために、以下のように多種の試験区分を設けて公平・公正な選抜を実施している。

①筆記及びマーク・シート方式による学力で選抜する一般入試（前期試験A・B・M、中期試験、後期試験、共通テストプラス試験「共通テスト」利用試験Ⅰ期・Ⅱ期）。

②人物が良好で高等学校長が責任を持って推薦し、本学が定めた推薦基準以上の学業成績を修めている者を選抜する推薦入試（指定校制推薦入試、公募制推薦入試A・B、専門学科推薦入試）。

③学業とスポーツの調和の取れた教育により、社会における有為な人物を育成するため、スポーツの技能・能力を有する者を選抜する「スポーツ推薦入試」。

④総合型選抜として、学術・文化・スポーツ等で自己アピールできる能力を持つ者を、出願資料や面接、小論文、プレゼンテーションによって志願者の創造性・可能性を尊重して選抜する「AO入試」や、出願前に事前地検講義を受講の上、レポートを提出、若しくは出願前に提示されたテーマでレポートを作成し、そのうえで面接、小論文、プレゼンテーションによって志願者の創造性・可能性を尊重して選抜する「高大接続型入試」。

⑤その他、特別入試として帰国生徒入試、社会人入試、外国人留学生入試、編入学試験、大学在学生特別入試等。

また、入試の判定方法については大学のホームページや入試案内、説明会等で志願者等に対し広く分かりやすく示している。

入学者選抜にあたっては、入学試験委員会を立ち上げ、アドミッション・ポリシーに沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施している。

大学院の入学者選抜では秋季入学試験（10月実施）・春季入学試験（1・2月実施）のほか、推薦入試や社会人入試といった複数の入学試験区分を設定している。その他の入学者選抜としては、大学院で学ぶ意欲の強い本学学部生（3年次生）を対象とした特別試験や、社会人学生の受け入れに向けた長期・短期履修制度の導入といった方策も実施している。

また、広報活動としては「愛知学院大学広報委員会」を設け、学生募集について各学部（教養部を含む）より選出された2名の広報委員とともに、「大学ホームページ」「大学案内」の作成をし、各学部のオープンキャンパス担当教員とともに「オープンキャンパス」の企画運営を行い、大学理解のために幅広く広報活動を行っている。また、教職員が高等学校に出向き、生徒向けの「大学説明会」「系統別説明会」「模擬授業」を行っており、高等学校教員を

対象とした入試説明会も開催している。さらに、高等学校訪問を実施し、直接進路担当の教員と面会し、本学の入試制度や教育内容、環境や就職状況等をアピールし、さらに情報交換を通して学生募集を行っている。

大学院研究科の広報活動としては、大学院生募集用の広報印刷物の制作や配布の他、進学相談会を日進キャンパス・名城公園キャンパス・楠元キャンパスの3キャンパスで実施している。

●入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組み

受験上の配慮が必要な場合も、出願時に先駆けて申し出るよう『入試要項』・大学ホームページに記載しており、申請があった場合は、本学会場・地方試験会場に係わらず別室での受験や拡大解答用紙の使用、試験時間の延長、医療機器の試験室への持ち込みなど可能な限り対応をし、公正な入学者選抜となるよう対応している。また、2024（令和6）年度からは学生支援センターを設置し、入学後の特別配慮についても志願者と協議し、学生生活に不安がないように配慮を行っている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

●適切な定員設定・学生の受け入れ、収容定員に基づく在学生数の適正な管理

入学定員及び収容定員の適切な管理について、教育研究機関に相応しい環境の確保のため入学者数は入学定員に基づいて、また在籍学生数は収容定員に基づいて以下のように概ね適正に管理している。特に入学定員については、入学者数が入学定員を大きく超える、もしくは下回ることがないよう、過年度の入学試験結果及び入学者数を踏まえて、入学試験委員会において慎重に合否判定を行っている。

また在籍学生数を収容定員に基づき、適正に管理するように努めており、歯学部以外の全ての学部については2024（令和6）年度の収容定員の基準である1.1倍以内に収まっている。収容定員充足率が0.89と未充足である歯学部においては、歯科医師国家試験の合格率と入学者数に相関が見られることから歯科医師国家試験全員合格を目指す「ALL passプロジェクト」を立ち上げて、歯学部に特化したミニオープンキャンパスや高校訪問を行うなど、入学者の確保を目指した様々な対策をとっており、入学者数は増加傾向にある。また、文学部英語英米文化学科の収容定員充足率は0.94と定員未充足の状況が続いている点には引き続き注意が必要である。AO入試から高大接続入試への移行や英語資格特別入試の導入といった対策をとったことにより、入学定員充足率は2023（令和5）・2024（令和6）年度ともに1.00と改善している。

大学院の収容定員管理については、歯学研究科が1.03と充足している以外、全ての研究科で未充足となっており、多くの研究科で収容定員基準の改善課題に相当している。前回の2020（令和2）年度に受審した際に指摘を受けた内容を踏まえ、大学院の進学説明会において、各研究科・専攻の特色や重点分野、人材育成目的について説明している。また、入学者

の定員管理という点から、総合政策研究科博士後期課程においては、入学試験の実績を考慮し募集停止を行うなど、収容定員管理に努めている。今後も将来的な視点で定員管理に努めていくことを必要としている。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへつなげているか。

学生の受け入れについては、評価項目①で記載したとおり、入試センターが全学の事務局となり、入試委員会や入学試験の方式、執行・方法に関する点検・評価を行い、改善が必要な事項については方策を検討したうえで、次年度の入学試験の執行に反映している。また、入学者数が確定した4月には、入学試験結果を代表教授会などで報告し、全学的に情報を共有している。

点検・評価結果に基づいた改善・向上に向けた取り組みとして、大学では、入学試験委員会において入試検討小委員会からの答申を受け、再度その答申事項について協議したうえで最終的な結論を出すこととしており、慎重な検討を行い次年度の入学者選抜の企画・執行に反映させている。入試検討小委員会は各学部から委員が参加する形で構成されており、全ての学部の教授会において入試結果を踏まえた点検・評価を行い、次年度の入学試験の基準と実施方法を検討し、答申内容を集約している。このとき、指定校制推薦入試を依頼する高等学校の選定については、前年度の入学試験の実績や入学した学生のGPAなどを考慮したうえで、入試検討小委員会にて毎年見直しを図っており、年度を越えて4月の下旬頃まで検討を行うなど、より現状に即した内容となるよう改善に努めている。

アドミッション・ポリシーの改善については、複数の学部で点検・評価を行い、改善と向上に取り組んでいる。経済学部では2024(令和6)年度の経済学部自己点検・自己評価委員会においてアドミッション・ポリシーの具体的な明示に問題点があると評価し、改善案を作成して審議を行う取り組みを開始している。法学部では、高校の教育において「探究」学習の重要性が大きくなってきたことを重視し、次年度入試からA0入試の実施方法において「探究」学習の成果も積極的に評価することに変更している。また、歯学部と薬学部では、入学時の学力テストやプレイスメントテストなどで入学者の学力水準を把握する取り組みを行っており、今後は分析結果をアドミッション・ポリシーの改善につなげることが期待される。このように学部ごとで良好な取り組み事例がある一方で、先に述べたように学部ごとに点検・評価と改善の取り組み状況と内容にばらつきがあることから、大学が主導して全ての学部・研究科で取り組みを行うことを検討する必要がある。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

学生の受け入れについてアドミッション・ポリシーを適切に開示して、入学試験を実施し、収容定員数のほとんどを占める学部学生の在籍者数が 2024（令和 6）年 5 月 1 日時点において 1.04 となっており、歯学部が定員未充足とはなっているが、大学全体としては良好な収容定員管理ができていると考えられる。

(2) 問題点

第 3 期認証評価の提言で、「2020（令和 2）年度において、歯学部歯学科で収容定員に対する在籍学生比率が 1.04 と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる」とあったが、2020（令和 2）年以降の 18 歳人口の減少と近年の全国的な歯学部志願者の減少の中で、2024（令和 6）年度は 0.89 と改善課題に相当する未充足となってしまった。このため、学部の定員管理を徹底するように改善する必要がある。

また、「2019（令和元）年度において、大学院の定員管理を徹底するよう、改善する必要がある」という提言があった。これに対して、総合政策研究科博士後期課程については学生募集を停止し、複数の研究科で改善策を立案・実施するなどの努力を進めているが、まだ引き続き、大学院の定員管理を徹底するための対策が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の学生受け入れに関する取り組みは、アドミッション・ポリシーの策定と公表、多様な選抜方式による公平・公正な入学者選抜、収容定員に基づく在籍管理、並びに点検・評価サイクルの運用において、概ね適切に機能している。ただし、アドミッション・ポリシーの明確性や点検・改善の取り組みに学部間で差がみられる点は大学全体の課題である。また、2 の分析を踏まえた長所及び問題点において指摘したように、歯学部及び歯学研究科以外の全ての研究科で収容定員の未充足を改善するように徹底する必要がある。これは、本学だけに限ったことではないと考えられるが、少子化により受験者人口が減少している中でも収容定員を確保している以上、適切な学生の受け入れをできるように努めていく必要がある。今後は、さらに少子化が進むことが見込まれるため、現在充足している学部・研究科を含めてこれまで以上に収容定員の管理を徹底する必要がある。

以上の点検・評価に基づき、今後は定員管理とアドミッション・ポリシーの質的向上を全学的な戦略課題として位置付け、大学として将来を見据えた方針と方策を示す中で、各学部課程での取り組みを推進することが必要である。学部・研究科間で良好な取り組みを共有して改善体制の統一を図ることで、持続的かつ安定した学生の受け入れ体制を構築しなければならない。

*基準 5 で前回提言があった内容について、今回の検討所見は以下のとおりである。

基準	基準 5 学生の受け入れ
提言	（全文）2020（令和 2）年度において、歯学部歯学科で収容定員に対する在籍学生数比率が 1.04 と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

検討所見	歯学部歯学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.89 と低くなっています。学部の定員管理を徹底するよう改善されたい。なお、大学評価時には提言の対象ではなかったが、歯学部歯学科では、入学定員に対する入学者数比率の 5 年平均が 0.81 と低くなっているため改善が求められる。
------	---

基準	基準 5 学生の受け入れ
提言	(全文) 2019 (令和元) 年度において、収容定員に対する在籍学生数比率につき、文学研究科博士前期課程で 0.20、同博士後期課程で 0.09、心身科学研究科博士後期課程で 0.25、経済学研究科修士課程で 0.29、商学研究科博士後期課程で 0.13、経営学研究科博士後期課程で 0.07、法学研究科博士前期課程で 0.47、同博士後期課程で 0.17、総合政策研究科博士前期課程で 0.33、同博士後期課程で 0.00 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
検討所見	総合政策研究科博士後期課程については学生募集を停止している。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、大学評価時に指摘を行った、心身科学研究科博士後期課程と法学研究科博士前期課程については、改善が認められる。一方で、文学研究科博士前期課程は 0.25、同博士後期課程で 0.07、経済学研究科修士課程で 0.21、商学研究科博士後期課程で 0.07 と低く、経営学研究科博士後期課程及び法学研究科博士後期課程で在籍生がないほか、総合政策研究科博士前期課程で 0.25 と低くなっているため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。なお、大学評価時には提言の対象ではなかったが、収容定員に対する在籍学生数比率について、商学研究科博士前期課程で 0.30、経営学研究科博士前期課程で 0.15 と低くなっているため改善が望まれる。

第6章 教員・教員組織(本文)

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
※具体的な例
 - ・教員が担う責任の明確性。
 - ・法令で必要とされる数の充足。
 - ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
 - ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
 - ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学では、建学の精神及び教育理念を実現するため、「求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」を策定し、これに基づいて各学部・研究科における教員組織を編制している。大学設置基準及び大学院設置基準において定められた必要な専任教員数、職位構成、分野構成を充足するとともに、教育研究活動を安定的かつ十分に展開できる体制を整備している。

教員組織については、教員一人ひとりが職務に係る倫理を自覚し、地域社会から信頼と尊敬を得ることを目的として、「学校法人愛知学院行動規範」及び「愛知学院大学における研究者等の行動規範」を基本とし、「愛知学院大学教員資格選考基準」及び「愛知学院大学教員資格審査委員会内規」の規定に基づいて編制している。さらに、「愛知学院大学歯学部教員資格審査内規」及び「愛知学院大学薬学部教員資格審査委員会規程」、並びに各学部・研究科の教員組織の編制方針は、大学の方針を踏まえ、学修成果の達成及び研究上の成果を導くための独自の編制方針を明確にしている。教員の採用・昇任・配置に際しては、教育課程の体系やカリキュラム・マップとの整合性を重視しており、商学部・経営学部・法学部・心理学部等では、教員数・職位・分野の適正配置が確認されている。これにより、必要教員数を満たしたうえで、教育内容の専門性を担保する人員体制が構築されている。また、教員の授業担当負担については、「学校法人愛知学院就業規則」（第36条）において、一般教育科目及び専門科目の担当者は週10時間、語学及び体育の担当者は週12時間と定められている。各学部では、教授会や人事委員会等を通じて、担当授業科目・担当授業時間数を定期的に点検・管理し、教員の負担が偏在しないよう調整を行っている。

一方で、文学部宗教文化学科のように、特定分野におけるジェンダーバランスの偏りが指摘されている学科もあり、今後は専任教員の増員や教員構成の多様化を課題としている。これに対し、文学部日本文化学科では、男女比・職階構成の両面において適正なバランスが保たれており、学内でも好事例と言える。また、健康科学部健康科学科や健康栄養学科

のように、関連法令（栄養士法、管理栄養士学校指定規則等）に基づき、専門資格を有する教員を配置するなど、国家資格・専門教育に対応した体制を整備している。

心理学部及び心身科学研究科では、心理・行動・発達・臨床など心理学の主要領域を網羅する教員配置が行われており、資格教育と学術研究の両立を可能にしている。歯学部・薬学部においても、教育・研究・臨床が有機的に連携した教育体制を維持しつつ、設置基準上必要な教員数を確保している。特に歯学部では、「教員資格審査内規」に基づき教員の職責と適格性を明示し、シラバスの第三者チェックなど、教育内容の透明性確保に努めている。

また、2022（令和4）年の大学設置基準等の改定を受け、本学では、2023（令和5）年度より主要授業科目の設定や教養部専任教員の位置づけを見直し、各学部・学科の基幹教員として「基幹教員制度」を検討した。この基幹教員制度を通じて、カリキュラム点検や教育改善活動等の教育課程の編成に係る検証・検討を実施している。他大学・企業等との連携については、業務範囲・責任を明確化したうえで適正に運用されている。特に、専任教員に加え、実務経験を有する非常勤講師や企業等からの外部講師を活用することで、理論と実践を融合した教育を推進している。これにより、専門分野における知見や社会的課題を授業内容に反映させ、学生が実践的かつ社会のニーズに即した教育を展開している。

さらに、大学全体としては、内部質保証推進会議を中心に、各学部・研究科の教員組織状況を毎年度点検し、未充足の場合は速やかに補充や再配置を指示している。教員と職員との役割分担については、「愛知学院大学職制規則」及び「学校法人愛知学院事務組織規程」により明確に区分されており、教育・研究活動の円滑な遂行を支える体制が整備されている。

総じて、本学の教員組織は、大学の理念及び各学部・研究科の教育目的に即して計画的に編制されており、法令遵守・教育効果・多様性のいずれの観点からも概ね適正に運用されている。今後は、ジェンダー・世代・専門領域の多様性を一層確保しつつ、教育研究活動の質的向上と教員の職務環境の最適化を図ることで、教育の質保証体制をより強固なものとすることが求められる。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

本学では、教育理念の実現及び教育研究活動の質保証を目的として、「求める教員像及び教員組織の編制に関する方針」に基づき、教員の募集、採用、昇任等に関する制度を体系的に整備している。これら的人事は、法令及び学内規程に則り、透明性・公正性を担保しつつ実施されており、学部・研究科の自律的な判断と大学全体の統制との両立を図っている。

各学部・研究科では、「採用人事規程」「昇任人事規程」等を整備し、候補者の選考に際しては、研究業績、教育実績、社会的活動、人格識見などを総合的に審査している。審査は、

学部又は研究科の人事委員会・教授会等の合議体により多段階で行われ、審査結果は代表教授会及び理事会での最終承認を経て確定される。公募については、原則として全国公募を採用し、JREC-IN等のデータベースにより広く情報を公開している。

学部、研究科においては、各分野の特性に即した採用・昇任手続きを明確化しており、特に歯学部・薬学部では、「教員資格審査内規」及び「審査基準の指針」に基づく厳格な審査を実施している。「採用人事規程」及び「昇格規程」を明示し、学部では二段階の審査（書類・模擬授業・面接等）による選考を行っており、公正性と実効性の両立を図っている。各学部、研究科においては、教授会、研究科委員会を中心とした複層的な審査体制を構築し、内規に基づく採用・昇任の審査を着実に実施している。その際、研究業績や教育実践、学部、研究科運営への貢献を加味した多面的評価を行っており、内部規程に基づく審査体制が定着している。健康科学部健康栄養学科では、法令（栄養士法・管理栄養士学校指定規則等）に基づく明確な資格基準を設定し、専門的実務能力を有する教員の計画的な採用と昇任を実施している。

一方で、全学的に見ると、若年層及び女性教員の比率向上が今後の課題である。文学部宗教文化学科や法学部では男性教員の割合が高く、また文学部グローバル英語学科や経営学部では外国籍・女性教員の採用が限られている状況がみられる。文学部日本文化学科や総合政策学部、健康科学部健康栄養学科では、性別・年齢構成の均衡を意識した採用が進められており、バランスの取れた教員構成を実現している。

教員の年齢構成については、全学的におおむね適正なバランスが維持されており、定年退職者に伴う新規採用によって世代交代が計画的に進められている。特に商学部、経営学部、経済学部では、60代から30代にわたる幅広い世代構成が確保されており、組織の持続可能性に配慮した人事が行われている。文学研究科・歯学研究科・薬学研究科においても、研究指導教員の年齢構成や性別比の確認を通じて、分野間の偏りの是正が進められている。

さらに、教員人事における透明性と説明責任の確保のため、審査委員会の設置手続や評価基準を明文化し、会議体での議事録管理や審査結果の記録を義務化している。これにより、採用・昇任の意思決定過程における公正性・客観性の確保が制度的に担保されている。

総じて、本学における教員の募集、採用、昇任等は、学内外の法令及び規程に基づく厳正な審査のもと、公平性・透明性・多様性を重視した運用がなされている。今後は、国際化・デジタル教育対応の進展を見据え、多様な専門性を有する人材の登用を一層促進するとともに、ジェンダーバランス及び世代構成の最適化を通じて、教育研究組織の持続的発展を図ることが求められる。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

本学では、教育研究活動の質的向上を目的として、教員の資質向上に資する組織的・多面的な取り組みを全学的に展開している。とりわけファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を中心とし、教育課程の改善、授業方法の開発、教育評価の充実を通じて、教育の質保証体制を実効的に運用している。

全学レベルでは、「教育開発研究センター委員会」及び「全学 FD 研究会」を中心に FD 活動を体系的に推進しており、年 2 回の全学 FD 研究会を継続的に開催している。テーマは「教育と ICT」「教育優秀賞受賞者に学ぶ」など幅広く、優れた教育実践を共有することで教育内容の改善を促進している。また、教員業績データベース(研究業績プロ)を導入し、教育・研究・社会貢献に関する活動目標と自己評価を年 1 回以上入力・更新することで、各教員の PDCA サイクルを確立している。優れた教育実践を行った教員を対象に、教育活動顕彰制度「教育優秀賞」として選考を行い、受賞対象となった教育の取り組みについては、全学 FD 研究会で事例共有することで、教育の質向上に活用している。これらの取り組みは教育活動の活性化と成果の可視化に寄与している。

また、全教員が eAPRIN 人文社会科学系標準コースを修了し、研究倫理の強化に努めている。

学部・研究科レベルでは、いずれも FD 委員会や研究授業を通じた教育方法改善への取り組みが定着している。文学部各学科では学期ごとの授業アンケートに加え、授業参観や学科内 FD 研究会を年複数回実施し、授業内容・方法の改善を図っている。文学部宗教文化学科や日本文化学科では、他学科を交えた授業参観や意見交換を通じて、専門を越えた相互学習を促進している。

商学部・経営学部・経済学部では、授業アンケートと FD 研究会を連動させ、授業改善に関する学部内 PDCA サイクルを確立している。経営学部では全教員に対し授業アンケート結果へのコメント提出を義務付け、学修者中心の授業設計を推進している。経済学部ではアクティブラーニングの導入や教材開発の事例共有を行い、学修成果の可視化に努めている。法学部では、研究授業や FD 研究会を定期的に開催し、授業改善と研究倫理の向上を並行して推進している。

健康科学部及び心理学部では、教育開発研究センターと連携し、FD 研究会や研究授業を通じて教育技術の向上を図るとともに、教員業績システムを活用して自己点検・評価を行い、教育・研究・社会貢献の各側面における活動の活性化に役立てている。健康科学部健康栄養学科では学部横断的な FD 研究会への参加を通じて、教育課程の改善や授業方法の高度化に取り組んでいる。

歯学部・薬学部においては、専門教育分野に特化した FD 活動を体系的に実施している。歯学部では、歯科医師国家試験対応をテーマとする FD 研究会を年間 5 回以上開催し、教育内容の標準化を進めている。また、全教員に年間目標と自己評価の提出を義務付け、教育・研究・臨床・大学運営及び社会貢献の各領域について、具体的な目標・達成方法・エフォート(重み)を設定し、年間計画に基づいて活動を行うことを義務付けている。年度末には「教員自己評価表」により活動内容を記録・点数化し、自己評価を実施することで、PDCA サイ

クルの実効性を高めている。薬学部でも、FD・SD 合同講演会の開催や競争的研究資金制度のほか、薬学部寄附講座奨学寄付金及び講座充実費の教育研究活性化経費を用いた研究資金の獲得の運用を通じて、教育・研究能力の向上を促進している。

大学院各研究科においても、学士課程と連動した FD 活動を展開している。文学研究科では、修士論文中間発表を兼ねた FD 研究会を実施し、教育方法と研究指導の改善を図っている。心身科学研究科では、心理学・健康科学両専攻による合同 FD 活動を通じて、AI 時代の研究倫理や教育手法を議論している。経営学研究科及び経済学研究科では、アンケートやループリック評価を用いた教育効果測定を実施し、学修者支援体制の改善を進めている。歯学研究科では、未来口腔医療研究センターを拠点とした研究助成や講演会を行い、若手研究者の育成と研究水準の向上を図っている。

研究・社会貢献活動の活性化については、本学では、研究活動及び社会貢献活動の充実に向け、全学的支援体制を整備している。研究推進・社会連携部では、「愛知学院大学科学研究充実費取扱規程」に基づく科研費支援や学内助成制度を運用し、教員の研究活動を支援している。また、社会連携センターでは、地域・企業・行政機関との協働を推進し、教育研究成果の社会的還元を図っている。

専門分野に特化した取り組みとしては、歯学部・薬学部において、国家試験対応や臨床教育の質向上を目的とした FD・SD 活動を継続的に実施している。これらの活動を通じて、教育・研究・臨床の各領域が有機的に連携し、学修成果と社会的貢献の両面で成果を上げている。

今後は、研究支援体制の強化と地域連携の深化を図りながら、教育と研究の相互促進を可能にする環境整備を進めることで、大学としての社会的使命を一層果たしていくことが求められる。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

（1）点検・評価の実施体制

本学では、教員組織の適切性に関わる事項について、学部・研究科・附属機関等の各組織が自己点検・評価を定期的に実施し、その結果を全学的に集約・精査する体制を整えている。各組織での点検・評価は、教授会、学科会議、人事委員会、自己点検・自己評価委員会などの会議体を中心に実施されており、教員数・年齢構成・専門分野のバランス・教育課程との整合性などを総合的に検討し、組織の適正性について点検・評価している。

全学的には、全学の自己点検・評価委員会が各組織の報告を取りまとめ、現状・成果・課題を整理したうえで内部質保証推進会議に報告し、全学的な方針共有と改善提言を行う仕組みが確立している。

（2）点検・評価の内容と成果

○定期的な点検・評価の実施

各学部・研究科では、教員組織の現状を踏まえた定期的な検討が行われている。学部においては、人事委員会や教授会を通じて、教員の定数管理・職位構成・昇任・採用分野の適切性を審査している。昇任及び新規採用の際には、教授会において審査委員会の設置可否を決議し、人事の透明性を確保している。また、文学部や経済学部、法学部では、年齢構成や専門分野の偏在への対応を継続的な課題として把握し、必要に応じた採用・補充人事を実施している。健康科学部や心理学部では、学科会議における役割分担や担当科目配置の点検・評価を行い、特定教員への業務集中を防ぎながら、教育の質維持と組織運営の効率化を図っている。また、自己点検・評価シートを基礎としたPDCAサイクルを確立し、教育・研究活動の成果を定量的に把握している。

○大学院組織での取り組み

大学院各研究科においても、学則及び設置基準に基づき、専攻ごとの教員数・資格審査・指導体制の妥当性を点検している。各研究科では、定期的に資格審査や教員構成の見直しを実施し、学位取得・研究業績・教育実績などを基準に昇任・任用を審査している。また、総合政策研究科では将来構想委員会を設置し、教員組織の改編を含めた中長期的な見直しに取り組んでいる。

○全学的連携と情報共有

点検・評価の結果は、全学の自己点検・評価委員会において精査され、全学的な視点から評価を行っている。点検・評価の過程では、報告内容を精査し、各組織の現状、優良事例、改善課題を全学的視点から抽出し、その内容を「自己点検・評価報告書」として内部質保証推進会議に報告している。また、取りまとめた「自己点検・評価報告書」を活用して、カリキュラム編成やFD活動と連動させることで、単なる後任補充にとどまらず、教育課程と連動した人員配置の最適化を図っている。

（3）改善・向上への取り組み

本学では、点検・評価の結果を踏まえ、教員組織の改善及び向上に資する具体的な取り組みを継続的に推進している。

まず、教員構成に関する課題（年齢層の偏りや専門分野の重複など）に対応するため、補充人事の際には学際的分野の人材採用を検討するとともに、若手教員の登用を推進している。また、教員の教育・研究・社会貢献活動のバランスを考慮し、授業負担の見直しやFD活動を通じた教育力の向上を継続的に図っている。

健康科学部健康科学科及び健康栄養学科では、役割分担や業務配分を毎年度見直すことで、教員の負担軽減と組織の活性化を実現している。各学部、研究科では、自己評価シート等による成果確認と次年度目標設定を行うPDCAサイクルが定着しており、教育・研究の両面において確かな改善効果が確認されている。

このように、本学の教員組織に関する点検・評価は、学部・研究科単位の自主的な検証と、全学的な統括・改善支援体制が連携して機能している。これにより、教員構成の適正

化、教育負担の平準化、年齢及び性別バランスの改善など複合的な観点から着実に改善が進められている。

今後も、本学は教育研究組織の持続的な強化を図りつつ、大学全体としての内部質保証体制の一層の成熟を目指して取り組んでいくことが求められる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

○教員の専門性と研究活動の充実

本学の教員は、各専門分野において高度な学識と研究業績を有しており、教育と研究の両面で高い専門性を発揮している。特に文学部宗教文化学科では、専任教員の約9割が博士号を取得しており、科学研究費助成事業への応募や共同研究への参画が積極的に行われている。また文学研究科や歯学研究科においても、地域・学会・産業界との連携による研究成果の社会還元が進み、若手研究者や大学院生への研究支援体制が充実している点は特筆される。

さらに、歯学部では「未来口腔医療研究センター」を中心に若手研究者支援を推進し、学内外の学術活動の活性化に貢献している。これらの取り組みは、教育研究活動の高度化と研究文化の醸成に寄与している。

○教育の質保証に向けた組織的な取り組み体制

本学では、全学的なFD活動が定着しており、教育改善のサイクルが制度的に機能している。特に歯学部では、年5回以上のFD研究会を開催し、国家試験対策やモデル・コア・カリキュラム対応など実務的テーマに基づく教育改善を全教員が組織的に実践している。

また、文学部日本文化学科では、授業アンケート・授業参観・ピアレビューなどを通じた相互評価を実施し、学科横断的な授業改善に取り組むなど、教員間の協働的改善意識が浸透している。文学部グローバル英語学科では、学生アンケートや卒業年次生調査の結果をカリキュラム改善や教材選定に反映しており、学生の声に基づく教育内容の刷新が進んでいる。

教養部では、全学共通教育を担う独立組織として、2021（令和3）年度より「教養共通テスト」を導入し、授業内容の妥当性を教員自身が検証する仕組みを構築しており、教育の自己点検・評価を学内文化として定着させている。

○社会貢献・地域連携における実践的教育の展開

本学の各学部・研究科は、教育成果を地域社会に還元する活動を積極的に展開している。文学研究科では、「土曜セミナー」や「ミンダナオ子ども図書館講演会」など、学生・卒業生・地域住民を対象とした公開講座や講演会を開催し、学術成果を地域に発信する体制が整備されている

また、文学部日本文化学科の教員は、書家・博物館協力員・寺院住職など、各自の実務経験を教育に還元しており、学外での社会活動と学内教育の好循環を形成している。こうした実務的知見を活かした教育は、学生の社会的実践力の向上に寄与しており、学術と社会の架け橋としての役割を果たしている。

法学研究科では、学生の学修状況に応じたきめ細かな指導体制を整備し、修士論文指導や

基礎知識補習ガイドンスを通じて、多様な背景を持つ学生の学修支援に取り組んでいる点が評価される。

○教育・研究活動の組織的改善と自己点検の定着

各学部・研究科では、自己点検・評価を通じて現状分析を行い、その結果をもとに改善を進める体制が確立している。歯学部では、各教員が毎年「目標シート」と「自己評価表」を作成し、教育・研究・臨床・社会貢献の全領域でPDCAサイクルを実践している。

薬学部においては、自己点検・評価の内容を「評価改善委員会」で精査し、委員会指摘事項を次年度の改善方針に反映させるなど、継続的改善の体制が整っている。

このように、本学では、点検・評価・改善を一体化した内部質保証の実践が定着しており、教育の継続的向上と組織的学修支援が大学全体に浸透している点が長所として挙げられる。

○大学全体の統括的マネジメントと内部質保証体制の強化

全学レベルでは、内部質保証推進会議が中心となり、各学部・研究科の自己点検結果を精査・統合し、全学の自己点検・評価委員会において点検・評価した結果を各組織へ報告する体制が確立している。

点検結果は、単なる現状報告にとどまらず、採用人事・カリキュラム設計・教育改善の方向性など、大学運営に反映されている。また、教育情報の公開や外部評価対応などにおいても透明性が高く、大学としての説明責任を果たしている。

これらの取り組みは、各学部・研究科の自主性を尊重しつつ、全学的な改善支援とマネジメントの有機的連携を実現しており、教育研究活動の持続的発展に資する強固な質保証体制を形成している点で高く評価できる。

本学は、教員の高い専門性、教育の質保証への体系的取り組み、地域社会との連携強化、自己点検・評価の定着など、多面的な強みを有している。特に、教育研究活動を支える内部質保証体制が全学的に機能し、教員・職員・学生が一体となって教育の質向上を図る文化が形成されていることは、本学の最大の長所である。今後は、これらの成果を基盤として、教育DX・国際化・地域共創のさらなる深化を通じ、教育・研究の社会的価値を高める取り組みを継続していくことが期待される。

（2）問題点

本学においては、教育・研究活動の質保証体制が概ね整備されているものの、全学的視点から以下の課題が指摘される。

担当授業時間の把握・管理体制が十分でない点である。とくに人事部及び教務部間の連携が不十分であり、授業負担の平準化や過重負担防止に向けた全学的モニタリング体制の強化が求められる。また、女性教員比率の向上や多様な経歴を持つ教員の採用促進など、組織の多様性強化が検討課題である。

教員組織の年齢構成と多様性の偏りが挙げられる。文学部グローバル英語学科では実務経験を重視する採用方針から高齢化傾向が見られ、若手登用や世代交代に向けた計画的採用が必要である。

また、評価制度の運用と成果のさらなる活用が求められる。「教員業績プロ」及び「教育

「優秀賞」制度は一定の成果を挙げているが、点検・評価結果が教育・研究の改善にどの程度反映されているかの検証が十分でない部分もある。評価結果のフィードバックと活用体制の明確化が求められる。

これらの課題を踏まえ、今後は、授業負担の可視化、若手・女性教員の計画的登用、教員評価の活用強化、そしてFD・SD活動の全学的展開の継続を通じ、教育研究活動の持続的改善を図ることが必要と考えられる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

(1) 改善・発展方策

本学では、これまでの自己点検・評価結果を踏まえ、教員組織の質的向上と持続的発展を目指し、以下の点を検討することが望まれる。

○教員組織マネジメントの高度化

各学部・研究科では、教授会・人事委員会・自己点検・自己評価委員会を中心に教員組織の適正化に取り組んでいる。今後も引き続き教員の年齢構成・職位構成・研究分野・授業負担・FD参加状況等を一元的に把握し、将来的な採用・配置計画を策定し全学的な質保証の実効性を高めることが求められる。

○若手・女性教員の登用と多様性の推進

一部の学部、学科で指摘されたように、年齢構成やジェンダーバランスの偏りが今後の課題である。このため、採用段階から多様性を意識した選考方針のもと、若手・女性・外国籍教員の採用促進を検討し、ダイバーシティ推進の一環として新たな教育・研究領域の拡張を進めることも検討点である。

○教員の教育力・研究力向上に向けた支援強化

授業アンケート、FD・SD活動、ピアレビュー、研究業績報告等の既存の仕組みを発展させ、教育・研究・社会貢献を統合的に評価・支援する枠組みを発展させる。教育優秀賞など既存の表彰制度を、より透明でフィードバック性の高いものとし、教員個々の成果を全学的に共有・称揚する仕組みを整備する。また、若手教員を対象にしたメンター制度を強化し、教育指導・研究遂行・外部資金獲得に関する実践的支援を拡充する。

○点検・評価結果のフィードバック体制の強化

現行の自己点検・評価は、学部単位では着実に実施されているが、その結果を学部横断的な改善施策に反映する仕組みが十分でないとの指摘がある。今後は、一層「改善提案・実施・検証・再評価」までを含むフィードバック・サイクルを促進し、点検・評価を単なる報告手続きから教育改革の推進機能へと発展させることも検討要素となる。

○教員負担の平準化と職務分担の見直し

一部の学部（経営学部・法学部等）では、授業・委員会・事務業務が特定教員に集中する傾向が見られる。今後は、教育・研究・運営業務の分担状況を可視化し、職務配分の透明化

と平準化を推進する。また、業務過多を軽減するため、事務職員・教育支援スタッフとの連携を強化し、教員が教育・研究に専念できる環境を整備することが求められる。

○基幹教員制度の運用と定着について

複数学部で「基幹教員制度への移行が現行体制に十分に反映されていない」との課題が挙げられている。制度の趣旨を再確認し、教授会・FD活動・自己点検への参画を通じて基幹教員の役割を明確化する。さらに、学部間連携を活かした共同授業や学際的教育科目的開発を進め、制度を大学全体の教育力強化へと結びつけることも検討材料となる。

（2）全体のまとめ

本学の教員組織運営は、大学設置基準を満たす適正な体制のもと、教育・研究・社会貢献が有機的に連携した質の向上を目的として運用されている。各学部・研究科では、教授会や人事委員会を中心に、公正で透明性の高い人事手続が確立しており、授業アンケートやFD活動の実施率も高水準で維持されている。学部においては、研究授業やピアレビュー、教育優秀賞の制度などを通じ、教員間の相互学習と教育改善文化の醸成が進展している。

一方で、一部の学部に見られた教員の年齢構成や性別構成における偏り、FD活動成果のさらなる全学的共有への進展など、いくつかの課題も挙げられる。これらは単なる人員の問題ではなく、大学の教学マネジメント全体の高度化を求める課題である。

加えて、教員組織の活性化は、研究成果を教育実践に還元し、教育改善へとつなげる知の循環を促す仕組みの定着が重要である。そのため、研究支援体制の強化、地域連携・産官学協働の拡充、教育FD・研究FDの連携などを通じ、教育と研究の相互促進型の体制を確立していくことが肝要である。

総じて、本学はこれまでの取り組みにより、教員組織に関する基本的枠組みと質保証体制を確立してきたが、今後はその運用をより「可視化」「体系化」「多様化」する段階に移行することが求められる。これらの方策を着実に実行することで、教員組織の持続的発展とともに、大学全体としての教育研究の質向上及び社会的信頼の確立が期待される。

第7章 学生支援(本文)

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学では、「学生支援に関する方針」という基本方針のもと、学生支援体制の整備とその適切な運用に取り組んでいる。学生支援は、学修支援、生活支援、キャリア支援、障がい学生支援、留学生支援など多岐にわたり、各部局が連携しながら、学生の多様なニーズに応える体制を構築している。

まず、学修支援においては、学生が自律的に学習を進められるよう、補習・補充教育の実

施や学習相談体制の整備が進められている。例えば、各学部では学習支援センターやチューター制度を活用し、履修相談やレポート指導、試験対策など、学習面でのサポートを提供している。また、ICTを活用した遠隔授業の導入に際しては、通信環境や機器の整備状況に配慮し、学生間で学修環境の格差が生じないよう、必要な支援を講じている。全学的には、Microsoft Teams を導入し、オンライン授業を実施できる環境を整えている。授業時間外の学生からの質問等については、Teams のチャット機能を活用して対応しており、必要に応じて授業動画を録画することで、「愛知学院大学欠席学生への学習支援の方針」に基づき、学習支援を希望する学生が授業時間外でも学修を継続できるよう配慮している。

学部ごとの具体例として、法学部では、遠隔授業を担当する教員が、自宅等で学修する学生からの相談への対応や、授業動画の再視聴機会の確保など、学生の実態に応じた適切な支援を行っている。歯学部では、6年生の国家試験対策として実施する「直前講義」について、国家試験直前に行われることから、感染症予防の観点を踏まえ、Teams を用いた遠隔授業で実施している。また、6年生が早朝8:30から取り組む国家試験対策の「朝テスト」についても、Teams を活用して実施している。

学生に対する経済的支援では、国の高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金・授業料減免）の対象機関として認定を受け、全学で約1,000名の学生が制度を利用している。令和7（令和5）年度からは多子世帯への支援も開始され、経済的に進学が困難な世帯にとって重要な制度である。職員も制度内容を理解し、学生の問い合わせに対応できるよう努めている。

日本学生支援機構や地方自治体の奨学金に加え、本学独自の「応急奨学金」「新入生応急奨学金」「開学50周年記念奨学金」なども整備され、ホームページや公式アプリで学生に周知されている。家計急変時には、給付型奨学金や本学独自の奨学金を併せて案内し、必要に応じて貸与型奨学金も紹介して学業に専念できる環境を支援している。また、学納金督促時には教育ローンの案内チラシも同封している。歯学部では、学部特化の「くすのき奨学金」や「同窓会奨学金」を整備し、キャンパスガイドやWebCampus、公式アプリを通じて学生への周知を行っている。家計急変等の相談に対しては、日本学生支援機構の給付奨学金と応急奨学金の両方を案内し、適切な支援を行っている。必要に応じて貸与型奨学金も案内し、学業継続を支援している。薬学部では、全学で行う奨学金案内に加え、医療系学部専用の学外奨学金や病院等の奨学金も積極的に周知している。WebCampus、掲示板、オリエンテーションを活用して学生への情報提供を行い、家計困難な学生に対しては個別に紹介・相談対応を実施している。

障がいのある学生への支援についても、合理的配慮の提供を基本とし、学生支援センターや保健センターが連携して、個別のニーズに応じた支援を実施している。具体的には、ノートテイクや試験時の配慮、学内施設のバリアフリー化などが進められており、障がい学生が安心して学修に取り組める環境が整えられている。学生とのコミュニケーションを密にすることを優先し、相談しやすい環境の整備に重きを置いている。合理的配慮の提供後も、モニタリングや必要に応じた面談を継続的に行っている。

学修継続が困難な学生への支援では、学科別のGPA分布表をWebCampus上で公開し、「成績不振学生への対応に関する要領」に基づいて一定の成績以下の学生に対し、指導教員による面談や助言などの修学指導を実施している。これにより、学生自身が学修状況を把握するとともに、早期に支援につなげる体制を整えている。

学生課では、単位修得が困難で退学を希望する学生に対し、アドバイザーやゼミ担当教員、教務主任等への相談を促し、関係部署間で情報を共有している。学生本人の悩みや状況を丁寧に聞き取り、必要に応じて一時的な休学を勧めるなど、退学防止と学業継続支援に努めている。面談を通して退学を思いとどまる学生もおり、学生一人ひとりの事情に応じた柔軟な対応を重視している。また、留年や休学に関する学生への説明や卒業時期の確認も行い、誤解や不安を防ぐよう配慮している。さらに、学生課とスポーツ振興室が連携し、スポーツ推薦入試制度を有するクラブにおいては、部員ごとの成績一覧（単位数・GPA）を作成して状況を把握し、クラブ指導者や学生相談センターと協働して学業支援を行っている。歯学部においては、単位修得が困難で退学を希望する学生に対し、チューターや学年主任への相談を促し、学部内で情報共有を行っている。本人の悩みを聞き取り、必要に応じて休学を勧めるなど、退学防止と安心して学業に専念できる体制を整えている。進級不可者に対しても、チューターや学年主任が面談を行い、次年度の学習計画に向けた助言を実施している。薬学部では、単位修得が困難な学生や進級不可学生に対し、アドバイザー及び講座教員による面談やオリエンテーションを実施し、学習意欲向上を図っている。これらの取り組みを通じて、学生の状況に応じた支援を継続的に行い、学業不振や退学希望者に対する早期対応を推進している。

学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置については、学生生活の不安軽減や交流機会の確保に努め、学生が安心して充実した大学生活を送れるよう支援を進めている。一人暮らしや下宿生の不安軽減を目的に、「ひとり暮らしの学生のためのフォローアップミーティング」（株式会社ミニミニ委託）を開催し、アルバイト選び、防犯や生活リズム、上級生との相談会などで構成され、学生同士の自然な交流促進に効果が見られた。また、クラブ活動を通じた交流支援として、2月に「リーダーシップトレーニング（1泊2日）」を実施し、運動部・文化部の幹部学生が参加した。ワークショップを通じて、リーダーシップ・チームワーク・コミュニケーション力の向上を図り、学部やキャンパスを超えた交流を促進している。さらに、スポーツ推薦入学者を対象にしたオリエンテーションでは、学生間のつながりを深めるとともに、生活面・学修面の不安解消を図っている。メンタル講義や「行学一体」「報恩感謝」の精神に基づく支援を行い、勉学と競技の両立を支援している。また歯学部では、学生支援室の規程に基づき、プレセミナーや一泊研修会、フォローアップミーティングなどを通じて、入学前からの支援体制を構築している。また、課外活動の活性化にも注力しており、クラブ活動支援や新入生の勧誘支援など、学生生活全般にわたる支援が行われている。これらの取り組みは、学生のニーズに応じた柔軟な対応と、支援の実効性を高める工夫として評価されている。

留学生支援については、国際交流センターを中心に、生活支援、学修支援、日本語教育、ビザ手続き支援などが包括的に提供されている。特に、スチューデント・アシスタント（SA）制度を活用したピア・サポートの仕組みは、留学生の生活適応や学内交流の促進に寄与しており、継続的な取り組みとして定着している。また、国際交流センターの事務職員は、JAFSA（特定非営利法人国際教育交流協議会）の研修会に参加し、専門的知識や能力の向上に努めている。

キャリア支援については、キャリアセンターが中心となり、全学的な支援体制を構築している。各学部・研究科にはキャリア担当教員が配置され、学生の進路希望に応じた個別相談、

ガイダンス、インターンシップ支援などが行われている。特に、1年次からのキャリア教育の導入や、就職活動に向けた準備支援の強化が図られており、学生のキャリア形成を早期から支援する体制が整っている。また、相談窓口には、国家資格キャリアコンサルタントを有するカウンセラーを配置し、専門的・実践的な支援を提供している。専任職員も資格取得や外部研修への参加により自己研鑽を行い、現在 18 名中 11 名が資格を保有するなど支援の質向上に努めている。独自情報サイト「AGU キャリアナビ」では、大学への直接求人、来校求人、東海 4 県の求人情報、支援行事案内、面談予約、就活体験談などを提供し、学生が容易に情報にアクセスできる環境を整えている。学部担当制により継続的な支援と信頼関係を構築し、相談は対面に加え WEB 面談や Teams チャットにも対応している。学士課程では、低学年向けキャリア授業やゼミ内ワークショップを通じて自己理解・職業理解を深め、学部特性に応じた就職先紹介も行っている。キャリアセンター主管で 2 年生向け「キャリア・デザイン」授業を開講し、自己理解と社会視野の拡大を支援している。公務員希望者に対しては、警察官、消防士、行政職との連携講義やワークショップを実施し、職業理解の深化と試験勉強意欲の向上を図っている。大学院生には専任担当者を設け、学部担当者と教員との連携を密に行い、きめ細やかな支援を提供している。

部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援については、部活動やボランティア活動に対し、学生の安全確保と活動活性化を目的に多面的な支援を行っている。学生課では、大学公認クラブに年 1 回事故リスクチェックシートを提出させ、安全確認後に必要な修繕を実施している。また、クラブ費の割当や課外活動費による金銭・物品支援を行い、新入生勧誘期間やクラブパフォーマンス、リーダーシップ研修を通じて活動活性化を図っている。「課外活動活性化プロジェクト」では、優秀な活動計画を立てたクラブに上限 20 万円の助成を支給し、スポーツ推薦入試実施クラブでは成績優秀者に授業料免除の給付型奨学金を設けている。公式アプリや年間スケジュールの通知、表彰式の開催も行い、活動の評価・情報発信を継続している。名城公園キャンパス事務室では、名城公園キャンパスでもクラブ勧誘期間を設け、ポスター掲示やチラシ配布、昼休みのパフォーマンスによる加入促進を実施している。運営は学生ボランティアが担当し、必要備品は大学から貸し出している。また、愛知県警・名古屋北警察と連携し、自転車防犯や電動キックボード体験会を開催し、公務員・ボランティア希望学生の参加を呼びかけている。歯学部では、新入生向けにクラブインフォメーションを実施し、動画やパフォーマンスで活動を紹介している。全日本歯科学生総合体育大会に向けては結団式で教員による激励を行い、終了後は解団式で労いと次年度への意欲向上を図っている。薬学部では、新入生及び在学生向けクラブインフォメーションを実施し、クラブ紹介やパフォーマンス、玄関付近へのチラシ設置で加入を促している。さらに、学外実務実習に向け、抗体検査やワクチン接種を学内で実施し、未充足者には個別に接種案内と管理を行い、全員が実習に向け適正な抗体価を得られるよう支援している。

ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みについては、「学校法人愛知学院行動規範」に基づき、いかなるハラスメントも行わないことを定め、「愛知学院大学ハラスメントの防止及び処理に関する規程」を制定している。建学の精神「行学一体・報恩感謝」のもと、安全で良好な修学・就労環境の整備、人格・人権の尊重に努めるとともに、ハラスメント対策委員会を設置し、学生・教

職員への啓発や周知を実施している。また、「学校法人愛知学院個人情報の保護に関する規程」に基づき、個人情報の適正な保護にも取り組んでいる。学生課では、苦情申し立て時に5W1Hを意識して聴取し、必要に応じて学生相談センターと情報共有したうえで、事実確認後に学生部長に相談し、公平かつ公正に対応している。学生部職員は人権学習にも参加し、知識の向上に努めている。歯学部・薬学部事務室では、同様に5W1Hで聴取し、事実確認後に学部長や学生委員長に相談し、学生課・学生部長と連携して対応している。薬学部では、必要に応じてスクールカウンセラーや警察OB顧問とも連携し、事案報告書を作成して執行部に報告するなど、迅速かつ公正な対応を徹底している。

さらに、学生生活全般に関する支援として、学生部が中心となり、大学公式アプリやMicrosoft Teamsを活用した情報提供体制が整備されている。これにより、学生は必要な支援情報に容易にアクセスできるようになっており、支援の利便性と到達度が向上している。

教職員の役割分担についても、教員は学修支援や進路指導を、職員は生活支援や事務手続きを担うなど、それぞれの専門性を活かした支援体制が構築されている。また、学生支援に関する研修や情報共有の機会も設けられており、支援の質の向上に向けた取り組みが進められている。

このように、本学では、学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種支援体制を整備し、教職員が連携して支援を実施している。今後は、支援の実効性をさらに高めるため、点検・評価の仕組みを強化し、学生の声を反映した柔軟な支援体制を構築することが求められる。

評価項目②

学生支援に関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

○学生支援の点検・評価状況の把握

本学では、学生支援の質的向上を目的に、各学部・研究科・部局において学生支援体制の点検・評価を定期的に実施している。例えば、教務課においては、成績不振学生に関する資料を取りまとめ学部へ報告し、必要な支援策を検討している。また、特待生の選考は明確な基準に基づき、教務委員会及び代表教授会で審議・決定しており、公正で透明性の高い運用が行われている。また、学生課では、スポーツ施設管理委託業者と月1回の打合せを行い、課外活動環境の適切性を点検・評価している。報告や課題の共有を通じて施設の改善に努めるほか、クラブ学生にも活動場所の点検を促し、学生主体の環境管理を推進している。歯学部では、学年主任を交えたチューター会議を定期的に開催し、学生支援の現状や課題を共有している。成果が上がっている取り組みや課題を踏まえ、教務委員会及び教授会で改善策を検討し、点検・評価の仕組みを整えている。薬学部では、学部独自の学生生活委員会を設置し、学生生活の充実を目的に支援状況を審議・評価している。2024（令和6）年度は年間10回程度開催し、現状の把握と課題の検証を行っている。また、キャリア支援においては、キ

キャリア委員会が全学的に設置され、教職員が連携して支援状況の報告・共有を行い、行事の参加者数やアンケート結果をもとに内容の見直しや改善を図っている。参加者が少なかつた行事については実施時期や内容の見直しを行い、好評だった行事は内容の充実を図るなど、継続的な改善を推進している。加えて、学生のニーズを踏まえた支援の見直しも適宜実施し、より実効性のある支援体制の構築に努めている。

○学生支援の改善・向上に向けた点検・評価結果の取り組み

本学では、学生支援に関わる事項について、関係委員会や学部が連携し、定期的な点検と評価を実施している。国際交流センターでは、国際交流センター委員会にて学生支援に関する情報を報告事項として共有し、改善が必要な場合は委員会内で議論を行い、各学部の国際交流センター委員を通じて学部レベルでの検討を促している。さらに、自己点検・評価委員会で指摘された評価結果についても、国際交流センター委員会で共有し、次年度の改善に資するよう体制を整えている。さらに、キャリア支援においては、点検・評価の結果を踏まえ、学生支援の改善も継続的に実施している。学部ごとのキャリア講義資料やシラバス、連携講義の概要などが整備されており、1年次からキャリア教育を導入することで、学生の早期キャリア意識の醸成に努めている。就職活動に対する意欲が低い学生へのアプローチや、就職情報プラットフォームの改善も課題として認識されており、対応策が検討されている。特に就職活動の早期化に対応するため、2024（令和6）年度からは2年生向けのガイダンスを実施し、就活の実態や早期準備について伝えることで意識向上と不安軽減を図っている。さらに、3年生を対象とした業界研究セミナーを例年より半年早い夏休みに実施し、学内合同企業セミナーも1か月前倒しで1月に行なうなど、支援時期を見直すことでより効果的な進路支援を展開している。

このように、本学では各部局が主体的に学生支援の点検・評価を行い、その結果をもとに具体的な改善策を講じている。支援体制の整備とその実効性の検証を通じて、学生の多様なニーズに応える柔軟かつ持続的な支援が実現されており、全学的な取り組みとして高い評価を得ている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

（1）長所

本学の学生支援における長所は、大学としての基本方針に基づき、学修・生活・キャリア・障がい学生・留学生支援など多岐にわたる支援体制が整備され、教職員が連携して適切に運用されている点にある。以下に、各領域における具体的な特色と長所を示す。

まず、学修支援においては、学生が自律的に学習を進められるよう、補習・補充教育、履修相談、レポート指導、試験対策などの支援が各学部で展開されている。また、ICTを活用した遠隔授業においては、通信環境や機器の整備状況に配慮し、学生間の格差を是正する支援が講じられている。

障がい学生支援では、合理的配慮の提供を基本とし、学生支援センターと保健センターが連携して、ノートテイク、試験時の配慮、施設のバリアフリー化など、個別のニーズに応じた支援を実施している。これにより、障がい学生が安心して学修に取り組める環境が整えられている。

留学生支援に関しては、国際交流センターを中心に、生活支援、学修支援、日本語教育、ビザ手続き支援などが包括的に提供されている。特に、English Lounge におけるスチューデント・アシスタント (SA) 制度は、10 年以上継続されており、留学生の生活適応や学内交流の促進に寄与するピア・サポートの好事例として定着している。また、交換留学生や外国人私費留学生に対する生活・学修支援も行われており、国際的な学生支援体制の強化が図られている。

キャリア支援では、キャリアセンターが全学的な支援体制を構築し、各学部・研究科にキャリア担当教員を配置している。学生の進路希望に応じた個別相談、ガイダンス、インナーシップ支援が行われており、1 年次からのキャリア教育の導入により、学生の早期キャリア形成を支援する体制が整っている。キャリア委員会による支援状況の報告・共有、アンケート結果の活用による内容の見直しなど、PDCA サイクルが機能している点も評価される。

生活支援に関しては、学生部が中心となり、大学公式アプリや Microsoft Teams を活用した情報提供体制が整備されている。これにより、学生は必要な支援情報に迅速かつ容易にアクセスできるようになっており、支援の利便性と到達度が向上している。また、学生の孤立防止やメンタルヘルス支援にも配慮がなされており、保健センターとの連携による相談体制が整っている。

これらの取り組みは、各部局が主体的に点検・評価を行い、その結果をもとに具体的な改善策を講じている点でも特色がある。支援体制の整備とその実効性の検証を通じて、学生の多様なニーズに応える柔軟かつ持続的な支援が実現されている点は、高く評価できる。

（2）問題点

本学における学生支援の取り組みは、全学的に一定の体制整備と実践が進められているものの、点検・評価の実施とその活用に関しては、いくつかの課題が明らかとなっている。

○修学支援に関する課題

修学支援においては、ICT 活用の不均衡と制度整備の遅れが見られる。遠隔授業や授業動画の再視聴機能は一部学部・研究科で導入されているものの、全学的な制度整備には至っていない。

また、学生支援に関する教職員の役割分担や連携体制についての明確化が不十分である。体制を整備したうえで、定期的・継続的な点検・評価を行うことが求められる。

○進路支援に関する課題

進路支援に関しては、キャリアセンターを中心に全学として多様な支援が行われているが、学部・研究科レベルでは、取り組みに差がある。特に、学部・研究科独自の支援体制が不明瞭な組織が複数見受けられる。文学部歴史学科、経営学部、教養部ではキャリアセンターとの連携があるものの、学科独自の支援内容が不明瞭であり、支援内容の具体性や継続性に課題がある。また、心理学部では進路支援が特定の教員に偏っている可能性がある。

○情報提供・アクセス性に関する課題

また情報推進部では、PC 環境の更新費用が高額であることから、最新 OS やソフトウェア

の導入が困難となっており、ピーク時の教室や貸出 PC の不足も課題となっている。また、教務事務システムの利便性が低く、帳票開発アプリの操作性にも問題がある。

○部・サークル活動に関する課題

学生活動においては、新入部員が確保できず、休部・廃部する部が増加している。また予算不足から、スポーツ施設の老朽化、クラブハウスの設備未修理等の問題が生じており、学生の安全にかかわる部分については早急な対応が求められる。

○留学生支援・国際交流に関する課題

留学生支援では、協定校からの要請もある中で、留学生宿舎（会館）の未設置が検討課題として残されている。スチューデント・アシスタント（SA）による支援は評価されているが、制度の持続性と拡充が今後の課題である。

○個人情報保護・人権保障に関する課題

個人情報保護・人権保障に関しては、個人情報保護委員会が未開催であり、規程に基づく点検・評価・改善が未実施である。プライバシー権保障に関する取り組みについては改善が望まれており、体制の強化が必要である。

以上のように、本学の学生支援に関する点検・評価と改善の取り組みには一定の成果が見られるものの、部局間の実施状況の差異、評価指標の不在、支援体制の明確化の遅れなど、複数の課題が存在している。これらの問題点を踏まえ、今後は全学的な視点からの支援体制の再構築と、実効性のある評価・改善の仕組みの確立が求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、学生支援の質的向上を目指し、各学部・研究科・部局が多様な取り組みを展開してきたが、点検・評価の実施とその活用においては、さらなる改善と発展が求められている。今後の改善・発展方策として、以下のような方向性が挙げられる。

第一に、学生支援に関する点検・評価の実施体制の強化が必要である。現在、部局ごとに取り組みの進度や方法に差が見られるため、全学的なガイドラインや評価指標の整備を進め、各部局が共通の基準に基づいて点検・評価を行える体制を構築することが求められる。これにより、支援の質を客観的に把握し、改善の方向性を明確にすることが可能となる。

第二に、支援情報の発信と到達度の向上に向けた工夫が必要である。大学公式アプリや Teams などの ICT ツールを活用した情報提供は進んでいるが、学生が必要な情報に確実にアクセスできているかを検証する仕組みが不十分である。今後は、情報の受け手である学生の利用実態やニーズを把握し、双方向的な情報提供のありかたを模索する必要がある。

第三に、教職員の連携体制と専門性の強化が求められる。学生支援に関わる業務は多岐にわたるため、教職員間の役割分担を明確にし、定期的な情報共有や研修を通じて、支援の質を高める必要がある。特に、学生相談やメンタルヘルス支援など、専門的知識が求められる分野では、専門職の配置や外部機関との連携を強化することが望まれる。

最後に、PDCA サイクルの実効性を高めるための仕組みづくりが不可欠である。点検・評

価の結果を単なる報告にとどめず、具体的な改善策の立案・実施・検証へとつなげるプロセスを明文化し、各部局が継続的に取り組めるよう支援する必要がある。これにより、学生支援の取り組みが一過性のものではなく、持続的な改善と発展を遂げることが可能となる。

総じて、本学の学生支援体制は一定の成果を上げているものの、今後は全学的な視点からの体制強化と、実効性のある評価・改善の仕組みの確立が求められる。学生の多様化が進む中で、柔軟かつ包括的な支援体制を構築し、すべての学生が安心して学び、成長できる環境の実現を目指すことが、本学の学生支援のさらなる発展につながるであろう。

第8章 教育研究等環境(本文)

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

本学は、教育研究等環境の整備に関する方針を定めており、学生の学習活動及び教員の教育研究活動を支える基盤整備を進めている。特に教育DXの推進とともに、PC教室環境、ネットワーク情報基盤、事務システムの整備を中心に、教育研究等活動を支えるICT機器の更新をはじめとする、ICTインフラを高水準で維持・運用し、授業形態の多様化に対応できる体制が整えられている。

ネットワーク環境については、情報推進部情報基盤課が中心となって高速化・安定化を図り、情報支援課がICT機器の整備や技術的支援を担うことで、教育・研究活動を支える安定した環境整備と運用促進が図られている。また、学生及び教職員の情報倫理の確立に向けて、学生を対象とした情報リテラシー授業の実施、教職員を対象としたSD研修会等を行うなど、学内の情報環境の安定と利便性向上が図られている。

但し、施設の老朽化やキャンパス間の学習環境格差が依然として残されており、教育機会の均質化という観点で改善の余地がある。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

学術情報サービスは、教育研究活動の知的基盤として位置づけられているが、図書館情報センターでは、学術雑誌や電子資料の体系的な整備が進められており、学外アクセス環境の整備、ラーニング・コモンズの設置やグループ学習スペースの拡充により、学生の主体的学習を支援する環境が整備されている。また、専門資格を持つ司書職員が配置され、学習・研究支援の体制も充実している。

一方、利用者ニーズの多様化に伴い、研究者や学生のニーズに必ずしも応えられていない課題がある。

評価項目③

研究活動に関する支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

研究活動の促進を目的に、学内競争的研究費や外部資金申請支援を展開していることに加え、若手研究者育成に重点を置いた学内競争的資金の拡充や研究費支給制度の整備により、若手研究者による学会発表や科研費採択率の向上といった成果が得られている。

また、研究推進・社会連携部研究推進・社会連携課が研究活動全般の支援を担い、全学的なe-learning等による研究倫理教育を通じて、不正防止・研究データ管理・著作権遵守等に関する意識の向上に寄与しており、健全な研究活動を推進している。

一方で、研究支援の成果の定量的な評価は限定的であり、各部署において改善の進度に差が生じている課題がある。

評価項目④

教育研究等環境に関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

各部署において教育研究等環境に関する自己点検・評価を定期的に実施しており、その結果を改善方策に反映させている。このような取り組みにより、教育研究環境の改善が着実に進んでいる。しかし、現状の点検・評価指標では客観的な改善効果を適切に把握できていない部分もあることから、定量的な評価手法の強化が必要である。また、評価結果の共有体制についても十分に機能しておらず、改善策が部署や学部間で統一的に実行されにくいという課題も残っていることから、全学的な質保証体制の強化が求められる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

本学の教育研究等環境の長所として、ICT機器やネットワーク環境の整備による遠隔教育を含む多様な教育形態の円滑な展開、また、図書館情報センターにおける電子資料やラーニング・コモンズの活用といった教育研究環境整備による学生の主体的な学びの推進が挙げられる。これらは、学びの多様性と学生の自立性を促すものであり、教育の質向上に寄与している。

研究活動面では、学内競争的研究費や外部資金申請支援といった多様な研究費支援、及び全学的な研究倫理教育の徹底により、教職員の不正防止に対する意識が向上し、健全な研究環境を維持している点も評価できる。

（2）問題点

教育研究等活動を支える ICT 機器等の更新費用の財政負担など、財政的持続性の確保が課題である。また、教育研究等環境の整備において、老朽化した建物及び教室設備の改善は、全学的な対応が必要である。特に、教育環境は学部・学科間で均質化されているとは言い難く、自習スペース等のキャンパス間における学習環境格差が依然として残されている。

さらに、部署によっては客観的指標による点検・評価やデータ活用が不十分であるため、改善が限定的となり、全学的な教育研究環境の向上につながりにくい状況にある。加えて、ICT や研究支援を担う専門人材（デジタル人材や URA（University Research Administrator）等）の不足が、現状の事務的課題として顕在化しており、このような人的支援人材の確保による技術・支援両面での組織的な強化が求められる。これらの課題は、大学の目指す教育・研究の理念との乖離を示しており、大学としての一貫した質保証の観点からも改善が求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後の改善に向けて、老朽化施設及び ICT 環境を持続可能な財源計画のもとに更新することが不可欠である。また、図書館サービスについては、利用データに基づいた資料及び人材の配置を行うことで、教育・研究ニーズに即した柔軟な教育研究環境を構築することが求められる。研究支援体制については研究成果等に基づいた研究支援の効果測定を行い、研究者が研究に専念できる体制を整える必要がある。特に、デジタル分野及び研究支援分野の専門的人材の育成・確保は喫緊の課題である。

点検・評価については、学生・教員のニーズに基づく定量的評価を進め、成果を可視化する仕組みを整えるとともに、全学で迅速かつ透明性のある共有を行うことで、PDCA サイクルを促進させることが期待される。さらに、施設整備や学習環境格差の是正は、学生の公平な学修機会の保障に直結する重要な課題であり、社会的責任を果たすためにも計画的に進めていく必要がある。

総じて、本学は教育研究環境の整備において成果を積み重ねてきたが、単なる基盤整備にとどまらず、理念に沿った持続的改善を図ることで、教育研究等環境の質保証をより一層強化し、将来にわたる発展を実現していくことが期待される。

第9章 社会連携・社会貢献(本文)

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

<社会連携・社会貢献に関する方針に基づく、学外機関・地域社会等との連携>

本学では、建学の精神「行学一体・報恩感謝」に基づき、大学の教育研究機関としての社会的責任を果たすため、社会連携・社会貢献に関する方針を明確に定めている。具体的には、「行政、企業、NPO 等、地域社会との連携を深め、社会、産業の発展に寄与するとともに、実践的な教育研究活動を通して社会の発展に貢献する。また、本学の有する知的・人的資源を活用した地域への学術的、文化的貢献を果たすほか、地域教育機関との連携及び学生ボランティア活動の支援を促進し、次世代の社会に貢献する人材の育成に積極的に取り組む。」としており、この方針は大学ホームページにて広く社会に公表されている。

さらに、第2期中期計画において、社会連携に関する「目標・目標値・ロードマップ」を設定し、社会連携戦略の積極的展開を推進している。

そして、本学では社会連携センターを設置し、大学の資源を活用した行政機関、企業、地域団体、大学等との活動を推進及び支援している。その活動は社会活動の「シャ」、地域連携そして知の「チ」を合わせて「シャチ活」の愛称で呼ばれている。また、同センター主導で策定された「2024年度 SCC (Social & Community Cooperation の略) 活動計画」に基づき、社会・地域連携、ボランティア支援、公開講座など、多様な社会連携・社会貢献活動を展開している。これらの活動は、大学の理念に根差した実践的な教育研究の場であると同時に、地域社会との信頼関係を構築し、持続可能な社会の形成に寄与する重要な基盤となっている。

(2024年度 SCC 活動計画の主な活動指標と実績)

活動指標	実績
自治体・産業界から年間 50 件以上の受託事業・受託研究・共同研究・連携事業等の獲得を目指す	68 件
年間 50 件以上のボランティアやプロジェクト等の発信を目指す	65 件
年間 70 講座以上の公開講座開催を目指す	69 講座

本学はキャンパスを構える愛知県内の各地域と連携・協力に関する協定を締結し、地域社会との協働を通じた社会・地域連携活動を推進している。特に、日進キャンパスのある日進市、名城公園キャンパス、楠元キャンパス、末盛キャンパスのある名古屋市を中心に自治体や企業等との連携協定を締結し、地域課題の解決や人材育成に資する多様な取り組みを展開している。

日進キャンパスでは、日進市（2010（平成22）年4月連携協定締結）や長久手市（2023

（令和5）年6月長久手市教育委員会と連携協定締結）との連携を通じて、地域住民向けの体験講座や公開講座、健康事業などを展開している。また、中部圏SDGs広域プラットフォームと連携し、その事務局を日進キャンパスに設置していることは特筆すべき取り組みである。

名城公園キャンパスでは、名古屋市（2022（令和4）年12月連携協定締結）、名古屋市北区（2013（平成25）年10月連携協定締結）、地元商店街との連携を通じて、地域防災、子育て支援、健康づくりなどの分野で協働事業を実施している。また、名古屋市と公民連携拠点形成についてトライアルを実施している。2025（令和7）年4月1日より、地域や社会の課題解決に向けて連携を深めることを目的に、名城公園キャンパスの社会科学研究センター内に名古屋市公民連携サテライトオフィス「NAGOYA FRONTIER TERRACE」を設置することが決定しており、次年度以降の連携事業の推進が期待される。

楠元キャンパス、末盛キャンパスでは、医療系学部の専門性を活かし、地域の行政・医療・教育機関との連携を通じて、地域住民の健康増進や生活支援の向上に取り組んでいる。また、楠元キャンパスに設置された「歯科衛生士リカレント研修センター」では、歯学部、歯学部附属病院、短期大学部が中心となって歯科衛生士を対象とした継続教育を実施し、地域の歯科医療の質向上と専門職のキャリア形成を支援している。これらの取り組みは、地域医療の現場で活躍する人材の育成と、地域社会全体の健康づくりに寄与している。

社会連携センターは、学内外の関係者をつなぐコーディネーターとして機能し、各キャンパスの協力体制のもと、教職員が連携事業の企画・運営に積極的に関与することで、持続可能な連携体制を構築している。

＜大学の知的資源を社会・地域に還元する取り組み＞

○参禅会

附属機関「禅研究所」では、設置趣旨に基づき、毎月1回（3月・8月を除く）、坐禅堂を一般に開放し参禅会を開催している。この取り組みは1980（昭和55）年の坐禅堂開室以来継続しており、名城公園キャンパス開設後は、キャンパス内の坐禅室「放光台」でも実施し、毎回多くの参加者を迎えていている。禅研究所は「禅の思想と実践を現代社会に活かす」ことを目的に設立され、参禅会では専門指導者による坐禅の実践指導と禅の思想に関する解説等を行い、参加者が心身の調和や自己省察できる機会を提供している。この活動は、単なる宗教的実践にとどまらず、ストレス社会におけるメンタルヘルスの向上、集中力や自己管理能力の育成など、現代社会の課題解決に資する価値を還元している。

○資産税務プロフェッショナルプログラム

学校教育法第105条及び学校教育法施行規則第164条の規定に基づき、資産税務に関する高度な専門知識を社会人に提供する「資産税務プロフェッショナルプログラム（履修証明プログラム）」を開設している。本プログラムは、税理士を対象に、大学の学術的知見と実務現場での課題解決に直結する内容を組み込んだ体系的な学びを提供している。相続税や贈与税、資産承継戦略など、現代社会で重要性が高まる分野を網羅している点が特徴であり、本プログラムの受講により、資産税務に精通した専門人材の育成に寄与している。加えて、履修証明制度を活用することで、学びの成果を公的に証明できる仕組みを整備し、社会人の

キャリア形成を支援している。

○地域連携型公開講座

自治体や外部団体と連携して、地域のニーズに応じたテーマ設定を特徴とする地域連携型公開講座を開講し、地域住民の生活に密接する課題や関心に対応するとともに、大学の専門性を活かした学びの場を提供している。これらの講座内容は、法律・医療・歴史・文化など多岐にわたり、地域社会における生涯学習の推進と、大学の知的資源を地域課題の解決に活用するという使命を果たしている。例えば、本学の特色である「宗教」をキーワードに文学部宗教文化学科の教員が、それぞれの視点から、仏教の現代的な地平を切り拓く講座では、宗教文化を現代的視点で再解釈することで、教養の向上と多様な価値観への理解促進に寄与している。また、健康科学部、歯学部、薬学部による健康増進や生活習慣改善に関する講座では、生活習慣病予防や健康意識の向上を通じて、地域全体の健康増進に貢献している。これらの講座は、地域住民の生活に直結するテーマを取り上げ、大学の知識を社会に還元するだけでなく、地域住民の課題解決に具体的な効果をもたらしている。

○大学主催の各種講座

総合大学の強みを活かし、本学教員が社会のニーズに即した実践的かつ学術的な知見を提供する各種講座を開講している。1992（平成4）年度から実施している春季・秋季公開講座は、地域住民に対して学術的・時事的テーマを提供し、知的関心と教養の向上に寄与している。2024（令和6）年度は、包括連携協定締結先である長野県上松町と連携し、一部オンライン講座を開講した。また、一般社会人のみを対象とする少人数授業「オープンカレッジ」では、体系的に学びを継続できる場として9つの講座を開講し、「開放講座」では、本学の授業科目を一般にも開放し、学び直しや専門知識獲得の機会として提供している。「開放講座」は、本学学生にとっても社会人としての経験を有する方と学ぶ機会となり、同年齢層だけの考え方とは異なる考え方に対し、見識を広げる機会にもなっている。さらに、2006（平成18）年度から楠元キャンパスで開講している「モーニングセミナー」は、毎月第2火曜日の午前7時から1時間、独創的で優れた研究を遂行している研究者や一芸に秀でた方々の取り組みを、地域住民にいち早く届けている。様々な領域から時代の趨勢に合った豊富な話題を提供し、さらには、朝の時間帯を活用することで、忙しい社会人が朝活として学べることのできる特色ある取り組みとして、講演回数は228回を数え、地域に根差し高い評価を得ている。

＜社会・地域の課題解決に資する活動＞

○地域・社会連携コース科目

本学は、地域・社会が抱える課題の解決に資する取り組みとして、「地域・社会連携コース科目」を開講している。この科目群は、地域社会の課題解決に向けて、実社会でのフィールドワークや実務家講義を通じて学ぶことを目的としており、学部・学科の枠を超えた横断型の教育プログラムとして位置づけられている。この取り組みの背景には、社会課題に対する学生の主体的な関与を促進し、地域社会との協働を強化する必要性がある。

科目内容は、自治体・企業・市民団体との連携を通じて、地域課題に即したテーマを設定

し、実践的な学びを提供している。例えば、「地域連携学 D」では、北海道厚沢部町との連携により、同町が抱える過疎化の問題に対して実践的な取り組みを行っている。現地での農業体験や地域行事への参加を通じて、移住者の増加及び関係人口の拡大に向けた方策、地域の魅力を探究している。本年度は参加学生と北海道厚沢部町の農家が協働し、名古屋市と厚沢部町の特産品を活用したお弁当を開発した。さらに、厚沢部町の魅力を発信することを目的として、長久手市のリニモテラス及びプロバスケットボールチーム「シーホース三河」のホームゲームにおいてマルシェを開催した。マルシェでは、開発したお弁当のほか、特産品であるメークインや米の販売を通じて、来場者に厚沢部町の魅力を紹介した。この取り組みは、参加学生が「過疎」という地域課題概念に新たな視点を持ち、地域の可能性を考える契機となっている。また、「課題解決型演習 II」では、企業、行政機関、金城学院大学、名古屋学芸大学と連携して、名城公園キャンパスに隣接する三の丸地区を対象に「関係づくり」に関する提案を行うまちづくりの取り組みを実施している。「サービスラーニング実習 IV」では、地域の災害ボランティア団体と連携し、能登半島地震の被災状況や名古屋市が経験した東海豪雨について学び、講座を通じて市民に何を伝えるべきかを考えたうえで、市民向けの防災講座を学生が企画・実施した。

これらの活動は、学生に教室では得られない実践的な学びを提供し、地域社会の課題解決に直接的な貢献をしている。持続可能なまちづくり、地域経済の活性化、防災・減災活動などに寄与するとともに、学生の社会課題に対する理解や課題解決能力の向上、協働力の育成につながっている。

【自治体との連携】

○名古屋市との取り組み

名古屋市とは、包括連携協定に基づき、2024（令和 6）年度には、名古屋市役所内の公民連携推進に関わる部局である総務局総合調整部総合調整課のサテライトオフィスを、名城公園キャンパス内に設置する検討を進めた。市庁舎外に拠点を設けることで、公民連携の結節点としての機能を果たし、学生、教職員と行政職員との交流を通じた地域連携の推進・強化が期待されることから、2025（令和 7）年 4 月の開設が決定した。また、名古屋の文化継承に関わる事業として「やっとかめ文化祭」に協力し、文学部宗教文化学科の教員による市民向け講座を開講したほか、学生が「なごや和菓子」の PR を目的に SNS 記事の作成に参画した。さらに、ボランティア活動促進を目的とした「ぼらマッチ！なごや 2024」を本学で開催した。本イベントは、名古屋市及び名古屋市社会福祉協議会が主催し、名古屋市内の大学が連携して協働会議を開催している。このイベントを通じて、学生にはボランティア活動への参加機会を提供し、ボランティアを募集する団体にとって、活動内容の PR や他団体との交流を通じて、受け入れ体制の改善に資する知見を得る場となっている。

○日進市との取り組み

日進市とは、包括連携協定に基づき、法務、産業振興、福祉、健康など多様な事業を展開している。2024（令和 6）年の主な取り組みの一つとして「にっしん おやこでロースクール」を実施した。この事業は、2016（平成 28）年度から継続しており、大学の模擬法廷を活用して親子が裁判を体験し、法律の基本や法的思考（リーガルマインド）を楽しく学びなが

ら、日進市の子どもと保護者が社会で生きるために必要なルールや法の役割を理解する機会となっており、法教育の普及に貢献している。また、産業振興分野では、「産官学連携講座」を開講し、日進市の観光まちづくり人材の育成を進めている。この講座では、日進市長はじめ観光政策に関わる職員、観光まちづくり協会関係者等によって構成され、行政・地域団体・大学が一体となった教育プログラムであり、優秀な受講者には日進市長から「観光SDGs 修了認定書」が授与されるなど、学びの成果を社会的に証明する仕組みを整備している。

○弥富市との取り組み

弥富市とは、浸水時における広域避難に関する協定及び包括連携協定を締結している。弥富市は海拔ゼロメートル地帯が広がっており、台風や津波などの災害時に住民が避難できる浸水災害のない安全な場所を確保することが重要な課題となっていたことから、2024(令和6)年には、実際に弥富市から本学へ避難するための広域避難訓練を実施した。この訓練は、大学の知見を活用した実践的な防災教育の場として、弥富市民の防災意識を高める機会となっている。加えて、学生による弥富市の魅力を伝えるためのPR動画制作や市職員を対象としたSDGs カードゲームを活用したワークショップを実施した。ワークショップでは、市職員が持続可能な社会の構築に必要な視点を体験的に学び、地域課題の解決に向けた意識醸成を図った。

○長久手市教育委員会との取り組み

長久手市教育委員会より、悩みを持つ若手を中心とした教職員が多く、自主的に相談ができる場が必要との問題提起を受け、長久手市教育委員会と連携協力に関する協定を締結し、心理臨床センターによる専門的カウンセリングを開始した。対象は市内の全小中学校教職員で、臨床心理士や公認心理師など専門家13名が対応している。また、「心の教室相談事業」では、中学校における生徒の相談機会の充実を目的として、本学大学院生を派遣している。これらの取り組みは、教員のメンタルヘルス改善による教育現場の安定と児童生徒の心理的安全性確保に寄与している。さらに、次年度に向けて、学長と市長が意見交換を行い、包括連携協定締結に向けた協議を開始した。

○蒲郡市との取り組み

法学部では、観光資源の多様化と地域活性化を課題としている蒲郡市に対して、国際法に基づく深海魚のまちづくり条例の制定を通じて、深海魚のまち「蒲郡」のさらなる推進について、地域の観光振興とSDGsの観点を融合させた持続可能なまちづくりの方向性を提言した。この活動は、学生が法学的視点を活かした政策提言を実践する貴重な学びの場となると同時に、蒲郡市は観光資源の新たな活用方法を提案されることで地域活性化の可能性が広がり、大学と自治体の協働による課題解決モデルとして評価でき、地域の課題解決に貢献し、大学の存在価値を高める事例となっている。

【企業との連携】

○シーホース三河との取り組み

健康科学部健康科学科では、スポーツ産業の発展と地域活性化に向けた人材育成を目的に、プロバスケットボールチーム「シーホース三河」と連携し、学生主体のスポーツイベントの企画・運営を実施した。この取り組みは、スポーツビジネスやイベント運営に関する実践的教育の重要性が高まる中、学生にプロスポーツの現場で企画・運営を体験する貴重な機会を提供し、地域住民に新しいスポーツ観戦の価値を還元するとともに、スポーツを通じた地域交流を促進している。さらに、健康科学部健康栄養学科はプロバスケットボールチーム「名古屋ダイアモンドドルフィンズ」と連携し、試合会場で栄養や食生活に関する啓発活動を実施した。学生は、カカオポリフェノールの効果など科学的知見を活用したクイズを作成し、150名を超える来場者に栄養の重要性を伝えた。これらの活動を通じて、地域社会の健康づくりとスポーツ振興に貢献している。

○バーチャル・カンパニー

経営学部では、社会の課題解決に資する実践的な経営教育の場として、学生が仮想企業を立ち上げ、企業やNPOと連携して商品やサービスを企画・開発する取り組み「バーチャル・カンパニー」を展開している。2024（令和6）年度は、株式会社角千本店と共同で、刈谷ハイウェイオアシスの開業20周年記念となる商品「紅白きしめん」を開発した。また、新たな商品の開発に加えて、過去に開発した商品の販路開拓にも取り組んでおり、株式会社角千本店とSDGsの視点から廃棄される切れ端を活用した「きしめんチップス」を大手家電量販店のお酒売り場のおつまみコーナーに設置し、食品ロス削減と地域産業の活性化に寄与している。さらに、国際連合が支援する世界最大規模の学生ビジネスコンテスト「Hult Prize」の学内予選を東海地区で初めて開催し、学生のアイデアを地域や企業に還元することで、产学連携の価値を高めている。

○廃食油リサイクルプロジェクト

環境負荷低減と循環型社会の実現を目指し、学内食堂で発生する廃食油を回収し、地域企業の協力のもとでバイオディーゼル燃料として活用する仕組みを構築している。この取り組みは、CO₂排出量の削減に貢献するとともに、持続可能な社会づくりに関する意識向上を促進している。

○脱炭素化推進プロジェクト

地域特性を利用した環境配慮型建築、自然・未利用エネルギーの有効活用、室内学習環境の高度化を軸に、電力供給の多様性、BCP性能向上を実現した名城公園キャンパスでは、キャンパス開設以来、総合監修者の涌井史郎氏を中心に、キャンパスの構想から建築に携わった学識者や設計事務所、建設会社、エネルギー会社など地域の多様な主体と連携し、省CO₂推進化会議を組織し、10年間にわたり省CO₂に向けた取り組みを継続してきた。これらの成果は「10 YEAR ANNIVERSARY-名城公園キャンパス／低炭素から脱炭素化推進 10年の歩み」として取りまとめた。

【地域団体等との連携】

○日泰寺との取り組み

文学部宗教文化学科では、「地域宗教文化Ⅰ・Ⅱ」の授業において、覚王山日泰寺の協力を得てフィールドワークを実施している。この取り組みは、地域の宗教文化や歴史を理解し、学生が実践的な学びを通じて地域社会と関わる機会を提供することを目的としている。具体的には、日泰寺や覚王山商店街での現地調査や関係者への聞き取りを行い、地域文化の価値や宗教の役割を学ぶ活動であり、学生は教室での学びを地域に開き、宗教文化の理解を深めるとともに、地域住民との交流を通じて文化継承に貢献している。

○愛知県歯科医師会との取り組み

本学は、愛知県で唯一歯学部を有する大学であり、歯学部附属病院は歯科専門領域を備えた基幹病院としての位置づけであることから、災害歯科医療支援における連携・貢献として、歯学部災害歯科医療支援室を構築している。日本歯科医師会の枠組みのもとで、愛知県歯科医師会と連携して、国内における災害歯科医療支援を実施できる体制を整備している。

○公共機関との取り組み

公共機関との連携によるキャリア形成支援を積極的に展開している。2024（令和6）年度には、警察官志望の学生を対象に「愛知県警察によるキャリア・デザイン支援連続講義」、消防職に関心を有する学生を対象に、名古屋市消防局との包括連携協定に基づく「名古屋市消防局連携キャリア・デザイン支援講義」、行政職に関心を有する学生を対象に日進市と連携し「キャリアデザイン支援講義-行政職働き方セミナー」を開催した。これらの取り組みは、大学と公共機関が協働し、公共サービスの役割や地域行政の重要性を学ばせ、地域に貢献する人材育成を促進するものとなっている。

○中学校向けキャンパス体験教育プログラム

近年、中学校では「学習意欲の低下」「将来像の不明確さ」といった課題が指摘されており、義務教育段階でのキャリア教育の重要性と、学びへの動機づけを早期に高める必要性が求められていることから、中学生を対象に「キャンパス体験教育プログラム」を実施している。本プログラムでは、大学キャンパスでの体験型学習を通じて、中学生に大学を身近に感じてもらう機会にするとともに、学習意欲の向上と学びの楽しさの醸成を図っている。中学校との連携により、通常の学校教育では得られない学びの機会を提供し、次世代育成と地域の教育力向上に寄与している。

○SDGs 普及啓発教育プログラム

持続可能な社会の実現に向けて、SDGs の普及啓発に資する人材を育成するため、本学、中部大学、なごや環境大学の3大学が連携して、「SDGs 普及啓発教育プログラム」を開設している。このプログラムでは、社会活動や企業活動でSDGsを普及できるスキルを身につけることができ、修了者には、3大学連名の修了証明書が授与され、「なごや環境大学 SDGs アソシエイト」として地域での普及活動に参画する機会が提供される。3大学が連携をして、それぞれ知見を地域社会に活用するプログラムとして、地域の環境意識の向上と課題解決

に貢献する取り組みとなっている。

○名古屋市北区交流会

大学と行政、地域団体が協働して、地域交流を促進していくことを目的として、本学、名古屋市北区、名古屋造形大学の3者が連携して、「名古屋市北区交流会」を毎月開催している。各機関が各種事業や要望事項について意見交換を行い、情報共有と協働の機会を広げている。こうした取り組みにより、地域と大学の連携が強化され、地域課題の解決に寄与しているだけでなく、大学の専門知を活かした活動が地域住民の参加意欲を高め、コミュニティの結束を促進している。また、学生にとって地域と関わる実践的な学びの場となり、社会連携型教育の充実にもつながっている。

○大学生消防団

名古屋市消防局と連携し、大学生消防団の活動を推進している。学生は防火・防災の知識や救急救命技術を学び、地域の防災訓練や啓発活動に参加することで、防災意識の向上と安全なまちづくりに貢献している。この取り組みは、消防団員不足という社会課題に対応し、若い世代の力を地域防災に活かすものとなっている。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいくこと。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、自己点検・評価委員会のもと、自己点検・評価に関する基本方針に基づき、社会連携・社会貢献活動に関わる各組織が毎年、自己点検・評価シートを提出し、点検・評価を実施している。このプロセスにより、活動の現状や成果、課題を体系的に把握し、改善策を検討する体制を整えている。

さらに、社会連携センターでは、「2024年度 SCC活動計画」を策定し、社会連携センター運営委員会において、年度ごとの活動件数、公開講座の開催状況、学生の参加状況などを指標として検証を行っている。また、各種プログラムやイベント実施時には、参加者アンケートを通じて、意見・要望を把握し、必要に応じた議論を行い、調整や改善を重ねながら次年度以降の運営に反映させている。加えて、2024（令和6）年には、北海道厚沢部町及び弥富市の首長との意見交換を実施し、地域のニーズを把握したうえで社会連携・社会貢献活動に取り組んでいる。

点検・評価に基づく改善・向上に向けた取り組みの一例として、本学では、地域・社会連携コース科目のうち「サービスラーニング実習Ⅲ・Ⅳ」が未開講の状態が続いていたものの、地域や自治体からの連携依頼が増加しているにもかかわらず、教育課程に十分に反映できていないことが課題となっていた。また、学生にとって、地域課題解決に関わる実践的な学

びの機会を創出すべきことが確認され、検討した結果、「サービスラーニング実習Ⅲ・Ⅳ」を地域や自治体と連携したプロジェクト講義として開講することを決定した。これにより、地域・自治体との協働を教育課程に組み込み、学生が主体的に地域課題に取り組む機会を拡充した。

また、近隣自治体である長久手市との連携について、これまで一部の学部で個別に取り組みを行っていたが、大学組織全体としての包括的な連携は十分に構築されていなかった。地理的に近接する自治体との協働が乏しいことは、地域連携の推進において課題であったことから、学長と市長による意見交換を行い、双方で連携強化の必要性を共有し、包括連携協定の締結に向けた協議を開始した。今後は、総合大学として有する多様な学部・学科の専門性を活かし、教育・歴史・観光など、幅広い分野での地域課題に即した連携を推進していくこととした。

さらに、学生が主体的に社会や地域と連携して課題解決に取り組む活動が、他大学と比較して少ないことが課題となっていた。地域社会との協働を通じた実践的な学びは、大学の教育理念に沿った重要な要素である。そこで学生の主体性や社会貢献意識を育成するためにも、活動機会の拡充が必要と判断し、地域社会と連携した活動を企画・実施する学生やゼミナール等を経済的に支援する仕組みを検討した。そして2025（令和7）年度より「シャチ活チャレンジ応援金」として実施することを決定し、地域や社会と連携した応援金の活用により、学生が主体的なプロジェクトを展開できる体制を整備した。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

（1）長所

本学は、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、学部、研究科、社会連携センターを中心とした各組織が相互に協力し合いながら、多種多様な社会連携・社会貢献活動を推進しているのが特徴である。とりわけ、曹洞宗により曹洞宗専門学支校として創立された教育機関を源流としている本学ならではの取り組みとして、坐禅堂を活用した坐禅体験や日泰寺と連携した取り組みが挙げられる。特に坐禅体験は、単なる宗教行事ではなく、現代人が抱えるストレスや集中力低下といった課題に応える「心のリセットプログラム」として、本学教員であり、僧侶でもある専門家による指導と禅思想の解説を通じて、宗教的価値を現代社会に活かし、地域住民に「利他行」の精神を体験的に学ばせる場となっている。

また、「中学校向けキャンパス体験教育プログラム」は、地域の中学生を対象に、大学キャンパスを活用した体験型学習プログラムを展開している。この取り組みは、中学校の要望に応じて柔軟にカスタマイズ可能であり、大学が地域のキャリア教育等を支える実践的なモデルとして機能していると同時に、大学生がプログラムに関わり、自らの学びを整理して生徒達に伝えることで、双方に教育的効果をもたらす特徴ある取り組みである。

他にも、名城公園キャンパスに名古屋市総合調整課のサテライトオフィスを試験的に設置し、行政と大学が協働するための拠点を構築した。このトライアルを通じて、公民連携の可能性を検証した結果、2025（令和7）年度から常設化することが決定され、行政との新たな連携モデルとして先進的な事例であると言える。

（2）問題点

年々、自治体や企業等からの連携相談事案が増加しており、人的資源の不足が課題となっている。それらの外部機関の要請に応え、持続可能な社会連携・社会貢献活動を推進・強化していくためには、専門的人材を配置する必要がある。特に、社会連携・社会貢献活動を教育に結び付けるためには、専門的知見を有する専門人材の活用が不可欠である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

社会連携・社会貢献活動の更なる充実・推進に向けて、以下の方策を講じる。

まずは、2025（令和7）年度から新たにスタートする「シャチ活チャレンジ応援金」を核に、学生主体の地域と連携した取り組み、課題解決プロジェクトを本格的に支援する。学生が自ら企画・実行する挑戦を後押しすることで、学びを社会に直結させる実践的な環境を整備するとともに、活動成果を学内外へ効果的に発信し、地域社会との連携強化を図る。

また、地域や社会との連携を一層強化する。特に、自治体との強化を進めるにあたり、長久手市と包括連携協定を締結し、幅広い分野での連携事業を推進する。また、キャンパス所在地であり、長年にわたり各種事業を展開してきた日進市との連携をさらに強化し、本学を軸とした両自治体の地域活性化に寄与する取り組みを検討する。加えて、2025（令和7）年度に常設予定の名古屋市との公民連携拠点「NAGOYA FRONTIER TERRACE」を最大限に活用し、より強固な連携を模索していく。

さらに、名城公園キャンパス開設以来取り組んできた脱炭素化推進プロジェクトにおいて、10年間の省CO₂の成果を踏まえ、次の10年に向けて活動目的を「省CO₂」から「脱炭素」へとアップデートするとともに、これまで培った知見やノウハウを地域社会へ広く還元することを主軸とした活動を展開する。

最後に、社会連携・社会貢献活動について大学全体での包括的把握を目的として、シャチ活共有フォームを活用して情報収集を行っているが、現状では十分とは言えない状況である。収集した情報は、「愛知学院大学 社会・地域連携活動サイト」等で公開し、大学の存在価値の向上に寄与している旨を関係各所に周知するとともに、今後も情報収集の精度向上と包括的な把握に努める。

本学は、社会連携・社会貢献に関する方針のもと、地域社会との協働を積極的に推進している。自治体・企業・地域団体との包括連携協定をはじめ公開講座、ボランティア活動、専門人材育成プログラムなど、多様な取り組みを通じて地域課題の解決と人材育成に貢献している点は、本学の強みである。また、名古屋市との公民連携拠点設置、脱炭素化推進プロジェクト、中学校向け体験教育プログラムなど先進的な事例も展開している。今後は、地域社会との信頼関係を一層強化し、「地域や社会にとってなくてはならない存在」として、「シャチ活」の愛称のもと、愛知学院大学ならではの社会連携・社会貢献活動を推進していく。

第10章 大学運営・財務（1）大学運営(本文)

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

＜評価の視点＞

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

大学運営・財務に関する基本的な考え方及び全学的な方針に関しては、「大学運営・財務に関する方針」として大学ホームページに掲載され、示されている。また、より具体的な大学運営・財務に関する方針が示された「愛知学院大学第2期中期計画」が、教授会等において開示されており、教職員が大学運営・財務に関する方針を共有可能な体制が、整備されている。加えて、大学の教学及び運営に関する基本・重要事項について協議を図ることを目的とした大学執行部会を設置しており、大学執行部会における協議事項等は全学の関連委員会等において共有・検討される。また、代表教授会で決定した審議事項については、最終的には理事会決定通知によって職員にも周知されるため、大学運営に関する具体的な方針や課題等についても教職員が共有可能な体制が整えられている。

第3期認証評価において、「2019（令和元）年度から2020（令和2）年度にかけて、学則や「学校法人愛知学院事務組織規程」をはじめとした関連規程の改正を行わずに、大幅な組織改編を実施していることから、規程に基づく適切な大学運営が行われているとはいがたい。学則改正を含めて、可及的速やかに諸規定を整備するよう是正されたい。」との指摘を受けた。当該指摘を受け、学則については、2021（令和3）年2月5日の代表教授会において審議・承認し、同年2月25日の学内理事会及び3月25日の理事会・評議員会の審議・承認を経て、「愛知学院大学学則」の改定を行った。「学校法人愛知学院事務組織規程」をはじめとする関連諸規程は、2022（令和4）年2月22日及び同年3月23日の学内理事会において審議・承認され、規程改定を行っている。

そのうえで大学運営については、「大学執行部会規程」、「学部長会規程」、「代表教授会規程」及び「愛知学院大学職制規則」といった関連諸規程において明文化された内容に従って、学長を中心とした適切な大学運営を行うとともに、それらの規程において、学長等の役職者及び教授会等の組織の権限と役割を明確に定め、学長、副学長、学部長等の任免、意思決定及び業務執行を適正な手続のもとで行っている。

大学を設置・管理する法人の運営については、「愛知学院大学職制規程」、「学校法人愛知学院事務組織規程」及び「学校法人愛知学院事務分掌規程」を設け、それら規程のもとで教学組織及び法人組織それぞれの権限及び責任を明確にした運営・連携体制を整備しており、

大学を適切に管理・運営できている。また、「学校法人愛知学院寄附行為」及び「理事・評議員の選任及び理事会運営規程」により、理事長等の権限及び責任を明確化し、法人役職者の任免及び法人運営を適切に行っている。加えて、監事監査、財務監査及び内部監査による法人組織のチェック体制を構築し、法人の意思決定・業務執行に対するチェック機能を整備している。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

予算は、財務部が作成した予算案が学内理事会において提案され、学内理事会における約1ヶ月の議論の上、決定されている。その後、当該決定内容を「学校法人愛知学院 予算編成方針」として予算執行部課所へ通知しており、予算を適正な手続で編成している。

予算執行プロセスにおいては、「予算取扱マニュアル」を作成し、各部課所の起票を財務部でチェックした後に支払処理する、高額となるケースでは相見積もりを取得の上、一番安価な取引先を選択する等、不正経理の防止に努めており、予算執行における透明性の確保に努めている。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるよう、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

法人及び大学運営に関する業務を担当する事務組織については、「学校法人愛知学院事務組織規程」をもとに必要な部課所を整備するとともに、「学校法人愛知学院事務分掌規程」に各部課所の担当する業務を示しており、法人及び大学の運営において、業務内容に応じた適切な人員を配置している。

教員と職員の協働・連携については、効果的な教学運営と大学運営が可能となるように、大学教学改革推進企画室を設置し、教員と職員の協働・連携による運営体制の構築を図っている。また、教員の部長職だけでなく、職員を事務部長として配置する、主要な委員会には、教員と職員の管理職が参画するなど、教職協働を推進し、教員と職員が協働・連携した円滑かつ効果的な大学運営に取り組んでいる。スタッフ・ディベロップメント（SD）活動の一環であるSD研修会では、教職員に共通するテーマが設定されており、教職員の協働・連携の意識向上が図られている。

専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置については、人事異動等により、専門知識及び技能を有する職員の短期的な育成が難しい場合があるため、中途採用や外部委託などにより、多様な人材の補充を図っている。例えば、キャリアセンターにおいてはキャリアカウンセラーの有資格者を、教職支援センターにおいては高等学校教員退職者の実務家職員等を配置、図書館業務や経理業務等においては専門業者による業務の外部委託を実施するなどし、専門的な知識及び技能を有する人材の配置に取り組んでいる。

人事及び業績評価や処遇改善については、個別面談を通じ、職員間の意思疎通の改善及びモチベーションの向上が図られている。

SDについては、SD活動の実施による教職員の資質向上が図られている。しかし、現状では、全教職員に対して共通の単一テーマを設定した研修会が開催されているため、今後は職務・職責に応じた多様なテーマ設定が必要となる。この点については、今後、職種・役職に特化した研修が予定されていることから、改善が期待できる。

評価項目④

大学運営に関する状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関する事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関する事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

大学運営の適切性のチェックについては、監事、監査法人及び内部監査室による三様監査体制を整備し、定期的な監事による監査、年間計画に基づく監査法人による財務監査等を実施するとともに、年4回実施している連絡会において三者間で情報を共有することで、大学運営の適切性を確保するための効果的な体制を構築している。また、監査結果を調書及び報告書としてまとめ、理事会等に報告したうえで意見を交換し、大学運営に活用している。これらのことから大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用した改善・向上に取り組めていると言える。

大学運営に関する状況の定期的な点検・評価については、規程に基づき、自己点検・評価を実施し、改善・向上に向けて取り組むことが定められており、全学、学部等の自己点検・評価委員会の活動により、大学運営に関する事項を定期的に点検・評価できている。加えて、点検結果の学長への報告などを通じて、現状及び課題を適切に把握できている。さらには、点検・評価の結果を活用し、学長が主導して大学運営に関する事項の効果的な改善・向上に取り組んでいる。

自己点検・評価に際しては、学長への報告、事業報告書の作成等を通じて、当該事項における現状及び課題を適切に把握し、教職員は本学ホームページに掲載された事業報告書を通じて各部門の事業状況を共有可能であり、課題及び課題への取り組みを把握可能な体制を整備している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

大学及び法人の運営について各種規程を整備し、それら規程及びチェック体制をもとに適切な大学及び法人の運営を行うべく努めている。

(2) 問題点

予算編成に関しては、契約を伴う委託業務について規程の新設を含めた見直しを検討しているが、それに加えて、関連部課所を含め、委託した業務内容等の精査を行うとともに、費用対効果の検証が課題と言える。

予算管理に関しては、予算編成における事業別予算設定額一覧から勘定科目別に振り替えられた資料がないことから、予算書（事業活動収支計算書等）上にどのような影響を及ぼすのかが不明な状況にあるため、具体的な改善策を検討する必要がある。

学生支援活動における教職員の連携構築については、教職員の協働・連携の方針や多様な取り組みがあると、より大学運営の円滑化に資する協働・連携が可能となるので、それらの点について検討することが望まれる。

人事及び業績評価制度は、導入・運用が検討されているのみであるため、具体的な対応が必要な状況にある。この点については、業績及び人事評価制度の導入に向けた人事評価制度検討ワークショップの開催が計画されており、今後の改善・向上が期待される。また、毎年的人事異動により、専門的な知識を有する職員の育成が難しいため、その点を中途採用で補っている。しかし、求める人材を適時に確保できる保証はないため、新卒採用の段階からの採用・配置の方針や、在職中の職員の育成・配置方法を定めることが望ましい。

担当部課所による自己点検・評価の適切性を検証する際に、根拠資料は重要な役割を果たすが、「予算執行プロセス」、「人員配置及び配置人数等の適切性の判断基準」並びに「専門的な知識及び技能を有する職員の育成及び配置」に関する根拠資料は提示されていない。自己点検・評価を適切に行うためにも、それらに関する根拠資料を明示すべく、当該項目担当部課所における改善が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

今後は、引き続き大学運営の改善・向上への取り組みの適切性及び効果の検証を実施するとともに、その結果を教職員に開示して問題意識を共有する、専門的な知見を活用する、各部署との直接的な相談・確認の体制構築を充実させるなど、より効果的な大学運営の改善・向上への取り組みが望まれる。

事業報告書及び事業計画書を作成、公表し、大学運営の改善・向上を図っているが、各部課所において「大学運営の現状」、「成果があがっている取り組み」及び「課題」を十分に把握できていない、並びに「大学運営に関わる事項の改善・向上へ取り組み」及び「それらを効果的な取り組みへつなげること」が現状では不十分である、という問題点が認識されている。この点については、経営企画室が事業計画書及び事業報告書について担当し、より各部課所と連携して対応することができる体制を整備していることから、今後の改善・向上が期待できる。

また、「大学運営上の課題への理事会及び評議員会の見解」、「事業報告・事業計画の各項

目の進捗状況及び課題」、並びに「今後の方針」を各学部、部課所等に通知するなど、大学運営の改善・向上への課題の全学的な共有に取り組むことが求められる。

第10章 大学運営・財務（2）財務(本文)

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

「愛知学院大学第2期中期計画」では事業活動収支計算書の経常収支の黒字化を目標とし、収入強化及び予算編成時の「事業別予算設定額一覧」において支出抑制を予算要求時に求めるとともに、各種引当特定資産の積み上げ計画を進めており、教育研究活動を安定的に遂行するための具体的な計画を策定し、大学運営にあたっている。

また、定期的な学内理事会への収支状況の説明、高額な収入・支出の具体的な説明、資金運用商品の取引状況及び配当金額等の説明をもって、財務に関する状況の定期的な点検・評価としている。

財務関係比率は本学ホームページ等で開示されているが、当該比率の中長期計画における利用については、検討段階であるため、適切な目標値の設定等の具体的な対応が必要な状況である。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

教育研究水準を維持するため、管理経費の見直しにより、財政基盤の安定化を図っている。教育研究活動の安定化のためには、収入の増加と支出の抑制の両面が必要であり、また、管理経費等の支出の見直しには限度があると考えられるため、今後の教育研究水準の維持、向上のためにも収入の確保が必要な状況と言える。そのような状況において、資金運用の強化、収入の多様化に取り組んでいることから、今後の財政面への貢献が期待できる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

(1) 長所

収入の多様化を図るうえで、寄付金募集の新設、研究推進・社会連携部による外部情報の各研究者へ提供等を行っている。また、資金運用においても強化を図るため、一部新たな運用商品の取引を開始している。

(2) 問題点

財務関係比率の中長期計画における利用については、検討段階に留まっており、適切な目標値の設定、各比率の達成状況と要因の分析など、具体的な利用方法の導入及び実施が必要な状況である。

安定的な財政基盤の構築については、資金運用の強化、収入の多様化に取り組んでいることから、財政基盤の改善が期待できるが、その一方で、授業料収入以外の財源がどの程度、確保されているか及び十分確保されているかどうかを検討する必要がある。

定期的な学内理事会への収支状況の説明、高額な収入・支出の具体的な説明、資金運用商品の取引状況及び配当金額等の説明をもって、財務に関する状況の定期的な点検・評価しているが、説明のみをもって自己点検・評価、あるいは改善・向上に向けた取り組みとは見做し難いため、具体的な自己点検・評価あるいは改善・向上のための取り組みを示す必要がある。また、引当特定資産への積立は将来の支出に備えるものであり、当該積立が直接的に収支額の改善につながるわけではないので、財務に関わる事項の改善・向上につながる効果的な取り組みとその成果を示す必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学運営のための財務活動については、中長期計画における指標・目標及び課題・問題点で挙げられている各項目への改善策を進めるとともに、予算シミュレーションの作成、支出超過部門の業務見直しなど該当する部門と連携しながら、事業、予算及び財務管理の具体的な改善策を策定し、財務に関わる事項の改善・向上につながる効果的な取り組みとその成果を示す必要がある。

終章

本報告書において、第1章「理念・目的」、第2章「内部質保証」、第3章「教育研究組織」、第4章「教育・学習」、第5章「学生の受け入れ」、第6章「教員・教員組織」、第7章「学生支援」、第8章「教育研究等環境」、第9章「社会連携・社会貢献」、第10章「大学運営・財務」について、2024（令和6）年度自己点検・評価を実施し、その結果を取りまとめた。全体を通じて、本学としての取り組みの進捗や改善の成果を確認するとともに、課題を明確化し、今後さらに内部質保証の実質化を推進するための方向性を示すものである。

第1章においては、本学の理念が確立され、それに基づき時代に即応した人材輩出に努めていると評価されている。ただし、本学ならではの特色が打ち出せていないと指摘されている。大学のブランド化が十分でないということである。

第2章においては、内部質保証の理念と体制が整えられ、教育研究活動及び管理運営についてPDCAサイクルが確立していると評価されている。今後、内部質保証の結果と事業計画・中期計画との連携強化や、内部質保証体制自体の検証が求められている。

第3章においては、教育研究組織が適切に設置され、地域連携やグローバル社会への対応、最先端の研究活動について良好であることが評価されている。

第4章においては、各学部・研究科がディプロマ・ポリシーに基づき、適切にカリキュラムを編成し、教育活動を展開している。また、各学部・研究科がアセスメント・プランに基づき学修成果を適切に検証していると評価されている。ただし、大学全体としてのアセスメント・プランは存在するものの、それに基づいた学修成果の把握は不十分であり、今後さらなる検証が望まれる。

第5章においては、歯学部の収容定員未充足及び、ほとんどの大学院研究科の収容定員未充足が指摘されている。歯学部では、国家試験合格率向上のプロジェクトにより、入学志願者増を企図している。大学院においては、総合政策研究科が博士後期課程の募集停止を実施した。大学院研究科における定員管理の徹底が求められている。

第6章においては、教員の組織運営は、教育・研究・社会貢献を有機的に連携させ、適切であると評価されている。ただし、教員の担当授業時間の把握・管理体制の不備、年齢構成・多様性の偏りなどが指摘され、改善が望まれている。

第7章においては、学修支援・生活支援・キャリア支援・障がい学生・留学生支援など、多岐にわたる学生支援体制を整備していると評価されている。今後は、PDCAサイクルの実効性を高め、具体的な改善・実施・検証が行われる仕組みづくりが求められている。

第8章においては、遠隔教育を含む多様な教育形態に対応したICT機器やネットワーク環境の整備、主体的学びの促進につながるラーニング・コモンズ等の整備が評価されている。また、教員の研究費獲得の獲得支援についても評価されている。ただし、施設の老朽化が指摘されている。

第9章においては、学部・研究科・社会連携センターを中心とした組織が相互に協力し、多種多様な社会連携・貢献活動を展開していると評価されている。ただし、社会連携に関する相談事案が増加する傾向にあり、対応できる人材不足が指摘されている。

第10章においては、大学及び法人の運営について各種規程を整備し、それに基づき適切な運営に努めていると評価された。また、収入の多様化に向けた取り組みにも努めていると

評価されている。ただし、人事評価制度の運用や授業料収入以外の財源の十分な確保が求められている。

本学は 2027（令和 9）年度に予定されている第 4 期大学基準協会認証評価の受審に向けて、内部質保証体制の整備及び改善に取り組んできた。本報告書は、その準備段階として実施した自己点検・評価の結果を取りまとめたものであり、大学基準協会が第 4 期認証評価の要と捉える「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価」を本学も重視な視点として作成した。しかしながら、第 2 章において記述されているように、内部質保証の実質性に向けては課題が存在している。次年度の点検・評価報告書作成までに、さらなる内部質保証体制の整備に向けた検討を進めるとともに、各基準における課題に対応した改善策を積極的に推進することが求められる。